# 地方分権に関する基本問題についての
# 調査研究会報告書

（座長：神野　直彦）

平成３０年３月

一般財団法人　自治総合センター

# はしがき

第１次・第２次地方分権改革では、国と地方の関係を対等・協力の関係に変えるという理念の下、地域が自らの創意と工夫により課題を解決するための制度的基盤の構築が図られてきた。

平成２５年６月に「第３次一括法」、平成２６年５月に「第４次一括法」が成立し、地方公共団体に対する事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等が進められてきた。

さらに、地方の発意に根ざした取組を推進する新たな手法として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が平成２６年から導入された。

「提案募集方式」による地方公共団体等からの提案等を踏まえ、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を一層推進するため、平成２７年６月に「第５次一括法」、平成２８年５月「第６次一括法」が成立し、平成２９年４月には「第７次一括法」が成立した。

このような地方分権に関する種々の改革の進展や課題を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について先進的かつ実践的な調査研究を実施するため、平成１６年度に本研究会を設置し、検討を重ねてきた。平成２９年度においては３回の研究会を開催しており、本報告書は、その成果をとりまとめたものである。

本報告書が、我が国の地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。

なお、本研究会は、一般財団法人全国市町村振興協会と一般財団法人自治総合センターが共同で実施したものである。

平成３０年３月

一般財団法人　全国市町村振興協会
理事長　　山　野　岳　義
一般財団法人　自治総合センター
理事長　　梶　田　信一郎

# 地方分権に関する基本問題についての調査研究会
# 委員名簿

| | | |
|---|---|---|
| 座長 | 神野　直彦 | 日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授 |
| | 青木　宗明 | 神奈川大学経営学部教授 |
| | 荒井　　崇 | 東北大学大学院法学研究科教授 |
| | 池上　岳彦 | 立教大学経済学部教授 |
| | 井手　英策 | 慶應義塾大学経済学部教授 |
| | 川島　　司 | 日本大学経済学部教授 |
| | 佐藤　　滋 | 東北学院大学経済学部准教授 |
| | 関口　　智 | 立教大学経済学部教授 |
| | 高端　正幸 | 埼玉大学大学院人文社会科学研究科准教授 |
| | 沼尾　波子 | 東洋大学国際学部教授 |
| | 半谷　俊彦 | 和光大学経済経営学部教授 |
| | 古市　将人 | 帝京大学経済学部講師 |
| | 星野　　泉 | 明治大学政治経済学部教授 |
| | 諸富　　徹 | 京都大学大学院経済学研究科教授 |

# 目　次

第１章　平成29年度調査報告

○　トランプ財政と税制改革案
：予算教書・オバマケア代替案なども踏まえて・・・・・・　3

○　ドイツにおける財政調整制度の改革について・・・・　13

○　フランスにおける地方法人課税の改革
～職業税から地方経済税への変革～・・・・・・・・・・・・・　21

第２章　参考資料

○　経済財政運営と改革の基本方針2017・・・・・・・・・・・　33

○　地方自治法等の一部を改正する法律について・・・・・・　52

○　地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会
報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　61

# 第１章

# 平成29年度調査報告

# トランプ財政と税制改革案：予算教書・オバマケア代替案なども踏まえて

関口　智（立教大学）

## 1．トランプ政権の予算教書（2017 年 5 月 23 日）

### （1）全体像：10 年間で財政黒字化（2027 年に債務残高 59.8%（対 GDP 比））。

【表1】予算教書の財政赤字への効果：財政赤字の増加(+)又は減少(−)　（単位：10億ドル）

| | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 合計 2018-2022 | 合計 2018-2027 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 政策前ベースラインにおける財政赤字計画：① | 585 | 605 | 413 | 553 | 647 | 743 | 881 | 925 | 956 | #### | 1,234 | 1,338 | 3,238 | 8,775 |
| 対GDP比 | 3.2% | 3.2% | 2.1% | 2.7% | 3.0% | 3.3% | 3.8% | 3.8% | 3.8% | 4.1% | 4.5% | 4.7% | | |
| 2018年予算における財政赤字削減額：② | 0 | -2 | 28 | -25 | -161 | -286 | -441 | -606 | -746 | -905 | -1,122 | -1,355 | -885 | -5,619 |
| 2018年度予算における提案 | 0 | -2 | 30 | -1 | -98 | -184 | -288 | -393 | -479 | -572 | -714 | -859 | -541 | -3,558 |
| 主要施策(Major initiatives) | | | 5 | 12 | -35 | -66 | -123 | -184 | -227 | -275 | -368 | -458 | -207 | -1,719 |
| オバマケアの廃止・代替(Repeal and replace Obamacare) | | | 25 | 30 | -5 | -30 | -35 | -40 | -40 | -50 | -50 | -55 | -15 | -250 |
| 官民インフラ投資への1兆ドル支援 | | | 5 | 25 | 40 | 50 | 40 | 20 | 10 | 5 | 5 | | 160 | 200 |
| Reform financial regulation and prevent taxpayer-funded bailouts | | | | -2 | -3 | -3 | -4 | -4 | -4 | -4 | -4 | -5 | -12 | -33 |
| Establish a paid parental leave program | | | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 8 | 18 |
| メディケイド及びChildren's Health Insurance Program(CHIP)の改革 | | | -2 | -3 | -10 | -20 | -40 | -60 | -80 | -105 | -130 | -165 | -75 | -615 |
| 福祉制度改革 | | | -9 | -16 | -23 | -25 | -30 | -33 | -33 | -34 | -35 | -34 | -103 | -272 |
| 連邦学生ローンの改革 | | | -4 | -7 | -11 | -13 | -15 | -17 | -18 | -19 | -19 | -20 | -50 | -143 |
| Reduce improper payments Government-wide | | | 0 | -1 | -2 | -3 | -5 | -5 | -10 | -21 | -38 | -58 | -11 | -143 |
| Reform disability programs | | | -1 | -1 | -2 | -2 | -3 | -5 | -8 | -12 | -17 | -22 | -9 | -73 |
| Reform retirement benefits for Federal employees | | | -4 | -1 | -3 | -4 | -6 | -7 | -8 | -9 | -10 | -11 | -18 | -63 |
| Limit Farm Bill subsidies and make other agricultural reforms | | | | -3 | -4 | -4 | -4 | -4 | -4 | -5 | -5 | -5 | -15 | -38 |
| Extend the current Veterans Choice program | | | 1 | 2 | 2 | 3 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 11 | 31 |
| その他の支出削減及びプログラム改革 | | | -7 | -12 | -16 | -17 | -26 | -35 | -38 | -27 | -71 | -89 | -78 | -338 |
| 裁量的支出の優先順位変更 | | -2 | 25 | -13 | -62 | -113 | -153 | -185 | -214 | -242 | -270 | -300 | -316 | -1,527 |
| 国防費強制削減(defense sequester)撤廃及び国防・裁量的支出の上限引き上げ | | 2 | 42 | 52 | 52 | 50 | 49 | 48 | 47 | 45 | 43 | 41 | 245 | 469 |
| 政府部門の再編と非国防・裁量的支出に対する2ペニープランの適用 | | -5 | -15 | -49 | -81 | -112 | -133 | -156 | -179 | -202 | -226 | -251 | -390 | -1,404 |
| Phase down the use of Overseas Contingency Operations funding 1 | | 1 | -2 | -16 | -33 | -51 | -69 | -77 | -82 | -85 | -87 | -90 | -171 | -592 |
| Debt service and indirect interest effects | | | | | -1 | -5 | -12 | -24 | -38 | -55 | -76 | -101 | -18 | -312 |
| 経済的フィードバックの効果(Effect of economic feedback) | | | -2 | -24 | -63 | -102 | -153 | -213 | -267 | -333 | -408 | -496 | -344 | -2,061 |
| 2018年予算における財政赤字(黒字(+))：①+② | 585 | 603 | 441 | 528 | 486 | 457 | 440 | 319 | 210 | 177 | 112 | -17 | 2,353 | 3,156 |
| 対GDP比 | 3.2% | 3.1% | 2.2% | 2.5% | 2.2% | 2.0% | 1.8% | 1.3% | 0.8% | 0.6% | 0.4% | −0.1% | | |
| 総債務 | 19,540 | 20,355 | 21,093 | 21,840 | 22,503 | 23,114 | 23,647 | 24,071 | 24,410 | 24,639 | 24,781 | 24,676 | | |
| うち政府保有分 | 5,372 | 5,531 | 5,740 | 5,883 | 5,994 | 6,090 | 6,130 | 6,184 | 6,260 | 6,260 | 6,240 | 6,101 | | |
| うち政府保有以外分 | 14,168 | 14,824 | 15,353 | 15,957 | 16,509 | 17,024 | 17,517 | 17,887 | 18,150 | 18,379 | 18,541 | 18,575 | | |
| 対GDP比 | 77.0% | 77.4% | 76.7% | 76.2% | 75.1% | 73.7% | 72.2% | 70.2% | 67.8% | 65.3% | 62.7% | 59.8% | | |

(資料)Office of Management and Budget (2017),Table S-2及びTableS-10より作成。

→財政赤字は 10 年間で 56,190 億ドル削減。

→歳出削減分（35,580 億ドル）と経済効果分（20,610 億ドル）。

### （2）歳出削減分：35,580 億ドル

・オバマケア代替又は廃止に伴う赤字削減（2,500 億ドル）

・メディケイド支出（6,150 億ドル）、福祉関連支出（2,720 億ドル）等の大幅な削減。

※インフラ投資予算の増額（2,000 億ドル）と国防予算の増額（4,690 億ドル）

→公的年金、メディケア（高齢者医療保険）、国防費等は削減しないとの選挙公約を反映。

### （3）経済効果分：20,610 億ドル

## ２．トランプ予算教書における税制改革の位置づけ：歳入中立を主張

→財政赤字における予算教書と CBO 予測の差異

【表2】大統領予算に対する議会予算局とトランプ政権との見積もりの差異　（単位：10億ドル）

| | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 合計 2018–2022 | 合計 2018–2027 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 財政赤字見積：【大統領予算教書：表1】① | -603 | -440 | -526 | -488 | -456 | -442 | -319 | -209 | -176 | -110 | 16 | -2,351 | -3,150 |
| 名目GDP | 19,162 | 20,014 | 20,947 | 21,981 | 23,093 | 24,261 | 25,849 | 26,779 | 28,134 | 29,557 | 31,053 | | |
| 財政赤字見積【議会予算局】② | -693 | -593 | -689 | -664 | -692 | -745 | -681 | -636 | -696 | -719 | -720 | -3,383 | -6,836 |
| 名目GDP | 19,210 | 19,924 | 20,671 | 21,380 | 22,165 | 23,037 | 23,951 | 24,905 | 25,896 | 26,927 | 27,999 | | |
| 差異：大統領予算教書（②）-議会予算局（①） | -91 | -153 | -163 | -176 | -237 | -303 | -362 | -427 | -521 | -609 | -736 | -1,032 | -3,686 |
| 歳入の差異[b] | -145 | -176 | -181 | -203 | -240 | -305 | -356 | -425 | -494 | -575 | -673 | -1,106 | -3,628 |
| 経済上（Economic） | -23 | -46 | -86 | -151 | -221 | -289 | -359 | -431 | -515 | -608 | -711 | -793 | -3,417 |
| 技術上（Technical） | -122 | -130 | -95 | -52 | -19 | -16 | 2 | 6 | 21 | 33 | 39 | -312 | -211 |
| 歳出（Outlays）の差異[c] | -54 | -23 | -18 | -26 | -4 | -2 | 6 | 2 | 27 | 33 | 64 | -73 | 58 |
| 義務的経費（Mandatory） | -38 | -6 | 1 | -7 | 12 | -1 | -14 | -26 | -23 | -38 | -34 | -1 | -137 |
| 経済上 | 2 | 0 | -1 | -9 | -16 | -27 | -37 | -45 | -63 | -76 | -96 | -54 | -371 |
| 技術上 | -39 | -6 | 3 | 2 | 28 | 26 | 23 | 20 | 40 | 38 | 62 | 53 | 234 |
| 裁量的経費（Discretionary）：技術上 | -9 | -9 | -11 | -14 | -11 | 2 | 11 | 4 | 8 | 8 | 9 | -42 | -1 |
| 純利払費（Net interest） | -7 | -8 | -9 | -5 | -5 | -3 | 9 | 24 | 42 | 64 | 89 | -30 | 196 |
| 経済上 | -5 | -5 | -8 | -5 | -5 | -3 | 4 | 13 | 26 | 42 | 61 | -25 | 121 |
| 技術上 | -2 | -3 | -2 | 0 | -1 | 0 | 5 | 10 | 16 | 21 | 28 | -5 | 75 |

（資料）Congressional Budget Office (2017c)Table6

→財政赤字の差異（36,860 億ドル）の大半は、歳入見込みの差異（36,280 億ドル）

→経済成長率の差異：大統領案の高い見積もり（名目 5%、実質 3%）

→一方で「経済成長による税収増」を財政赤字削減に充てるとし、他方で減税による税制改革の財源は「経済成長よる税収増」でまかない、歳入中立で行うとしている。

## ２．税制改革案の概要：トランプ政権案（2017 年 4 月）と下院共和党案（2016 年 6 月）

### （１）トランプ政権案：基盤とする租税論なし（理念や整合性なし）。

【表3】トランプ政権の税制改革案

| | | トランプ税制改革案（2017年4月） | 予算教書での税制改革案（2017年5月） |
|---|---|---|---|
| 減税規模 | | 明確にせず（税収中立） | 明確にせず（税収中立） |
| 企業課税 | | 税率の引き下げ（35%→16%） | 税率の引き下げ。 |
| | | 全世界課税方式から領土主義課税への転換 | 同左 |
| | | 海外留保利益に1回限りの課税。 | 同左 |
| | | 利子への租税優遇を廃止 | 同左 |
| 家計課税 | 中所得層家族への減税 | 税率区分の簡素化（7つ（うち最高税率39.6%）→3つ（10%、25%、35%）） | 個人所得税率の引き下げ |
| | | 基礎控除額を2倍にする。 | |
| | | 保育・介護支出世帯への租税負担軽減 | 同左 |
| | 簡素化 | 富裕層向け租税優遇措置の廃止 | |
| | | 持ち家所有者と慈善寄付控除の保護 | 同左 |
| | | | 退職所得の保護 |
| | | 代替ミニマム税の廃止 | 同左 |
| | | 遺産税の廃止 | 同左 |
| | 3.8%の純投資所得税（オバマケア財源）の廃止 | | 同左 |

（資料）White house（2017）及びOffice of Management and Budget (2017)より作成。

→「大統領は議会とその他の利害関係者と丁寧に作業を進める[1]」としている。

[1] Office of Management and Budget (2017)p.14.

（２）共和党下院案：消費課税論（フラットタックス）を基礎にしている。

①課税ベースの比較（国境調整税除く）。

【表4】課税ベースの比較（○:課税ベースに含む、△:一部課税ベースに含む、×:課税ベースから除く）

| 企業段階 | 現行法人所得税 | 下院共和党案 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | Flat tax | 付加価値税 |
| 支払賃金・給料 | × | × | × | ○ |
| 支払利子 | × | ○ | ○ | ○ |
| 固定資産の購入 | △（減価償却） | × | × | × |
| 海外子会社利益 | △（本国配当時） | × | × | × |

| 家計段階 | 現行個人所得税 | 下院共和党案 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | Flat tax | 付加価値税 |
| 受取賃金・給料 | ○ | ○ | ○ | × |

（資料）関口（2015）表7-1を修正・簡略化。

※共和党案は投資や資金調達に対して中立的な税制と主張。

※国際課税１：領土主義への転換はトランプ案でも明言している。

②国境調整税は、付加価値税の課税ベースを強く意識している。

【表5】企業段階：国際課税の比較

| | | 現行法人税 | 下院共和党案 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | Flat tax | 付加価値税 |
| 1 | 国内製品の輸出を免税にするか？ | × | ○ | × | ○ |
| 2 | 国外製品の輸入を課税するか？ | × | ○ | × | ○ |

（資料）関口（2015）,表7-8に加筆。.

※①と②をトータルで見ると、共和党案は付加価値税と同じ課税ベース。

※税率引き下げの財源確保としての課税ベース拡大措置になりうる。

＜輸入企業に与える影響が大きい：輸入企業の租税負担＞

【表6】国境調整の例示（輸出取引なしの場合）　（単位：ドル）

| | | | 現行制度（国境調整無） | 国境調整有 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 柔軟な為替・国内価格の変動無 | 【参考】為替変動：ドル高 |
| 売上 | | | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| | 国内売上 | | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| | 輸出 | | 0 | 0 | 0 |
| 仕入 | | | −600 | −600 | −540 |
| | 国内仕入 | | −300 | −300 | −300 |
| | 輸入 | | −300 | −300 | −240 |
| 税引き前利益 | | | 400 | 400 | 460 |
| | 国境税調整 | 輸出非課税（減算） | 調整しない | 0 | 0 |
| | | 輸入課税（加算） | 調整しない | 300 | 240 |
| | 課税所得 | | 400 | 700 | 700 |
| 法人税額（税率20%） | | | −80 | −140 | −140 |
| 税引き後利益 | | | 320 | 260 | 320 |

（資料）PWC（2017）の数値例を用いて作成。

（為替・価格変動なしの場合）

→輸出補助金と輸入関税と同等の効果（輸入産業の反対と輸出産業の賛成）

※国際課税２：輸出・輸入に対する税制の対応は、トランプ案では明言していない。

３．税制改革案の規模と負担構造：トランプ政権案と下院共和党案

→OMB と異なり税収減（CBO と同じ結果）

（１）トランプ政権案：法人所得税中心

①トランプ政権案による伴う歳入減の規模：10 年間で 34,375 億ドル

【表7】トランプ政権案　（単位:10億ドル）

| | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2018-27 | 2028-37 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 個人所得税 | (71.4) | (96.6) | (112.5) | (126.4) | (140.7) | (148.9) | (1,364.4) | (2,257.6) |
| オバマケア関連税の廃止(純投資所得税) | (4.6) | (2.2) | (12.2) | (15.4) | (16.4) | (17.4) | (150.6) | (330.5) |
| 個人代替ミニマム税の廃止 | (26.6) | (36.7) | (39.8) | (42.3) | (44.5) | (46.5) | (445.5) | (721.0) |
| 個人所得税の税率区分の簡素化(10, 25, and 35%) | (126.9) | (175.3) | (181.7) | (189.4) | (199.0) | (208.8) | (2,028.0) | (3,288.3) |
| 基礎控除(standard deduction)の2倍化 | (51.0) | (67.8) | (68.1) | (69.6) | (71.1) | (72.8) | (708.2) | (962.2) |
| Enhance tax benefits for child and dependent care expenses | (6.8) | (9.4) | (9.7) | (10.1) | (10.4) | (10.7) | (103.2) | (146.1) |
| 死亡時キャピタルゲインの500万ドル以下の免除の廃止 | 3.4 | 4.5 | 4.6 | 4.8 | 4.9 | 5.0 | 48.9 | 67.8 |
| 項目別控除(itemized deductions)の廃止(慈善寄付・モーゲージ利子除く) | 86.0 | 121.4 | 132.1 | 141.2 | 149.9 | 159.9 | 1,546.3 | 2,849.3 |
| 特定世帯主(head of household)の申告ステータスの廃止 | 13.1 | 17.7 | 18.6 | 19.2 | 20.4 | 21.4 | 208.4 | 336.7 |
| 人的控除(personal exemptions)の廃止 | 107.2 | 147.1 | 152.9 | 159.2 | 165.0 | 170.4 | 1,646.4 | 2,403.6 |
| 適格パススルー所得(事業所得)への税率を15%へ引き下げ | (91.7) | (136.1) | (155.5) | (177.3) | (200.5) | (216.1) | (2,000.6) | (3,742.4) |
| 大規模パススルー事業者からの分配を適格配当として課税 | 26.5 | 40.2 | 46.3 | 53.3 | 61.0 | 66.7 | 621.7 | 1,275.5 |
| 法人所得税 | (83.3) | (165.5) | (196.3) | (192.3) | (193.4) | (195.7) | (1,870.2) | (2,978.1) |
| 法人税率の15%への引き下げ及び法人代替ミニマム税の廃止 | (100.4) | (199.1) | (235.8) | (234.1) | (236.9) | (241.0) | (2,292.1) | (3,443.0) |
| 国外留保所得(accumulated foreign earnings)に対するみなし配当課税 | 7.2 | 14.5 | 16.1 | 16.1 | 16.1 | 16.1 | 150.4 | 10.5 |
| ある事業者向け租税支出の廃止 | 9.9 | 19.1 | 23.4 | 25.7 | 27.4 | 29.2 | 271.5 | 454.4 |
| 遺産税及び相続税等 | 0.0 | (15.3) | (22.8) | (24.7) | (25.8) | (27.0) | (238.9) | (443.3) |
| 遺産税、贈与税、世代跳躍税の廃止 | 0.0 | (15.3) | (22.8) | (24.7) | (25.8) | (27.0) | (238.9) | (443.3) |
| 歳入の変化(マクロフィードバック前) | (154.7) | (277.4) | (331.6) | (343.4) | (359.9) | (371.6) | (3,473.5) | (5,679.0) |
| 歳入の変化(マクロフィードバック後) | (125.3) | (251.1) | (314.0) | (331.3) | (351.2) | (365.2) | (3,364.5) | (5,876.0) |

(資料)Tax Policy Center Staff (2017)Table2を加工して作成。

② トランプ政権案による租税負担軽減の構造(減税分(グロス)と減税分(増税とネット))

【図1】トランプ政権案による税引き後所得の変化率(2018年)

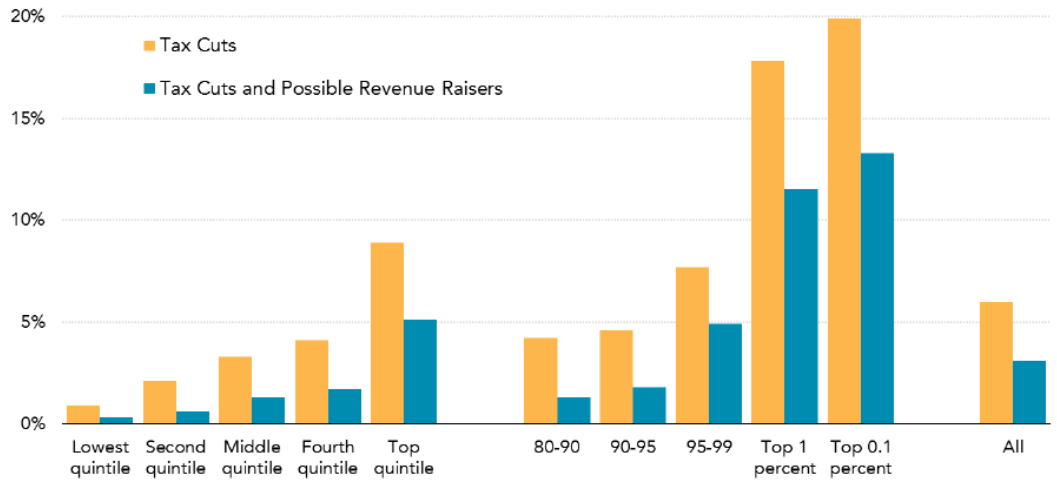


(資料)Tax Policy Center Staff (2017)Figure2を加工して作成。

（２） 下院共和党案：個人所得税中心

①下院共和党案による歳入減の規模：10 年間で 31,007 億ドル

【表8】下院共和党案　（単位:10億ドル）

| | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2016-26 | 2027-36 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 個人所得税及び社会保障税 | (10.8) | (155.3) | (224.2) | (230.1) | (224.3) | (210.8) | (2,022.6) | (1,733.9) |
| オバマケア関連税の廃止 | (5.6) | (23.1) | (57.0) | (72.2) | (78.5) | (82.4) | (803.1) | (1,430.0) |
| Repeal alternative minimum tax | 0.0 | (25.0) | (34.7) | (37.2) | (40.1) | (42.9) | (427.3) | (723.7) |
| 個人所得税の税率区分の簡素化(12, 25, and 33%) | 0.0 | (92.6) | (129.2) | (135.9) | (143.1) | (149.8) | (1,542.9) | (2,620.4) |
| 項目別控除の廃止(慈善寄付及びモーゲージ利子除く) | 0.0 | 106.6 | 150.3 | 161.8 | 174.8 | 187.3 | 1,907.6 | 3,342.0 |
| 基礎控除の引き上げ($24,000/$18,000/$12,000) | 0.0 | (93.5) | (126.7) | (128.9) | (131.6) | (135.9) | (1,361.0) | (1,911.1) |
| 資本所得の課税所得への算入50%措置 | (5.2) | (22.8) | (34.4) | (44.2) | (48.3) | (50.6) | (497.8) | (848.6) |
| 納税者及び扶養家族の人的控除の廃止 | 0.0 | 108.8 | 148.3 | 153.2 | 158.6 | 165.3 | 1,653.6 | 2,427.9 |
| Additional nonrefundable credit of $500 per dependent; increase CTC ph | 0.0 | (25.3) | (33.9) | (33.8) | (33.7) | (33.6) | (325.5) | (312.6) |
| Repeal child and dependent care and elderly credits | 0.0 | 2.7 | 3.6 | 3.7 | 3.8 | 3.9 | 38.9 | 48.8 |
| 全額投資控除(新規借り入れに関する純利子控除の廃止) | 0.0 | (93.6) | (113.7) | (99.0) | (86.8) | (71.9) | (637.5) | 487.6 |
| 下院共和党プランにより明確に定義された個人向け租税支出の廃止 | 0.0 | 25.2 | 35.5 | 37.2 | 38.1 | 39.0 | 385.2 | 515.7 |
| 積極的事業所得(active business income)に対する上限25%の課税 | 0.0 | (22.7) | (32.3) | (34.8) | (37.5) | (39.2) | (412.8) | (709.5) |
| 法人所得税 | 0.0 | (91.6) | (163.6) | (149.2) | (137.8) | (112.0) | (890.7) | (192.5) |
| 法人税率の20%への引き下げ及び法人代替ミニマム税の廃止 | 0.0 | (80.7) | (163.6) | (183.4) | (194.0) | (192.7) | (1,844.9) | (2,751.5) |
| 全額投資控除(新規借り入れに関する純利子控除の廃止) | 0.0 | (70.0) | (120.3) | (103.4) | (86.1) | (66.5) | (447.5) | 636.4 |
| 2017年以降の国外源泉所得課税に対する領土主義課税の採用 | 0.0 | (3.6) | (7.3) | (8.4) | (8.7) | (9.0) | (87.9) | (139.2) |
| 被支配外国子会社の2017年以前の所得へのみなし配当課税 | 0.0 | 7.8 | 15.6 | 17.3 | 17.3 | 17.3 | 138.3 | 0.0 |
| 国境調整(輸出控除、輸入非控除) | 0.0 | 49.9 | 101.4 | 115.5 | 118.9 | 122.4 | 1,179.6 | 1,689.3 |
| 下院共和党プランにより明確に定義された法人向け租税支出の廃止 | 0.0 | 5.0 | 10.6 | 13.2 | 14.8 | 16.5 | 171.7 | 372.5 |
| 遺産及び贈与税 | 0.0 | 0.4 | (13.2) | (20.1) | (21.3) | (21.4) | (187.4) | (299.2) |
| 遺産税、贈与税、世代跳躍税、Carryover basis for gainsの廃止 | 0.0 | 0.4 | (13.2) | (20.1) | (21.3) | (21.4) | (187.4) | (299.2) |
| 歳入の変化(マクロフィードバック前) | (10.8) | (246.5) | (401.0) | (399.4) | (383.4) | (344.2) | (3,100.7) | (2,225.6) |
| 歳入の変化(マクロフィードバック後) | | | | | | | | |
| TPC Keynesian model estimates | (10.8) | (203.6) | (372.5) | (387.4) | (376.6) | (342.6) | (3,008.8) | (2,225.6) |
| PWBM overlapping generations model estimates | (10.8) | (200.0) | (339.5) | (339.2) | (322.9) | (282.9) | (2,507.6) | (1,944.1) |

（資料）Jim Nunns, Len Burman, Ben Page, Jeff Rohaly, and Joe Rosenberg(2016),Table2より作成。

②下院共和党案による租税負担軽減の構造（減税分（増税分とネット））

【図2】共和党下院案による税引き後所得の変化率（2017年及び2025年）

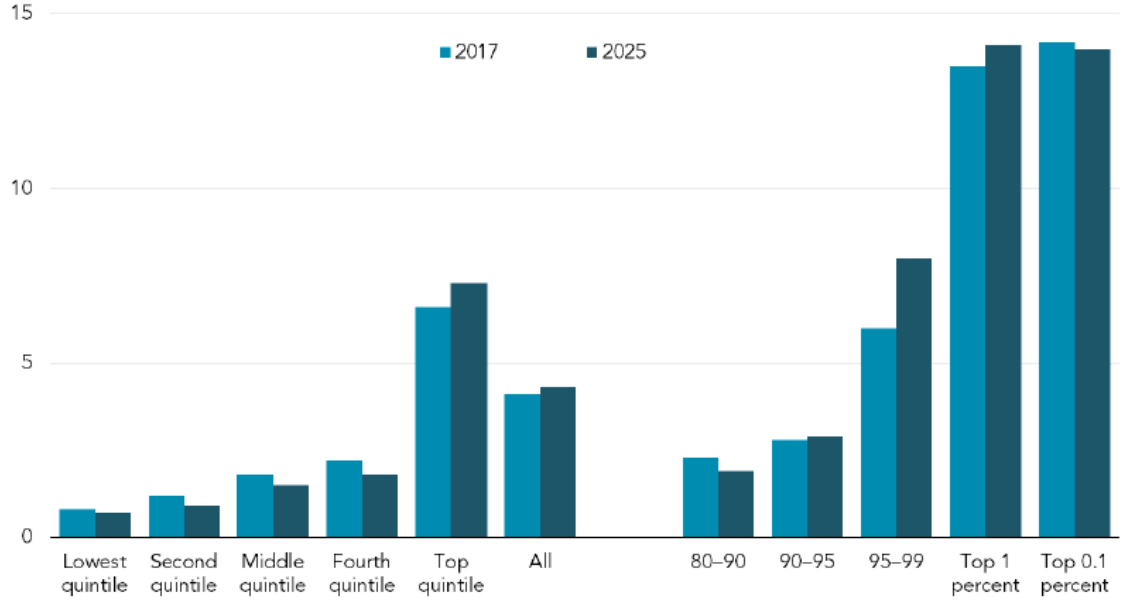


（資料）Jim Nunns, Len Burman, Ben Page, Jeff Rohaly, and Joe Rosenberg(2016),Figure1.

【参考】州財政への影響：カリフォルニア州の試算（税収確保。国境調整税のないケース）
※政府間租税関係の論点：連邦課税ベースに依拠するか？

**【表7－2】個人と企業の納付額の変化**　（百万ドル）

| 租税負担 | 現行法 ① | Flat Tax ② | 差額 ②－① | 変化 ②／① |
|---|---|---|---|---|
| 個人 | 66,325 | 50,441 | −15,884 | 76% |
| 企業 | 15,336 | 36,661 | 21,325 | 239% |
| 合計 | 81,661 | 87,102 | 5,441 | 107% |

（資料）California Franchise Tax Board（1995） Table2.

**【表7－3】企業種類別納付額の変化**　（百万ドル）

| 企業 | 現行法 ① | Flat Tax ② | 差額 ②－① | 変化 ②／① |
|---|---|---|---|---|
| C法人 | 10,654 | 16,841 | 6,187 | 158% |
| 自営業 | 4,840 | 7,098 | 2,258 | 147% |
| パートナーシップ | 2,113 | 4,801 | 2,688 | 227% |
| S法人 | 1,378 | 2,610 | 1,232 | 189% |
| その他 | −3,649 | 5,311 | 8,960 | N/A |
| 企業合計 | 15,336 | 36,661 | 21,325 | 239% |

（資料）California Franchise Tax Board（1995）Table2.

**【表7－4】収入規模別納付額の変化（C法人）**　（百万ドル）

| 総収入（百万ドル） | 企業数 | 現行法 ① | Flat Tax ② | 差額 ②－① | 変化 ②／① |
|---|---|---|---|---|---|
| 0－＄1 | 194,357 | 184 | 614 | 430 | 334% |
| ＄1－＄2 | 29,228 | 125 | 437 | 312 | 350% |
| ＄2－＄10 | 31,218 | 556 | 1,213 | 657 | 218% |
| ＄10－＄20 | 5,677 | 218 | 444 | 226 | 204% |
| ＄20－＄50 | 3,483 | 336 | 479 | 143 | 143% |
| ＄50－＄100 | 2,060 | 391 | 536 | 145 | 137% |
| ＄100超 | 3,791 | 8,843 | 13,120 | 4,277 | 148% |
| C法人合計 | 269,814 | 10,653 | 16,843 | 6,190 | 158% |

（資料）California Franchise Tax Board（1995） Table14.

**【表7－5】業種別納付額の変化（C法人）**　（百万ドル）

| C法人 | 企業数 | 現行法 ① | Flat Tax ② | 差額 ②－① | 変化 ②／① |
|---|---|---|---|---|---|
| 農業・林業・漁業 | 7,254 | 191 | 327 | 136 | 171% |
| 建設・鉱業 | 28,821 | 458 | 809 | 351 | 177% |
| 製造業 | 34,436 | 3,719 | 5,791 | 2,072 | 156% |
| 食品 | 1,523 | 155 | 257 | 102 | 166% |
| 化学・石油 | 1,965 | 441 | 765 | 324 | 173% |
| 電子機器 | 7,150 | 878 | 1,419 | 541 | 162% |
| 運輸機器 | 1,205 | 1,010 | 1,467 | 457 | 145% |
| その他 | 22,593 | 1,235 | 1,883 | 648 | 152% |
| 卸売・小売業 | 68,309 | 1,759 | 2,991 | 1,232 | 170% |
| 運輸・通信・ | 7,148 | 2,149 | 2,643 | 494 | 123% |
| サービス業 | 123,847 | 2,377 | 4,280 | 1,903 | 180% |
| C法人合計 | 269,815 | 10,653 | 16,841 | 6,188 | 158% |

（資料）California Franchise Tax Board（1995） Table13.

## 4．オバマケア代替案（下院可決（2017.5.4）、上院審議中）:州への影響も含めて

### （1）概要

【表9】オバマケアとオバマケア代替案（下院通過案）

| | オバマケア | 下院通過案（AHHC） |
|---|---|---|
| 保険加入への義務付け | 保険加入の個人に対する義務づけ（individual mandate）を執行。 | 個人の保険加入義務（individual mandate）の執行を終了。ただ、保険会社は再加入時には30%のプレミアム料金を課することが出来る（保険継続加入のインセンティブ）。州はこの規制をさらに厳格にすることができる。 |
| | 保険加入の大規模企業の雇用主に対する義務付け(Employer Mandate)をおこなった。 | 大規模企業の雇用主保険提供義務(Employer Mandate)の撤廃。 |
| 保険料 | 中低所得層がオバマケア（ACA）市場から保険を購入する際に便益を付与する、所得、年齢、地域、その他の要素に基づく税額控除制度。 | 州ごとに販売されている個人保険を購入する人のための、所得や年齢に基づく税額控除制度。保険料が増大しても税額控除額は増加しない。 |
| 自己負担 | オバマケア（ACA）利用者の免責額と自己負担（deductible and copaymants)を支援するために、連邦政府から保険会社に支払われる費用共同補助金（cost-sharing subsydies)。 | オバマケア（ACA）利用者の免責額と自己負担（deductible and copaymants)を支援するために、連邦政府から保険会社に支払われる費用共同補助金（cost-sharing subsydies)の2020年の撤廃。 |
| 医療費の積み立て | 個人は「医療貯蓄口座」に最大3400ドルまで、家族単位では6750ドルまで拠出することができる。 | 2018年以降、個人は医療貯蓄口座に最大6550ドルまで、家族は最大1万3100ドルまで拠出することができる。 |
| 保険会社への措置 | 保険会社は、既往歴による保険料の引き上げや保険加入の拒否をすることはできない。 | 保険会社は、保険加入者が一度未加入になり、その後再加入したとき、既往歴によって保険料を引き上げることができる（と州が定めることが出来る）。州は、病気を有する住民をカバーする（ハイリスクプールのような）プログラムを設定しなければならない。そして、連邦政府は、個人市場内における病人への高い保険料の支援のために、80億ドルの資金を調達する。 |
| | 保険会社は高齢者に、若者の最大3倍までの保険料を請求できる。 | 保険会社は高齢者に、若者の最大5倍までの保険料を請求できる（州はこの割合を変更できる）。 |
| | 保険者は、必要不可欠な医療給付（Essential Health Benefits）として、病院受診（hospital visits）とメンタルヘルスケアのような一定の分類をカバーすることが要求されている。 | 州は、必要不可欠な医療給付（Essential Health Benefits）の適格要件を変更することが出来る。 |
| | 必要不可欠な医療給付（Essential Health Benefits）では、年間給付額や生涯給付額の上限設定を禁止。 | 上限設定の禁止には変更がないが、州が必要不可欠な医療給付（Essential Health Benefits）の範囲を狭くできるので、より多くのケアが上限に直面する可能性がある。 |
| 州に対する措置 | – | 州は、ハイリスクプールやその他プログラムの病人を支援するための患者・州安定基金（Patient and State Stability Fund）に対して、連邦政府から10年間で1300億ドルの資金提供を受ける。 |
| メディケイドの取り扱い | メディケイドは、適格者に対する上限なしの低率連邦補助金による、エンタイトルメントプログラムである。 | メディケイドは、各州の現在の支出額（コスト上昇を調整しない）に基づく一人当たり金額（per-capita amount）又はブロック補助金を各州にあたえることで、資金調達される（CBOによれば、連邦政府による資金は文を相当程度減少させることを企図している）。 |

（資料）Darla Cameron, Leslie Shapiro and Kim Soffen（2017）等より作成。

（２）規模と内容

①金額

【表10】オバマケア代替案による財政赤字削減額　（単位:10億ドル）

| | 2017-2026年における財政赤字の増加(+)又は減少(−) | |
|---|---|---|
| | AHCA(下院通過案) | BCRA(上院案) |
| 給付に関連する規定の改革 | -783 | -863 |
| メディケイド支出の削減(Medicaid) | -834 | -772 |
| 税額控除及び各種給付規定の廃止(Tax Credits and Selected Coverage Provisions[a)]) | -276 | -408 |
| 州および保険者への資金拠出の創設(Funds to States and Insurers) | 117 | 107 |
| 罰金支払いの廃止(Penalty Payments) | 210 | 210 |
| 給付に関連しない規定の改革(Noncoverage Provisions) | 664 | 541 |
| 合計:オバマケア代替案による財政赤字の削減額 | -119 | -323 |

a)市場(marketplace)を通じた医療給付に対する補助金及び関連した支出・収入、小規模雇用主税額控除、個人(非団体)保険に対する税額控除、メディケア、その他の収入・支出に関する給付規定の効果を含む。

(資料)Congressional Budget Office (2017b)より作成。

【下院通過案】財政赤字の削減額は 1,190 億ドル

【上院案】財政赤字削減効果は 3,230 億ドル（さらなる財政赤字の削減を求める案)。

②下院通過案：財政赤字の削減額は 1,190 億ドル。

１）直接的に保険給付に関連する規定）：7,830 億ドルの赤字削減

・メディケイド支出（8,340 億ドル）の赤字削減

・個人（非団体保険）に対する費用共同補助金や税額控除等の削減（2,760 億ドル）

・州および保険者への資金拠出の新規創設（1,770 億ドルの支出増（赤字増加))

・罰金支払いの廃止に伴う歳入減少（2,100 億ドルの赤字増加）

２）直接的には保険給付に関連しない規定[2]：6,640 億ドルの歳入減少（赤字増加）

→税制改革に伴う減税にも関連

・高所得層の純投資所得への追加税部分の廃止（1,722 億ドル）

・保険会社(health insurance provider)への年間料金（annual fee）の廃止

・医療費控除の決定の基礎となる所得金額（income threshold）の減額

・雇用主提供保険の保険料が高額になった際の雇用主への個別消費税の適用延期

・高所得層のメディケア病院保険への追加税部分の廃止（586 億ドル）

[2] Congressional Budget Office (2017b)p14.

③ 無保険者の推移：2026 年に 51 百万人（オバマケア継続なら 28 百万人）。2000 万人増。

【表10】65歳以下の人々に対する医療保険のカバレッジ：下院通過案（AHHC）に基づく

| | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 65歳以下の総人口5（単位：百万人） | 273 | 274 | 275 | 276 | 276 | 277 | 278 | 279 | 279 | 280 |
| 無保険者（現行法）：① | 26 | 26 | 27 | 27 | 27 | 27 | 28 | 28 | 28 | 28 |
| 無保険者の割合（%） | 9.5% | 9.5% | 9.8% | 9.8% | 9.8% | 9.7% | 10.1% | 10.0% | 10.0% | 10.0% |
| 下院通過案（AHCA）によるカバレッジの変化 | | | | | | | | | | |
| メディケイド(a) | 0 | -4 | -6 | -9 | -12 | -13 | -13 | -14 | -14 | -14 |
| 個人（非団体カバレッジ（市場（marketplaces）含む）(b) | -1 | -8 | -8 | -10 | -9 | -9 | -8 | -7 | -6 | -6 |
| 雇用ベースのカバレッジ（Employment-based coverage | 0 | -2 | -2 | 0 | 1 | 1 | 0 | -1 | -2 | -3 |
| その他のカバレッジ(c) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無保険（②） | 1 | 14 | 16 | 19 | 21 | 21 | 21 | 22 | 23 | 23 |
| 下院通過案（AHCA）の下での無保険者：①＋② | 28 | 41 | 43 | 46 | 48 | 48 | 49 | 50 | 50 | 51 |
| 無保険者（US居住者）の割合（%） | 10.3% | 15.0% | 15.6% | 16.7% | 17.4% | 17.3% | 17.6% | 17.9% | 17.9% | 18.2% |
| 無保険者（非合法移民者除くUS居住者）の割合（%） | 8.0% | 13.0% | 13.0% | 15.0% | 15.0% | 15.0% | 15.0% | 15.0% | 15.0% | 16.0% |

（資料）Congressional Budget Office (2017a)

※メディケイド削減の影響。

※中低所得層への補助金等削減の影響。

５．小括：社会的分断を是正する姿勢はみられない。

歳入中立の税制改革を志向しているが・・・・。

→減税の対象は高所得層が中心。

→経済成長による自然増収を歳入と歳出の両者で依存。

：税制改革での減税と経済成長による自然増収（歳入中立）。経済成長による自然増収による財政赤字削減。

→大半は歳出削減による財政赤字削減。支出削減対象は中低所得層が中心になっている。

（参考文献）

Congressional Budget Office (2017a), *H.R.1628 American Health Care Act of 2017*, May 4.

Congressional Budget Office (2017b), *H.R.1628 Better Care Reconciliation Act of 2017*, June 26.

Congressional Budget Office (2017c), *An Analysis of the President's 2018 Budget*, July .

Office of Management and Budget (2017), *A New Foundation For American Greatness: Fiscal Year 2018*, May 23.

Darla Cameron, Leslie Shapiro and Kim Soffen （2017）, 〝What the new House Republican plan changes about Obamacare ", *Washington Post* ,May 7.

・House Republican's Tax Reform Task Force（2016）,*A Better Way: Our Vision for a*

*Confident America*, June 24.
Jim Nunns, Len Burman, Ben Page, Jeff Rohaly, and Joe Rosenberg(2016), *"An Analysis of the House GOP Tax Plan"*, Tax Policy Center.
Tax Policy Center Staff (2017), *"The Implications of What We Know And Don't Know About President Trump's Tax Plan"*, Tax Policy Center ,July 12.
The White House(2017),*2017 Tax Reform for Economic Growth and American Jobs.*

加藤美穂子（2015）「アメリカのメディケイド補助金とオバマ医療改革」『香川大学経済論叢』第 88 巻第 3 号。
関口智（2015）『現代アメリカ連邦税制-付加価値なき国家の租税構造』東京大学出版会。
関口智（2017）「米税制改革の行方（上）」日本経済新聞・経済教室（5 月 31 日付）。

# ドイツにおける財政調整制度の改革について

2017 年 9 月 25 日
和光大学 半谷俊彦

## １．現行の財政調整制度

第１段階：売上税収の連邦と州の間の配分

・ 連邦へ一定割合を優先配分する。
・ 残余の 2.2%を市町村に配分する。
・ 残余を一定割合で連邦と州で分けあう（2017 年：連邦 49.7%、州 50.3%）。
・ 一定額を連邦と州の間でやり取りする（2017 年：連邦から州へ 900,788,000 ユーロ）。

第２段階：売上税収の州間配分

・ 売上税収州分の 25%を売上税を除く税収の 1 人あたり州平均額が全州平均額を下回る州へ優先配分する（州平均額が全州平均額を下回る額が小さいほど高い水準が補償される。最低補償水準は全州平均額の 94.475%。但し、売上税収州分の 25％で達成できない場合、補償水準は引き下げられる）。
・ 売上税収州分の 75％を人口比例で各州へ配分する。

第３段階：州間財政調整（いわゆる水平的財政調整）

・ 課税力測定値（州の税収見積額に、全国平均税率による市町村税収見積額の 64%を加算した金額）が調整額測定値（課税力測定値を補正人口に応じて各州に振り分けた金額）を上回る州が下回る州に交付金を交付する（課税力測定値が調整額測定値の 80%未満である場合にはその差額の 75%を、80%以上 93％未満の場合には逓減的にその差額の 75%～70%を、93％以上の場合には逓減的にその差額の 70%～44%を受領する。最低補償水準は調整額測定値の 73.415%となる）。

第４段階：連邦補充交付金

・ 一般連邦補充交付金を、州間財政調整を行ってもなお財政力が不足する州に給付する（調整額測定値の 99.5%に満たない部分の 77.5%が交付される）。
・ 特別需要連邦補充交付金を特定の州に給付する。2005 年～2019 年は、「旧東独州に対する特別需要連邦補充交付金」、「失業手当および社会給付の負担に対する特別需要連邦補充交付金」、「行政費用が相対的に高い中小州に対する特別需要連邦補充交付金」の 3 つが交付されている。

## ２．改革のポイント

・ 2020 年から適用する。
・ 売上税収の垂直的配分方法を整理する。
・ 州間財政調整（いわゆる水平的財政調整）と売上税収の優先配分を廃止し、売上税収の増減を通じた「財政力調整」に一本化する。
・ 売上税収の州間配分は原則として住民数に応じて行うが、財政力調整のため、財政力に応じて増額または減額する。増額または減額は、調整額測定値との差額の 63%に留める。
・ 調整額測定値の算定における補正人口の計算方法は変更しない。
・ 調整額測定値の算定において、市町村税収の算入割合を 64%から 75%へ引き上げる。
・ 一般連邦補充交付金の給付額が、調整額測定値の 99.5%に満たない部分の 77.5%から、99.75%に満たない部分の 80%へ引き上げられる。
・ 「旧東独州に対する特別需要連邦補充交付金」、「行政費用が相対的に高い中小州に対する特別需要連邦補充交付金」は維持する。
・ 「失業手当および社会給付の負担に対する特別需要連邦補充交付金」を終了する。
・ 「租税力の弱い市町村を有する州に対する特別需要連邦補充交付金」及び「研究促進の為の特別需要連邦補充交付金」を導入する。

## ３．2020 年からの財政調整制度

第 1 段階：売上税収の連邦と州の間の配分

・ 売上税収を、連邦、州、市町村に以下の割合で配分する。
  2020 年：連邦 52.80864227%、州 45.19541378%、市町村 1.99594395%
・ 一定額を、連邦、州、市町村の間で移動する。
  2020 年：連邦- 6,737,954,667 ユーロ、州 4,337,954,667 ユーロ、市町村 2,400,000 ユーロ
  2021 年以降：連邦-6,871,288,000 ユーロ、州 4,471,288,000 ユーロ、市町村 2,400,000 ユーロ

第 2 段階：売上税収の州間配分

・ 売上税収を人口に比例して配分する。
・ 課税力測定値（上記売上税収を含む州の税収見積額に、全国平均税率による市町村税収見積額の 75%を加算した金額）が調整額測定値（課税力測定値を補正人口に応じて各州に振り分けた金額）を上回る州については、上回った金額の 63%を減額する。
・ 課税力測定値が調整額測定値を下回る州については、下回った金額の 63%を増額する。

第 3 段階：連邦補充交付金

・ 一般連邦補充交付金を、課税力測定値に売上税収の増額分を加えた額が調整額測定値給付を下回る州に給付する（調整額測定値の 99.75%に満たない部分の 80%を給付する）。
・ 特別需要連邦補充交付金を特定の州に交付する。2020 年からは、「旧東独州に対する特別需要連邦補充交付金」、「行政費用が相対的に高い中小州に対する特別需要連邦補充交付金」、「租税力の弱い市町村を有する州に対する特別需要連邦補充交付金」、「研究促進の為の特別需要連邦補充交付金」の５つが交付される。

## ４．改革までの経緯

・ 1969 年　現行の財政調整制度が導入される。
・ 1995 年　旧東ドイツ諸州が財政調整制度に組み入れられる。
・ 1999 年　連邦憲法裁判所により判決を通じて是正勧告がなされる[1]。
・ 2001 年　基準法が 2019 年までの期限付きで制定される。
　　修正された財政調整法が 2019 年までの期限付きで施行される。
　　連帯協定Ⅱによる 2019 年までの東独支援策が合意される。
・ 2013 年　大連立政権の連立協定において財政調整制度の改革に向けた検討が合意される[2]。
・ 2016 年　連邦首相と州首相の間で改革の内容が合意される[3]。
・ 2017 年　改革法案が、6 月 1 日に連邦議会で、6 月 2 日に連邦参議院で可決される。

## ５．財務省学術顧問団の提案

・ 2015 年 5 月に財務省学術顧問団が改革について提案[4]。
・ 売上税収優先配分を廃止し、売上税収は人口比例配分とする。
・ 州間財政調整（水平的財政調整）の調整額算定を累進的ではなく比例的に行い、60%に抑える。
・ 課税力測定値の計算において、市町村税収を 100%参入する。
・ 調整額測定値の計算において、人口密度の低い州への加算（補正人口の引上げ）を廃止する。
・ 一般連邦補充交付金の補償を不足額の 50%に引き下げる。

[1] Urteil zum Finanzausgleich zwischen Bund und Ländern 2. BvF 2/98 vom 11. November 1999.
[2] "Deutschlands Zukunft gestalten,Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und SPD"、Seite 67.
[3] 連邦及び諸州の首相による 2016 年 10 月 14 日の決定。
[4] Der Wissenschaftliche Beirat beim Bundesministerium der Finanzen, "Reform des bundesstaatlichen Finanzausgleichs", Mai 2015.

## 参考資料１：州の歳入内訳（2012 年予算）

| | 収入金額<br>（百万 Euro） | | 構成比 |
|---|---|---|---|
| 州税収 | 13,269 | | 5.8% |
| 共同税収州分 | 186,695 | | 81.6% |
| 連邦補充交付金 | 11,838 | | 5.2% |
| その他 | 16,876 | | 7.4% |
| 総歳入（州債除く） | 228,678 | | 100.0% |

※ Bundesministerium der Finanzen, "Finanzbericht 2012", 12. Aug. 2011, S.298 より作成。

## 参考資料２： 財政調整の規模（2010 年決算）

| | | 総額<br>（百万 Euro） | 最大受領額<br>（百万 Euro） |
|---|---|---|---|
| 売上税収州分の 25% | | 8,985 | |
| 州間財政調整 | | ±6,985 | 2,884 |
| 一般連邦補充交付金 | | 2,607 | 907 |
| 特別需要連邦補充交付金 | | 10,260 | 2,625 |
| | 旧東独州に対する交付金 | 8,743 | 2,280 |
| | 失業手当および社会給付に対する交付金 | 1,000 | 319 |
| | 相対的に高い行政費用に対する交付金 | 517 | 26 |

※ Bundesministerium der Finanzen, "Finanzbericht 2012", 12. Aug. 2011 より作成。

参考資料３： 州間財政調整の拠出・受領額（単位：百万 Euro。－は拠出、＋は受領）

| | | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 西 | バイエルン | －2,311 | －2,923 | －3,354 | －3,511 | －3,663 |
| 西 | ﾊﾞｰﾃﾞﾝ・ﾋﾞｭﾙﾃﾝﾍﾞﾙｸ | －2,316 | －2,499 | －1,488 | －1,709 | －1,779 |
| 西 | ヘッセン | －2,885 | －2,470 | －1,902 | －1,752 | －1,804 |
| 西 | ハンブルク | －368 | －371 | －45 | －66 | －62 |
| 西 | ﾉﾙﾄﾗｲﾝ・ﾍﾞｽﾄﾌｧｰﾚﾝ | －38 | ＋54 | －59 | ＋354 | ＋224 |
| 西 | ニーダーザクセン | ＋318 | ＋317 | ＋110 | ＋259 | ＋204 |
| 西 | ﾗｲﾝﾗﾝﾄ･ﾌﾟﾌｧﾙﾂ | ＋343 | ＋374 | ＋293 | ＋259 | ＋234 |
| 西 | ｼｭﾚｽｳﾞｨｯﾋ･ﾎﾙｼｭﾀｲﾝ | ＋136 | ＋177 | ＋169 | ＋101 | ＋115 |
| 西 | ザールラント | ＋125 | ＋116 | ＋93 | ＋89 | ＋120 |
| 西 | ブレーメン | ＋471 | ＋505 | ＋433 | ＋445 | ＋516 |
| － | ﾍﾞﾙﾘﾝ | ＋2,900 | ＋3,140 | ＋2,877 | ＋2,900 | ＋3,043 |
| 東 | ザクセン | ＋1,165 | ＋1,158 | ＋910 | ＋854 | ＋918 |
| 東 | ザクセン・アンハルト | ＋627 | ＋627 | ＋514 | ＋497 | ＋540 |
| 東 | チューリンゲン | ＋644 | ＋637 | ＋497 | ＋472 | ＋527 |
| 東 | ブランデンブルク | ＋675 | ＋621 | ＋501 | ＋401 | ＋440 |
| 東 | ﾒｯｸﾚﾝﾌﾞﾙｸ･ﾌｫｱﾎﾟｰﾒﾙﾝ | ＋513 | ＋538 | ＋450 | ＋399 | ＋429 |

参考資料４： 連邦補充交付金の交付額（単位：百万 Euro）

| | | 一般補充交付金 | 特別補充交付金 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 行政費用 | 社会給付 | 旧東独 |
| 西 | ニーダーザクセン | 127 | | | |
| 西 | ﾉﾙﾄﾗｲﾝ･ｳﾞｪｽﾄﾌｧｰﾚﾝ | 119 | | | |
| 西 | ﾗｲﾝﾗﾝﾄ･ﾌﾟﾌｧﾙﾂ | 144 | 46 | | |
| 西 | ｼｭﾚｽｳﾞｨｯﾋ･ﾎﾙｼｭﾀｲﾝ | 51 | 53 | | |
| 西 | ザールラント | 46 | 63 | | |
| 西 | ブレーメン | 146 | 60 | | |
| ー | ベルリン | 912 | 43 | | 1,663 |
| 東 | ザクセン | 350 | 26 | 319 | 2,280 |
| 東 | ｻﾞｸｾﾝ･ｱﾝﾊﾙﾄ | 202 | 53 | 187 | 1,376 |
| 東 | チューリンゲン | 192 | 56 | 176 | 1,251 |
| 東 | ブランデンブルク | 176 | 55 | 190 | 1,253 |
| 東 | ﾒｯｸﾚﾝﾌﾞﾙｸ･ﾌｫｱﾎﾟｰﾒﾙﾝ | 157 | 61 | 128 | 921 |

※Bundes ministerium der Finanzen, “Finanzbericht 2013”, S.158 より。

## 参考資料５： 旧東独諸州の財政支援

（１）ドイツ統一基金

・1990 年より 1994 年まで旧東ドイツ諸州へ交付金を交付

・1992 年に第 1 次積み増しを決定（売上税増税分：税率 14%から 15%へ）

・1993 年に第 2 次積み増しを決定（連邦が一般財源より拠出）

・1991 年より 2019 年まで償還（2004 年までは連邦と州が折半）

（２）連帯付加税の一時導入

・1991 年 7 月から 1992 年 6 月まで徴収（税率 7.5%、但し半年のため 3.75%）

（３）連帯協定Ⅰ

・1995 年より旧東ドイツ諸州を財政調整制度に組み込む

・売上税の州間配分調整に加わる（売上税収州分の 25%）

・水平的財政調整に加わる

・売上税の垂直的配分を変更（連邦 63%→56%、州 37%→44%）

・連邦補充交付金の上限（売上税収の 2%）を廃止

・欠損額連邦補充交付金を新設（調整額測定値の 99.5%を補償）

・1995 年より 2004 年まで特別財政需要連邦補充交付金を交付（旧東ドイツ諸州）

・1995 年より 2004 年まで移行期連邦補充交付金を交付（旧西ドイツ財政弱体州）

・1995 年より 2004 年まで西ドイツ諸州はドイツ統一基金償還負担を割増し

・1995 年より 2004 年まで復興公共投資補助金を交付（年額 33.7Euro）

・1995 年より連帯付加税を徴収（税率 7.5%）

（４）連帯付加税の税率引き下げ

・1998 年より 5.5%

（５）連帯協定 II

・2005 年より 2019 年まで特別財政需要連邦補充交付金を延長（対象：旧東ドイツ諸州）

・2005 年より 2019 年まで政策補助金の割り増し（総額 513.6 億 Euro）

神奈川大学教授　青木　宗明

# フランスにおける地方法人課税の改革
# ～職業税から地方経済税への変革～

## 1　2010 年に行われた改革の概要　～以下の 5 点～

### （1）　法人課税の改革－職業税（la taxe professionnelle、TP）の廃止と新たな課税

i　地方経済税（la contribution économique territoriale、CET)の創設

地方経済税は、次の２税から構成

①　事業不動産税（la cotisation foncière des entreprises、CFE)

②　事業付加価値税

(la cotisation sur la valeur ajoutée des entreprises、CVAE)

ii　設備網（物理的ネットワーク）を有する企業への概算課税

(Les impositions forfaitaires sur les entreprises de réseaux、IFER)

### （2）　職業税廃止の税収減を補償するための地方税の拡充

i　付加税の創設

＊　固定核設備税（貯蔵課税）付加税

(la taxe additionnelle sur les installations nucléaires de base)

＊　未建築値税付加税

(la taxe additionnelle à la taxe foncière sur les propriétés non bâties)

ii　国税の地方移譲

＊　有償譲渡税（les droits de mutation à titre onéreux 、DMTO)の国税分

＊　保険契約特別税（la taxe spéciale sur les contrats d'assurance、TSCA)の国税分

＊　商業施設面積税 la taxe sur les surfaces commerciales (TASCOM) の国税分

### （3）　税制改革に伴う地方税収減を保障する国の交付金の創設

i　職業税改革補償交付金

(la dotation de compensation de la réforme de la taxe professionnelle、DCRTP)

ii　個別自治体財源保障全国基金

(le fonds national de garantie individuelle des ressources、FNGIR)

### （4）　国の徴税・減免税手数料の引き下げ：地方税収の増

### （5）　自治体種別間での地方税の「税源分離」

かつてはコミューン、デパルトマン、レジオンが地方直接税の 4 税をすべて課税。

現在は、家計にかかる税（住居税、既建築・未建築値税）はコミューンとその連合。

ただし既建築値税はデパルトマンも課税。

法人課税は、事業不動産税はコミューンとその連合のみ。

事業付加価値税と設備網を有する企業への概算課税は 3 層すべての自治体。

（６）　参考までに・・・不動産の評価替え（再評価）は、いつもながら頓挫

不動産の評価は今なお 1970 年～74 年の評価を基準とする。

再評価の法律、1990 年はしばらくして実施中止、そして 2010 年（l'article 34 de la loi n°2010-1658 du 29 décembre 2010）も中止。いずれも部分的な試行・シミュレーションの結果、税負担変動が大きすぎると判断。

## ２　地方経済税 CET と設備網を有する企業への概算課税 IFER の概要

（１）地方経済税

各納税者（事業者）の CET 納税額（CFE+CVAE）は各事業の付加価値額の 3%が上限。

すなわち、納税額の上限の基準も付加価値額。

### 1、地方経済税（CET）

（1）事業不動産税　（CFE）

| | |
|---|---|
| 課税団体 | コミューンとその連合 |
| 課税標準 | 事業用不動産の賃貸価格の70% |
| 税率 | 各コミューン・コミューン連合が定める |
| 特例 | 個人事業主を対象にミニマム・タックス制度（税額は売上高基準） |

（2）事業付加価値税　（CVAE）

| | |
|---|---|
| 課税団体 | デパルトマン（税収の48.5%）<br>コミューンと連合（税収の26.5%）<br>レジオン（税収の25%） |
| 納税義務者 | 売上高15万2,500ユーロ以上の事業者<br>ただし売上高50万ユーロ未満の事業者は全額減税 |
| 課税標準 | 付加価値額　（減価償却は認めない）<br>ただし売上高の一定割合で上限<br>売上高　760万ユーロ未満　売上高の80%<br>売上高　760万ユーロ以上　売上高の85% |
| 分割基準 | 複数自治体に施設を有する企業の付加価値額は、自治体間で次の数値に按分される。1/3がCFEの課税標準、2/3が従業員数。 |
| 税率 | 全国一律　1.5%<br>ただし売上高に応じて累進性<br>売上高　50万-300万€　税率0.5%<br>売上高　300万-1000万€　税率0.5-1.4%<br>売上高　1000万-5000万€　税率1.4-1.5%<br>売上高　5000万€以上　税率1.5% |

（２）設備網を有する企業への概算課税

職業税から地方経済税への移行により、設備網を有する企業の税負担が劇的に減少したことへの対応。もちろん自治体の税収への影響（減少）への対策でもある。

2、設備網（物理的ネットワーク）を有する企業への概算課税（IFER）

| | | |
|---|---|---|
| 課税団体 | | コミューンと連合、デパルトマン、レジオン<br>設備の種類別に税収の帰属・帰属割合が異なる |
| 課税客体 | 1 | 地上及び水上風力発電 |
| | 2 | 原子力発電所、地熱発電所 |
| | 3 | 太陽光発電施設、水力発電所 |
| | 4 | 変圧変電施設 |
| | 5 | 電波送受信施設 |
| | 6 | 天然ガス移送・貯蔵施設 |
| | 7 | 電話主配電施設 |
| | 8 | 鉄道施設・車両 |
| | 9 | イルドフランスの公共交通機関の施設・車両 |
| 税率 | | 全国一律<br>設備の種別に概算税率を設定 |

## 3　地方税制の変化　～改革前後の地方税制～

＜改革後＞

フランスの地方税体系：2014年税収額（単位=千ユーロ）と構成比

| ＜地方直接税＞ | Contributions directes | 2014年税収 | 構成比 |
|---|---|---|---|
| 住居税 | Taxe d'habitation | 20,556 | 16.0% |
| 既建築地税 | Taxe sur le foncier bâti | 29,312 | 22.8% |
| 未建築値税 | Taxe sur le foncier non bâti | 1,014 | 0.8% |
| 事業不動産税 | Cotisation foncière des entreprises（CFE） | 6,974 | 5.4% |
| 事業付加価値税 | Cotisation sur la valeur ajoutée des entreprises（CVAE） | 15,917 | 12.4% |
| 設備網を有する企業への概算課税 | impositions forfaitaires sur les entreprises de réseaux（IFER） | 1,447 | 1.1% |
| | CFE＋CVAE＋IFER | 24,338 | 18.9% |
| 商業施設面積税 | Taxe sur les surfaces commerciales | 712 | 0.6% |
| 直接税計 | | 75,932 | 59.1% |
| ＜その他の課税＞ | Autres contributions | | |
| 都市計画諸税 | Taxes liées à l'urbanisme | 1,403 | 1.1% |
| 家庭ごみ収集税 | Taxe d'enlèvement des ordures ménagères | 6,356 | 4.9% |
| 有償譲渡税 | Droits de mutation à titre onéreux | 9,877 | 7.7% |
| エネルギー製品消費税 | Taxe intérieure de consommation sur les produits énergétiques | 11,387 | 8.9% |
| 公共交通機関税 | Versement destiné aux transports en commun | 7,218 | 5.6% |
| 保険契約特別税 | Taxe spéciale sur les conventions d'assurance | 6,735 | 5.2% |
| 自動車登録税 | Taxe sur les cartes grises | 2,077 | 1.6% |
| 電気消費税 | Taxe sur la consommation finale d'électricité | 2,214 | 1.7% |
| 海外領土における諸税 | Impôts et taxes d'outre-mer | 1,608 | 1.3% |
| 職業訓練 | Contribution au développement de l'apprentissage | 1,427 | 1.1% |
| 送電鉄塔税 | Taxe sur les pylônes électriques | 212 | 0.2% |
| 滞在税 | Taxe de séjour | 258 | 0.2% |
| スキー・リフト税 | Taxes sur les remontées mécaniques | 52 | 0.0% |
| 採掘税 | Redevance des mines | 19 | 0.0% |
| 運転免許税 | Taxe sur les permis de conduire | 3 | 0.0% |
| その他 | Autres | 1,701 | 1.3% |
| その他課税の計 | | 52,548 | 40.9% |
| 合計 | | 128,480 | 100% |

（資料）l'Observatoire des finances locales，Rapport de l'Observatoire des finances locales，Les finances des collectivités locales en 2016.

＜改革前＞

2007年税収額（単位=千ユーロ）と構成比

| | | 2007年税収 | 構成比 |
|---|---|---|---|
| ＜地方直接税＞ | FISCALITÉ DIRECTE | 68,077 | 69.5% |
| 住居税 | Taxe d'habitation | 14,727 | 15.0% |
| 既建築地税 | Taxe sur le foncier bâti | 19,528 | 19.9% |
| 未建築値税 | Taxe sur le foncier non bâti | 833 | 0.9% |
| 職業税 | Taxe professionnelle | 26,132 | 26.7% |
| 家庭ごみ収集税 | Taxe d'enlèvement des ordures ménagères | 4,807 | 4.9% |
| 農業・商工業・手工業会議所税 | Taxe pour frais de chambre d'agriculture, de commerce et d'industrie, chambre des métiers | 1,555 | 1.6% |
| その他直接税 | | 495 | 0.5% |
| ＜地方間接税＞ | FISCALITÉ INDIRECTE | 24,301 | 24.8% |
| 有償譲渡税 | Droits de mutation à titre onéreux | 10,080 | 10.3% |
| 石油製品消費税 | Taxe intérieure de consommation sur les produits pétroliers | 7,767 | 7.9% |
| 自動車登録税 | Taxe sur les cartes grises | 1,939 | 2.0% |
| 電気税 | Taxe sur l'électricité* | 1,437 | 1.5% |
| 保険契約特別税 | Taxe spéciale sur les conventions d'assurance | 2,081 | 2.1% |
| 滞在税 | Taxe de séjour | 170 | 0.2% |
| 運転免許税 | Taxe sur les permis de conduire | 5 | 0.0% |
| 地方開発整備税 | Taxe locale d'équipement | 500 | 0.5% |
| 自然環境保全税 | Taxe des espaces naturels sensibles | 217 | 0.2% |
| その他 | | 105 | 0.1% |
| ＜公共交通機関税＞ | | | 0.0% |
| 公共交通機関税 | Versement destiné aux transports en commun | 5,612 | 5.7% |
| 合計 | | 97,990 | 100% |

（資料）l'Observatoire des finances locales, Rapport de l'Observatoire des finances locales, Les finances des collectivités locales en 2010.

地方自治体の種類別にみた状況

＜改革後＞　＜次ページは改革前＞

地方自治体の種類別の地方直接税：2016年の税収額（千ユーロ）と構成比

| **地方団体合計** | 81,379 | 100% |
|---|---|---|
| 住居税 | 21,862 | 26.9% |
| 既建築地税 | 31,940 | 39.2% |
| 未建築値税 | 1,043 | 1.3% |
| 事業不動産税 | 7,426 | 9.1% |
| 事業付加価値税 | 16,861 | 20.7% |
| 設備網を有する企業への概算課税 | 1,494 | 1.8% |
| 商業施設面積税 | 753 | 0.9% |
| （参考）家庭ごみ収集税 | 6,688 | |
| **レジオン** | 4,875 | 100% |
| 事業付加価値税 | 4,216 | 86.5% |
| 設備網を有する企業への概算課税 | 659 | 13.5% |
| **デパルトマン** | 22,278 | 100% |
| 既建築地税 | 13,829 | 62.1% |
| 事業付加価値税 | 8,178 | 36.7% |
| 設備網を有する企業への概算課税 | 271 | 1.2% |

| **コミューン** | 33,957 | 100% |
|---|---|---|
| 住居税 | 15,113 | 44.5% |
| 既建築地税 | 16,734 | 49.3% |
| 未建築値税 | 830 | 2.4% |
| 事業不動産税 | 866 | 2.6% |
| 事業付加価値税 | 244 | 0.7% |
| 設備網を有する企業への概算課税 | 109 | 0.3% |
| 商業施設面積税 | 61 | 0.2% |
| **課税権を有するコミューン連合** | 20,051 | 100% |
| 住居税 | 6,648 | 33.2% |
| 既建築地税 | 1,272 | 6.3% |
| 未建築値税 | 208 | 1.0% |
| 事業不動産税 | 6,554 | 32.7% |
| 事業付加価値税 | 4,223 | 21.1% |
| 設備網を有する企業への概算課税 | 454 | 2.3% |
| 商業施設面積税 | 692 | 3.5% |

（資料）フランス内務省、BIS No.117, 2017年7月。

自治体種類別の状況　税制改革以前の2003年と2001年

2003年度

| | コミューンと連合 | 構成比 | デパルトマン | 構成比 | レジオン | 構成比 | 地方全体 | 構成比 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 住居税 | 8.33 | 20.0% | 3.73 | 25.2% | 0 | 0.0% | 12.06 | 20.2% |
| 既建築地税 | 10.26 | 24.6% | 4.46 | 30.1% | 1.12 | 36.6% | 15.84 | 26.6% |
| 未建築地税 | 0.85 | 2.0% | 0.04 | 0.3% | 0.01 | 0.3% | 0.9 | 1.5% |
| 職業税 | 13.78 | 33.0% | 6.6 | 44.5% | 1.93 | 63.1% | 22.31 | 37.4% |
| 家庭ゴミ収集税 | 3.74 | 9.0% | − | − | − | − | 3.74 | 6.3% |
| 公共交通機関税 | 4.52 | 10.8% | − | − | − | − | 4.52 | 7.6% |
| その他 | 0.22 | 0.5% | − | − | − | − | 0.22 | 0.4% |
| ＜直接税合計＞ | 41.7 | 100% | 14.83 | 100% | 3.06 | 100% | 59.59 | 100% |

2001年度

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 住宅税 | 7.50 | 19.4% | 3.27 | 24.1% | 0.00 | 0.0% | 11.20 | 19.5% |
| 既建築地税 | 9.25 | 23.9% | 3.88 | 28.6% | 1.04 | 34.1% | 14.69 | 25.6% |
| 未建築地税 | 0.80 | 2.1% | 0.03 | 0.2% | 0.01 | 0.3% | 0.86 | 1.5% |
| 職業税 | 14.08 | 36.4% | 6.39 | 47.1% | 2.00 | 65.6% | 23.30 | 40.6% |
| 家庭ゴミ収集税 | 3.07 | 7.9% | − | − | − | − | 3.15 | 5.5% |
| 公共交通機関税 | 4.02 | 10.4% | − | − | − | − | 4.12 | 7.2% |
| ＜直接税合計＞ | 38.72 | 100% | 13.57 | 100% | 3.05 | 100% | 57.34 | 100% |

（資料）MINEFI（経済財政産業省）/DGI/M2.

## 地方法人課税の税収推移（2009－2013）

＜改革前後＞

| | | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| コミューン | TP | 4,625 | 4,352 | − | − | − |
| | CFE | − | − | 1,461 | 1,466 | 1,353 |
| | CVAE | − | − | 1,045 | 1,063 | 1,080 |
| | IFER | − | − | 155 | 148 | 143 |
| | CET＋IFER | − | − | 2,661 | 2,677 | 2,576 |
| コミューン連合 | TP | 13,614 | 14,639 | | | |
| | CFE | − | − | 4,833 | 5,165 | 5,560 |
| | CVAE | − | − | 2,845 | 2,961 | 3,246 |
| | IFER | − | − | 312 | 340 | 367 |
| | CET＋IFER | − | − | 7,990 | 8,466 | 9,173 |
| ①＋② | TP | 18,289 | 19,026 | − | − | − |
| | CFE | − | − | 6,327 | 6,662 | 6,934 |
| | CVAE | − | − | 3,890 | 4,024 | 4,325 |
| | IFER | − | − | 467 | 488 | 510 |
| | CET＋IFER | − | − | 10,684 | 11,174 | 11,769 |
| デパルトマン | TP | 9,821 | 9,978 | − | − | − |
| | CVAE | − | − | 7,130 | 7,363 | 7,916 |
| | IFER | − | − | 226 | 239 | 248 |
| | CVAE＋IFER | − | − | 7,356 | 7,602 | 8,164 |
| レジオン | TP | 3,254 | 3,375 | − | − | − |
| | CVAE | | | 3,675 | 3,795 | 4,081 |
| | IFER | | | 643 | 643 | 655 |
| | CVAE＋IFER | | | 4,318 | 4,438 | 4,736 |
| 地方全体 | TP | 31,365 | 32,379 | − | − | − |
| | CFE | − | − | 6,327 | 6,662 | 6,934 |
| | CVAE | − | − | 14,695 | 15,182 | 16,323 |
| | IFER | − | − | 1,336 | 1,370 | 1,413 |
| | CET＋IFER | − | − | 22,358 | 23,214 | 24,670 |

TP＝職業税　　CFE＝事業不動産税

CVAE＝事業付加価値税　　IFER＝設備網企業概算課税

＜改革の前後＞

税源配分の状況

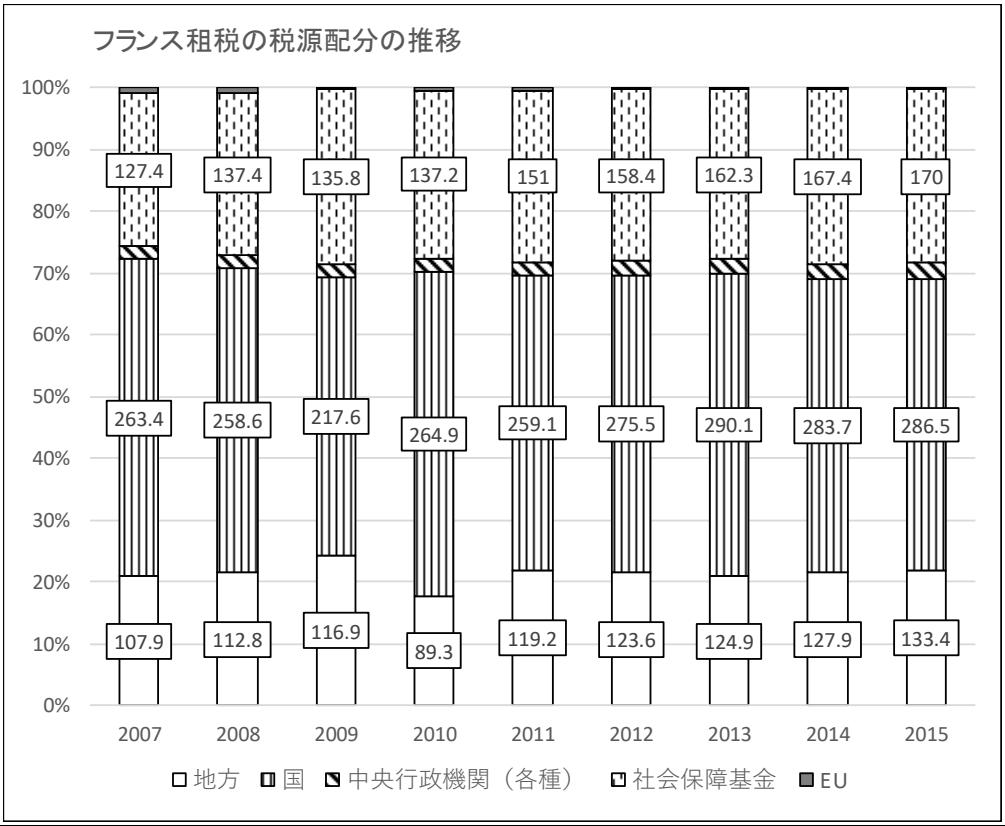


| | 2008 | 構成比 | 2009 | 構成比 | 2010 | 構成比 | 2011 | 構成比 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方 | 112.8 | 27.4% | 116.9 | 32.1% | 89.3 | 21.5% | 119.2 | 28.1% |
| 国 | 258.6 | 62.9% | 217.6 | 59.7% | 264.9 | 63.8% | 259.1 | 61.0% |
| 中央行政機関(各種) | 10.1 | 2.5% | 9.5 | 2.6% | 11.1 | 2.7% | 12.3 | 2.9% |
| 社会保障基金 | 137.4 | 33.4% | 135.8 | 37.2% | 137.2 | 33.0% | 151 | 35.6% |
| EU | 5.1 | 1.2% | 1.7 | 0.5% | 2 | 0.5% | 2.1 | 0.5% |
| 合計 | 411.2 | 100% | 364.6 | 100% | 415.2 | 100% | 424.5 | 100% |

| | 2012 | 構成比 | 2013 | 構成比 | 2014 | 構成比 | 2015 | 構成比 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方 | 123.6 | 27.5% | 124.9 | 26.7% | 127.9 | 27.3% | 133.4 | 28.1% |
| 国 | 275.5 | 61.4% | 290.1 | 61.9% | 283.7 | 60.6% | 286.5 | 60.3% |
| 中央行政機関(各種) | 12.9 | 2.9% | 14.1 | 3.0% | 14.7 | 3.1% | 16.8 | 3.5% |
| 社会保障基金 | 158.4 | 35.3% | 162.3 | 34.6% | 167.4 | 35.8% | 170 | 35.8% |
| EU | 2.1 | 0.5% | 2.1 | 0.4% | 2.1 | 0.4% | 2.2 | 0.5% |
| 合計 | 448.9 | 100% | 468.6 | 100% | 467.9 | 100% | 475.5 | 100% |

## 4　税制改革の要点：背景と影響

### （１）企業の税負担の大幅な軽減　：　自治体の自主財源の削減

＊　歴代政権と「フランス経団連（MEDEF、フランス企業運動）」にとって

政権と経団連の意図は、まず何よりも法人、特に製造業を中心とした大企業の税負担軽減。それによる国際競争力の強化。

企業の 60%（＝200 万社）で税負担減少（25%は負担増、15%は変化なし）。負担減少の金額は政府発表では 40 億€、「経団連」発表では 80 億€。

業種別でみると、自動車を中心とする製造業が飛び抜けて負担減、次いで企業向けサービス（B to B）、商業・・・。中小事業者も負担減。

政権・「経団連」にとって、負担減少が実現すれば、法人課税がどうであろうと関心はなかった。改革が実行されるまで十数年にわたって職業税（法人課税）の課税標準が異常だという主張（後にみるように「雇用を抑制させる」「投資を阻害する」・・・）をしてきたが、それは税負担を軽減するための単なる口実にすぎなかった。

＊　**地方自治体にとって**

改革の悪影響は大きかった。自主財源である税収の減少。改革による減収額は国による全額補償が原則だが、補償の方法は税源移譲だけではなかった。補償交付金の方法。

ただし、それによって「自主財源比率」の低下は生じなかった。自治体（コミューンとデパルトマン）が「家計にかかる税」の税率を引き上げ続けたため。税率引き上げの原因は、歳出の増や国の交付金の改革（総額削減と制度変更）もあり、必ずしも地方法人課税の改革のせいではない。

＊　**個人の納税者にとって**

改革の影響は大きかった。納税者が理解しているかどうかは別として、これまで法人が負担していた税が個人へと皺寄せされた。法人から個人への負担の移動。

## （２）自治体間の税率の接近・統一　：　自治体の課税権への大きな制限

＊　**歴代政権と「経団連」にとって**

政権・「経団連」にとっては、重要度の点で副次的な目論見であったが、税率の全国的な接近・統一が実現した。これによって立地選択や、複数施設を有する企業の場合の会計・税務が効率化されたであろう。

職業税は、税率の変化に対して制限がかかっていたが、自治体間の格差は大きかった。この点では不動産評価の格差・不公平も考慮すべき・・・。

後掲の「５　自治体間の税率格差（2002 年度の状況）」の表を参照

新たな CVAE と IFER は国が決定、全国一律の一定税率。

CFA のみ自治体が税率決定だが、単純な不動産課税にすぎない。

＊　**地方自治体にとって**

課税自主権の大いなる侵害。

職業税の税率も制限は課されていたが、税率の引き上げに対する制約に過ぎなかった。

## （３）中長期的な国の財政負担減

＊　改革以前、職業税の「最大の納税者」は国だった。

「経団連」の不満をなだめるために税の軽減、納税額のカット、課税標準の廃止を行い、それによる自治体の税収減を国が全額補償していた。

改革直前の 2009 年には、職業税収の 45%は国が負担。

改革後も、以前の補償が続くのに加えて、改革の補償交付金（DCRTP、FNGIR)が増えるため、当面の国の負担が巨額のまま。

しかし課税に対する「経団連」の不満は収まったので、中長期的には負担は大きく減少

## 5　自治体間の税率格差（2002 年度の状況）

デパルトマン間の税率格差（フランス本土のデパルトマン、2002年度）

| | デパルトマン名 | 既建築地税 | 未建築地税 | 住宅税 | 職業税 | | デパルトマン名 | 既建築地税 | 未建築地税 | 住宅税 | 職業税 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | AIN | 5.7 | 19.9 | 4.4 | 6.3 | 50 | MAINE-ET-LOIRE | 9.4 | 16.2 | 6.1 | 5.7 |
| 2 | AISNE | 12.7 | 27.4 | 9.4 | 7.3 | 51 | MANCHE | 10.7 | 25.1 | 6.7 | 6.3 |
| 3 | ALLIER | 8.7 | 19.1 | 7.8 | 10.0 | 52 | MARNE | 6.0 | 6.6 | 5.7 | **3.7** |
| 4 | ALPES-DE-HAUTE-PROVENCE | 12.0 | 39.1 | 4.6 | 9.0 | 53 | HAUTE-MARNE | 14.6 | 19.6 | 7.7 | 7.0 |
| 5 | HAUTES-ALPES | 11.5 | 58.7 | 4.3 | 7.5 | 54 | MAYENNE | 11.2 | 20.6 | 7.6 | 7.1 |
| 6 | ALPES-MARITIMES | 7.6 | **5.1** | 6.3 | 6.9 | 55 | MEURTHE-ET-MOSELLE | 7.6 | 13.3 | 6.8 | 7.3 |
| 7 | ARDÈCHE | 9.8 | 50.4 | 5.7 | 8.9 | 56 | MEUSE | 15.8 | 26.3 | 8.5 | 6.8 |
| 8 | ARDENNES | 12.0 | 17.9 | 7.7 | 7.0 | 57 | MORBIHAN | 10.5 | 23.9 | 7.0 | 6.8 |
| 9 | ARIÈGE | 11.1 | 53.0 | 5.9 | **12.4** | 58 | MOSELLE | 6.2 | 21.8 | 5.5 | 5.3 |
| 10 | AUBE | 12.8 | 15.1 | 8.9 | 6.8 | 59 | NIÈVRE | 12.2 | 35.4 | 8.9 | 9.3 |
| 11 | AUDE | 16.5 | 42.9 | 7.4 | 11.5 | 60 | NORD | 7.3 | 22.0 | 7.3 | 6.2 |
| 12 | AVEYRON | 10.3 | 48.4 | 5.7 | 11.3 | 61 | OISE | 12.5 | 31.0 | 7.1 | 7.0 |
| 13 | BOUCHES-DU-RHÔNE | 6.0 | 9.8 | 7.7 | 5.5 | 62 | ORNE | **19.5** | 23.8 | **11.4** | 7.0 |
| 14 | CALVADOS | 11.6 | 21.8 | 5.2 | 5.9 | 63 | PAS-DE-CALAIS | 8.9 | 25.7 | 7.1 | 7.5 |
| 15 | CANTAL | 12.8 | 56.9 | 8.0 | 11.1 | 64 | PUY-DE-DÔME | 10.2 | 20.3 | 7.1 | 7.0 |
| 16 | CHARENTE | 12.4 | 25.5 | 5.8 | 8.1 | 65 | PYRÉNÉES-ATLANTIQUES | 7.4 | 16.5 | 6.4 | 7.3 |
| 17 | CHARENTE-MARITIME | 11.2 | 23.3 | 5.7 | 7.5 | 66 | HAUTES-PYRÉNÉES | 12.7 | 39.9 | 7.4 | 12.3 |
| 18 | CHER | 7.8 | 15.9 | 6.2 | 6.3 | 67 | PYRÉNÉES-ORIENTALES | 9.4 | 21.3 | 7.0 | 11.2 |
| 19 | CORRÈZE | 11.0 | 43.5 | 5.4 | 11.1 | 68 | BAS-RHIN | 5.8 | 24.1 | 6.3 | 6.0 |
| 20 | CORSE-DU-SUD | 10.3 | 22.4 | 6.3 | 6.1 | 69 | HAUT-RHIN | 5.9 | 28.2 | 5.5 | 6.7 |
| 21 | HAUTE-CORSE | 10.1 | 33.3 | 8.7 | 8.3 | 70 | RHÔNE | 5.1 | 9.1 | 5.3 | 6.1 |
| 22 | CÔTE-D'OR | 8.5 | 32.1 | 6.9 | 9.6 | 71 | HAUTE-SAÔNE | 15.6 | 40.8 | 6.8 | 8.4 |
| 23 | CÔTES-D'ARMOR | 14.2 | 50.3 | 5.5 | 8.5 | 72 | SAÔNE-ET-LOIRE | 10.1 | 17.9 | 6.3 | 6.9 |
| 24 | CREUSE | 9.1 | 15.3 | 6.5 | 7.0 | 73 | SARTHE | 10.3 | 17.0 | 7.4 | 6.7 |
| 25 | DORDOGNE | 9.6 | 35.3 | 6.5 | 8.8 | 74 | SAVOIE | 7.0 | 27.4 | 4.6 | 8.5 |
| 26 | DOUBS | 12.2 | 31.3 | 5.7 | 6.0 | 75 | HAUTE-SAVOIE | 7.4 | 22.4 | 5.2 | 6.9 |
| 27 | DRÔME | 13.0 | 19.7 | 7.5 | 7.0 | 76 | VILLE DE PARIS | - | - | **2.2** | - |
| 28 | EURE | 7.4 | 17.6 | 6.8 | 6.6 | 77 | SEINE-MARITIME | 13.2 | 22.7 | 6.5 | 6.4 |
| 29 | EURE-ET-LOIR | 6.3 | 27.1 | 9.7 | - | 78 | SEINE-ET-MARNE | 9.9 | 27.7 | 6.1 | 6.2 |
| 30 | FINISTÈRE | 7.5 | 29.2 | 8.6 | - | 79 | YVELINES | **4.6** | 16.4 | 4.8 | 4.5 |
| 31 | GARD | 13.2 | 40.6 | 8.9 | 10.9 | 80 | DEUX-SÈVRES | 8.9 | 26.0 | 6.6 | 6.9 |
| 32 | HAUTE-GARONNE | 10.8 | 49.5 | 7.4 | 10.0 | 81 | SOMME | 13.8 | 27.0 | 9.5 | 7.6 |
| 33 | GERS | 16.6 | 64.3 | 8.5 | 10.7 | 82 | TARN | 14.6 | 51.1 | 6.9 | 11.8 |
| 34 | GIRONDE | 8.0 | 16.1 | 6.2 | 8.5 | 83 | TARN-ET-GARONNE | 16.6 | 62.3 | 6.6 | 11.1 |
| 35 | HÉRAULT | 11.5 | 35.3 | 8.1 | 11.3 | 84 | VAR | 6.2 | 19.4 | 5.1 | 7.5 |
| 36 | ILLE-ET-VILAINE | 6.7 | 13.7 | 6.4 | 6.1 | 85 | VAUCLUSE | 7.9 | 23.3 | 6.1 | 10.0 |
| 37 | INDRE | 10.5 | 23.9 | 6.5 | 8.2 | 86 | VENDÉE | 7.7 | 18.7 | 7.6 | 7.3 |
| 38 | INDRE-ET-LOIRE | 7.9 | 18.5 | 6.3 | 5.6 | 87 | VIENNE | 6.4 | 12.6 | 5.5 | 5.6 |
| 39 | ISÈRE | 9.9 | 29.6 | 6.0 | 8.2 | 88 | HAUTE-VIENNE | 8.1 | 21.1 | 5.9 | 6.7 |
| 40 | JURA | 14.7 | 27.4 | 8.0 | 6.9 | 89 | VOSGES | 11.3 | 20.2 | 8.3 | 7.4 |
| 41 | LANDES | 7.7 | 21.5 | 7.0 | 8.3 | 90 | YONNE | 10.9 | 28.2 | 6.7 | 7.0 |
| 42 | LOIR-ET-CHER | 10.6 | 26.0 | 6.6 | 5.9 | 91 | TERRITOIRE DE BELFORT | 8.3 | 8.3 | 7.3 | 10.3 |
| 43 | LOIRE | 8.6 | 18.7 | 6.6 | 8.1 | 92 | ESSONNE | 7.8 | 23.2 | 5.8 | 7.0 |
| 44 | HAUTE-LOIRE | 8.9 | 25.0 | 5.4 | 8.1 | 93 | HAUTS-DE-SEINE | 4.6 | 7.4 | 5.7 | 5.6 |
| 45 | LOIRE-ATLANTIQUE | 5.9 | 16.0 | 6.2 | 7.4 | 94 | SEINE-SAINT-DENIS | 7.4 | 10.6 | 5.9 | 9.7 |
| 46 | LOIRET | 7.9 | 20.0 | 5.0 | 5.1 | 95 | VAL-DE-MARNE | 7.5 | 11.4 | 5.8 | 8.5 |
| 47 | LOT | 12.6 | 89.5 | 5.6 | 10.7 | 96 | VAL-D'OISE | 6.7 | 18.5 | 5.9 | 6.5 |
| 48 | LOT-ET-GARONNE | 14.6 | 54.6 | 7.6 | 9.8 | | 単純平均値 | 10.4 | 32.6 | 6.7 | 8.2 |
| 49 | LOZÈRE | 10.3 | **101.9** | 4.3 | 8.1 | | メディアン | 10.3 | 27.1 | 6.5 | 8.1 |

（資料）MINEFI（経済財政産業省）/DGI/M2.

コミューン人口階層別の平均税率（2002年度）
～大都市での低税率～

| 人口 | 住宅税 | 既建築地税 | 未建築地税 | 職業税 |
|---|---|---|---|---|
| ～ 499 | 8.96 | 13.82 | 35.97 | 11.51 |
| 500 ～1999 | 10.39 | 14.96 | 42.85 | 11.33 |
| 2000 ～3499 | 11.41 | 16.39 | 48.06 | 12.33 |
| 3500 ～4999 | 12.21 | 17.57 | 49.97 | 13.1 |
| 5000 ～9999 | 13.17 | 18.73 | 53.39 | 14.44 |
| 10000 ～19999 | 14.76 | 20.72 | 55.51 | 16.93 |
| 20000 ～49999 | 16.37 | 20.84 | 52.94 | 17.31 |
| 50000 ～99999 | 15.49 | 18.46 | 40.98 | 16.77 |
| 100000 ～299999 | 19.72 | 22.7 | 37.24 | 17.95 |
| ～300000 | 12.45 | 10.29 | 18.88 | 14.07 |
| 合計 | 13.8 | 17.6 | 42.02 | 15.04 |

（資料）フランス内務省/DGCL..

## ６　税制改革に至る紆余曲折と課税標準の論争
## ～地方法人課税の適切な課税標準は何か？～

### 付加価値に始まって、紆余曲折の末に、結局は付加価値に終わる

付加価値標準の構成要素

| |
|---|
| 利潤（単年度損益） |
| 人件費（報酬給与額） |
| 土地・設備費（純支払賃借料） |
| 利払費（純支払い利子） |

職業税を創設する際の原案は、支払い利子を除く 3 要素（利潤、支払給与、不動産・償却資産）
審議の過程で、利潤が外され、2 要素のみ

① 支払い給与（支払い給与の 20％の金額）
② 事業用不動産の賃貸価格、償却資産の賃貸価格（取得価格の 16％）

職業税の課税標準の構成比

| | 1999年 | 2001年 | 2003年 | 2006年 |
|---|---|---|---|---|
| 不動産 | 13.4% | 14.8% | 17.0% | 17.5% |
| 償却資産 | 55.5% | 63.5% | 79.0% | 79.9% |
| 支払給与 | 27.7% | 17.8% | 廃止(1) | 廃止 |
| 事業収入(2) | 3.4% | 3.9% | 4.0% | 2.6% |

（注）
(1) 1998-2002年の5年間で段階的に廃止。
(2) 弁護士等の自由業に適用される特例。

TP創設時から続く税負担軽減策・制度変更と「付加価値標準」の重要性

| | | |
|---|---|---|
| 1791年～ | 営業税（La patente : Contribution des patentes） | |
| 1975年 | 職業税の創設（1975年7月29日法） | 保守派ジスカール<br>1974年5月-1981年5月 |
| 1976年 | 納税額を（旧）営業税の170%で打ち切り | |
| 1977年 | 特定企業への減税財源を調達するための付加税率創設 | |
| 1979年 | 付加価値額の一定割合(8%)で納税額を打ち切り | |
| 1980年 | ①「付加価値」標準への改革（1980年1月10日法）<br>②「事業収入」標準に算入される収入の割合を1/10へ引き下げ<br>③最低限納税額（Cotisation mimimum：ミニマム・タックス）<br>④課税標準の算定年度を、前年度から前々年度に変更<br>⑤全国平均の2.5倍での制限税率の設定。 | |
| 1982年 | ①「支払給与」標準への給与算入割合を18%へ低減<br>②「投資減税」導入<br>（インフレ率を超える「不動産賃貸価格」上昇を50%圧縮） | 社会党ミッテラン<br>1981年5月-95年5月<br><br>ただし86年3月-88年5月は保守派政権<br><br>ただし93年3月-95年5月は保守派政権 |
| 1983年 | 新規に開業した事業の2年間の免税（地方団体の任意の免税） | |
| 1985年 | 納税額の1割削減 | |
| 1987年 | 課税標準全体の16%削減 | |
| 1988年 | 「雇用・投資減税」導入<br>（インフレ率を超える課税標準の増大を50%圧縮） | |
| 1991年 | 施設の新設・拡張・郊外分散に対する5年間の免税<br>（地方団体の任意の免税） | |
| 1995年 | 付加価値額の一定割合での納税額打ち切りを累進制へ改正<br>（3.5%、3.8%、4.0%） | 保守派シラク<br>1995年5月-2007年5月<br><br>ただし97年6月-2002年5月は社会党政権 |
| 1996年 | 付加価値額の1.5%での最低限納税額<br>（Cotisation mimimale：ミニマル・タックス） | |
| 1997年 | 政権・「経団連」から「職業税が雇用を阻害し、失業率を高めている」との批判が高まる。 | |
| | 租税評議会のTP報告書「職業税が労働コストを高める程度はきわめて小さく、雇用を阻害しているわけではない」「職業税を失業対策の手段として使うべきではない」 | |
| 1998年 | 「支払給与」標準を5年間（～2002年）で段階的に縮小・廃止 | |
| 2004年 | 新規投資の3年間減免税<br>大統領による職業税抜本改革の表明<br>職業税改革検討委員会（フーケ委員会）<br>→さまざまな課税標準を検討した上で付加価値標準を提案<br>税率は1.5%－2.6%の幅で設定 | |
| 2005年 | 付加価値額の3.5%で納税額を打ち切り（減税効果は2007年度以降） | |
| 2008年 | 政権・「経団連」から課税標準に償却資産が含まれることに対する批判が高まる。（3月21日、「経団連」会長の発言）「TP は企業投資を阻害しており、西欧諸国には同様な税は存在しない。」「TP はもっとも資本集約的な企業、すなわち工業、エネルギー産業、運輸業にペナルティを課している。それらの産業は、付加価値ではフランス全体の1/3 しか生産していないのに、TP の2/3 を負担している。」 | 保守派サルコジ<br>2007年5月-2012年5月 |
| | 新規投資の完全免税を発表<br>大統領による職業税抜本改革（職業税の廃止）の表明 | |
| 2009年 | 「地方自治体改革委員会（バラデュール委員会）」報告書で改革内容提示 | |

# 第２章

# 参　考　資　料

# 経済財政運営と改革の基本方針2017

総務省

平成29年7月24日
総務省自治財政局財政課
財政企画官　君塚明宏

## 経済財政運営と改革の基本方針2015（抄）

（平成27年6月30日閣議決定）

### 第3章　「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

#### 3．目標とその達成シナリオ、改革工程

（目標）

「経済・財政一体改革」を推進することにより、経済再生を進めるとともに、2020 年度（平成32年度）の財政健全化目標（※）を堅持する。具体的には、2020 年度PB黒字化を実現することとし、そのため、PB赤字の対GDP比を縮小していく。また、債務残高の対GDP比を中長期的に着実に引き下げていく。さらに、資産についてもできる限り圧縮し、その対GDP比を抑制する。フローとストックについての指標は共に重要である。

なお、2020 年代以降も、人口減少・高齢化は更に進行していくとみられることを踏まえ、2020 年度以降も見据えた改革としていく。

※国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020 年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すこと（当面の財政健全化に向けた取組等について－中期財政計画（平成25年8月8日閣議了解））をいう。

（改革工程の明確化）

（1）集中改革期間と中間評価

計画の中間時点(2018年度)において、目標に向けた進捗状況を評価する。集中改革期間における改革努力のメルクマールとして、2018年度（平成30年度）のPB赤字の対GDP比▲1％程度を目安とする。国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。社会保障関係費については、高齢化要因も考慮し、安倍内閣におけるこれまでの増加ペースを踏まえつつ、消費税率引上げに伴う充実を図る。ただし、各年度の歳出については、一律でなく柔軟に対応する。地方においても、国の取組と基調を合わせ取り組む。

＊　国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度（平成30年度）まで継続させていくこととする。地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度（平成30年度）までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

1

# 国・地方プライマリーバランスの財政健全化目標

基礎的財政収支（PB）を2020年度（平成32年度）までに黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

国・地方のプライマリーバランス（対GDP比）の推移

（「中長期の経済財政に関する試算」（平成29年7月18日内閣府）の「経済再生ケース」）

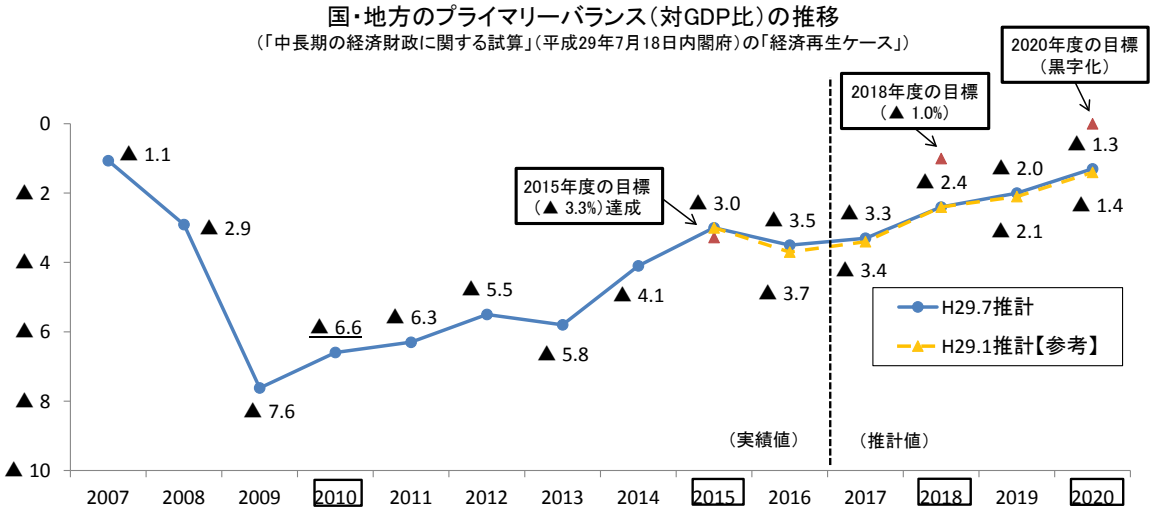


| | 2010年度 | 2015年度 | 2020年度(目標) | 2020年度(見込) |
|---|---|---|---|---|
| プライマリーバランス（対GDP比） | ▲31.7兆円［▲6.6%］ | ▲15.8兆円［▲3.0%］ | 黒字化 | ▲8.2兆円［▲1.3%］ |

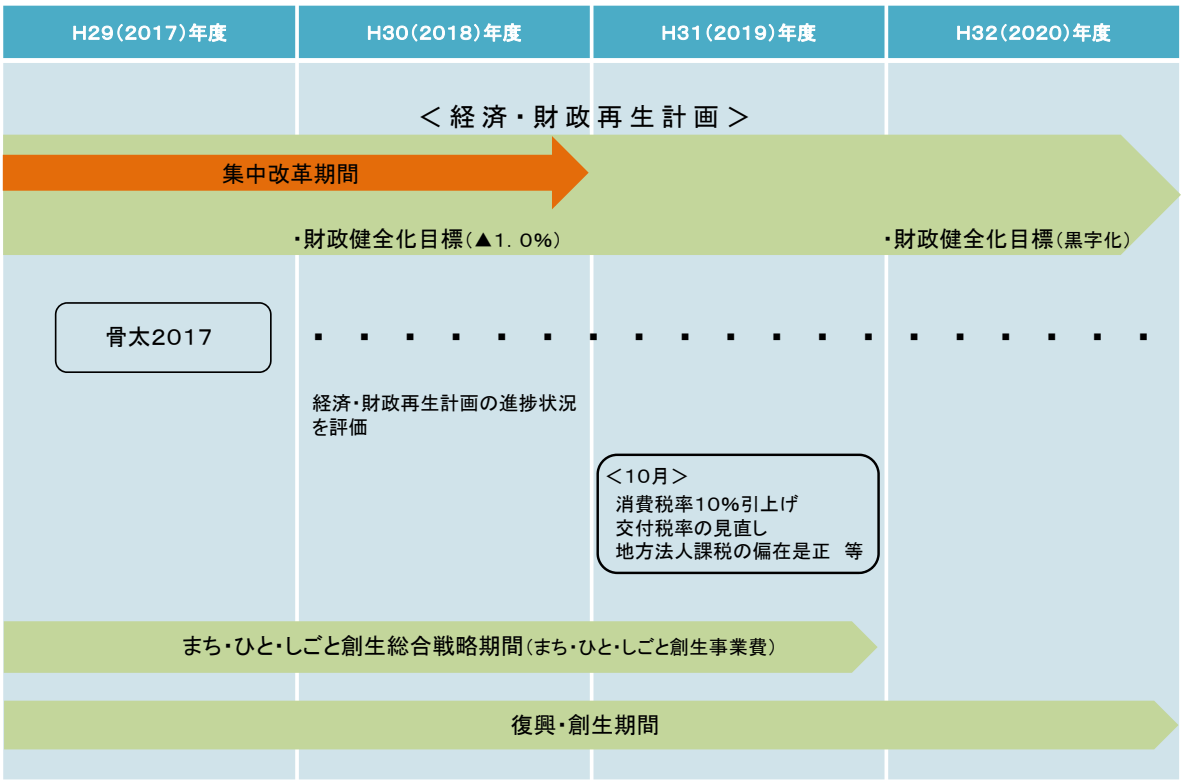


3

# 地方公共団体の基金

## 【全国計】積立金現在高の推移

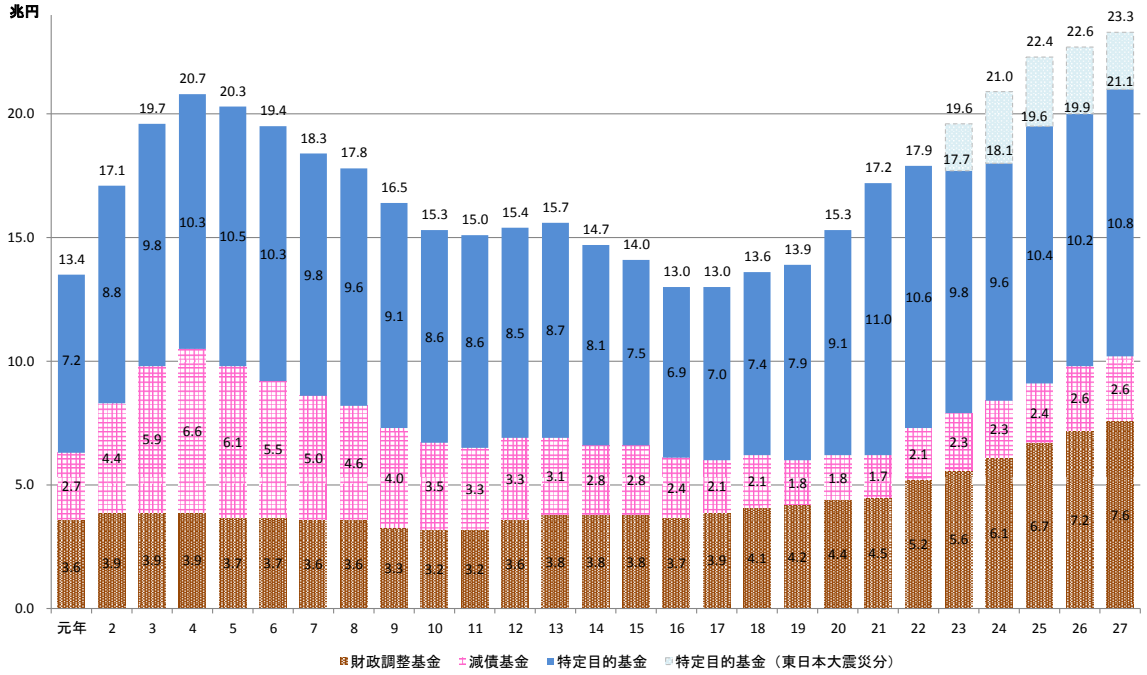


13

## 【都道府県】積立金現在高の推移

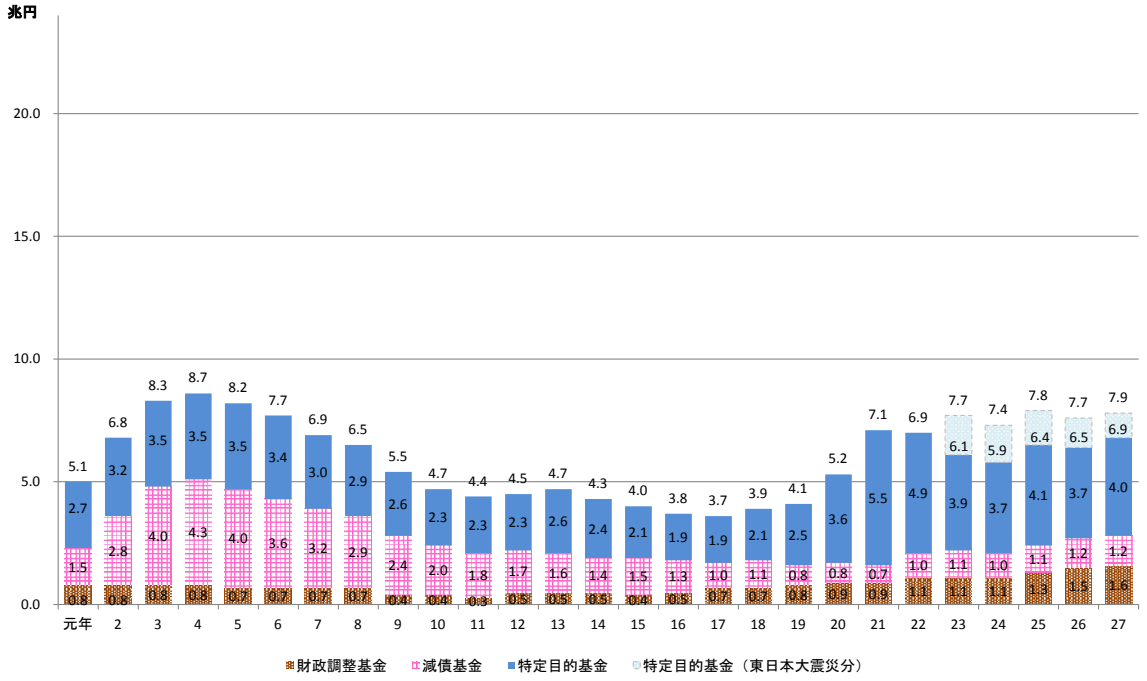


14

## 【市町村】積立金現在高の推移

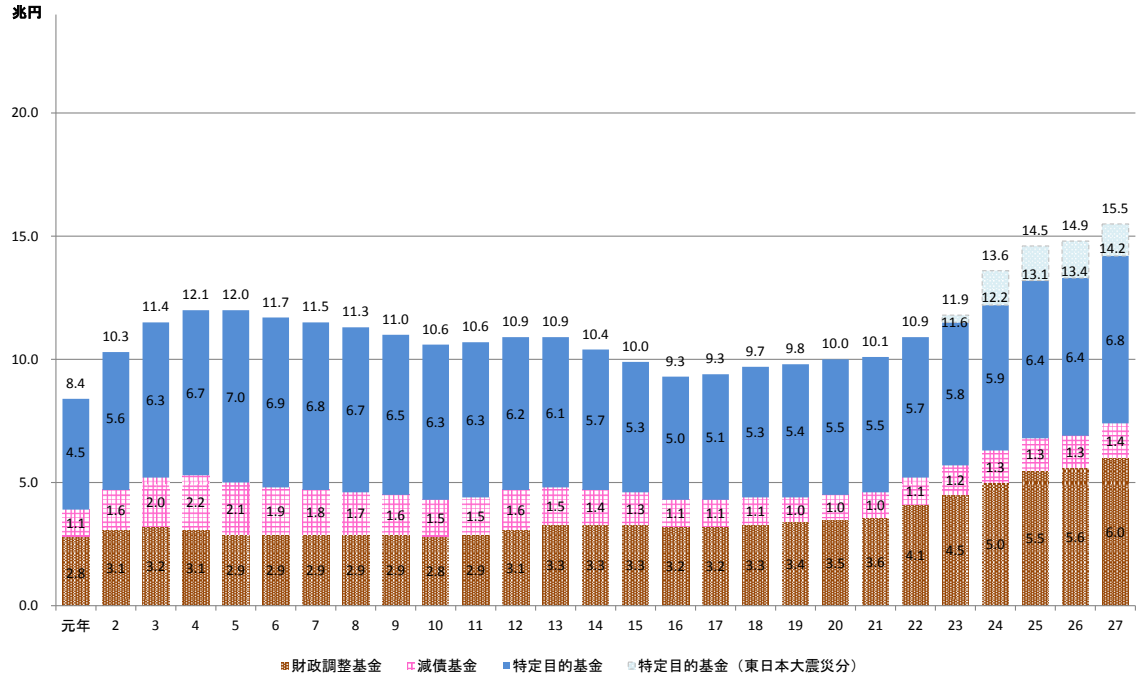


15

## ○財政調整基金等の増加

平成29年5月11日
経済財政諮問会議
民間議員提出資料

- 近年増加の著しい基金（基金積立残高21兆円、2015年度）について、総務省は、その現在高や増加幅が顕著な自治体（例えば基金残高対基準財政需要額の直近の水準が安倍政権以前の10年間の平均と比べて1．5倍以上など）を中心に、その背景・要因について、実態を把握・分析するとともに、各自治体において説明責任を果たすよう促すべき。
- また、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて地方財政計画への反映等の改善方策を検討すべき。

図表1．市町村の基金積立残高の推移
（基準財政需要額に対する基金積立残高の比率）

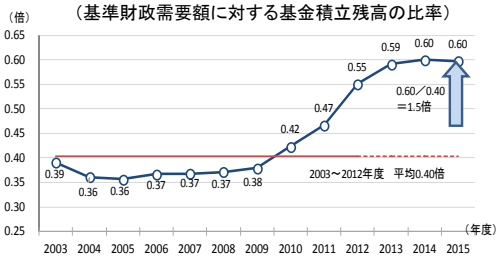


図表2．基金積立残高（対基準財政需要額）別の市町村数

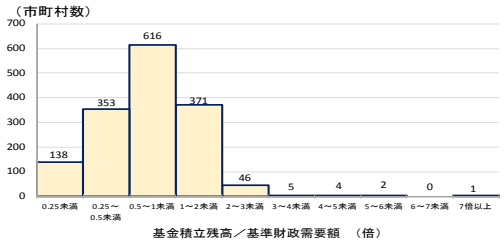


図表3．基金積立残高が大きい自治体、小さい自治体（2015年度）

| 基準財政需要額に対する基金積立残高の比率（基金積立残高÷基準財政需要額） | 自治体数 | 財政力指数 | 65歳以上人口比率 | 住民一人当たり民生費（万円） |
|---|---|---|---|---|
| 2倍以上の市町村 | 58 | 0.38 | 34.8% | 20.2 |
| 1倍以上2倍未満の市町村 | 371 | 0.36 | 34.1% | 17.5 |
| 0.25倍以上0.5倍未満の市町村 | 353 | 0.62 | 28.9% | 14.5 |
| 0.25倍未満の市町村 | 138 | 0.68 | 28.6% | 14.6 |

※被災3県および電源立地地域対策交付金が交付されている市町村を含まない
積立金残高÷基準財政需要額は2013～2015年度平均
2015年度の数値、ただし65歳以上人口は2016年1月1日現在。
財政力指数、65歳以上人口比率、住民一人当たり民生費は、単純平均。

（備考）総務省「市町村別決算状況等調」より作成。「基金残高」は「財政調整基金」,「その他特定目的基金」,「減債基金」の各年度末残高の合計。
図表2・図表3は、基金積立残高対基準財政需要額の倍数を2013～2015年度の3か年平均で算出

2

## （図表3　参考）基金積立高　対基準財政需要額が2倍以上の自治体、積立高が大きい自治体

平成29年5月11日
経済財政諮問会議
民間議員提出資料

①対基準財政需要額が2倍以上の自治体（上位30団体、2015年度）

| | | | 基金積立高÷基準財政需要額（倍） | 基金積立高（億円） | 財政力指数 | 65歳以上人口比率 | 住民一人当たり民生費（万円） | 全人口（人） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 三重県 | 川越町 | 7.46 | 226.2 | 1.22 | 18.7% | 12.0 | 14,922 |
| 2 | 愛知県 | 飛島村 | 5.71 | 88.6 | 2.09 | 27.9% | 20.7 | 4,579 |
| 3 | 東京都 | 御蔵島村 | 5.33 | 20.8 | 0.11 | 16.9% | 30.4 | 314 |
| 4 | 東京都 | 青ケ島村 | 4.55 | 13.8 | 0.12 | 15.1% | 37.9 | 166 |
| 5 | 佐賀県 | 江北町 | 4.35 | 108.2 | 0.36 | 26.2% | 12.5 | 9,740 |
| 6 | 長野県 | 下條村 | 4.20 | 69.3 | 0.23 | 32.1% | 16.8 | 3,941 |
| 7 | 奈良県 | 川上村 | 4.18 | 65.2 | 0.13 | 56.8% | 19.7 | 1,545 |
| 8 | 東京都 | 桧原村 | 3.99 | 53.8 | 0.16 | 46.7% | 27.9 | 2,343 |
| 9 | 高知県 | 梼原町 | 3.97 | 114.8 | 0.11 | 42.9% | 26.2 | 3,677 |
| 10 | 群馬県 | 神流町 | 3.37 | 52.6 | 0.13 | 55.8% | 21.0 | 2,098 |
| 11 | 沖縄県 | 南大東村 | 3.20 | 42.1 | 0.13 | 22.1% | 18.2 | 1,282 |
| 12 | 京都府 | 井手町 | 3.06 | 69.1 | 0.35 | 31.2% | 14.7 | 7,793 |
| 13 | 福岡県 | 上毛町 | 2.98 | 78.7 | 0.32 | 33.0% | 17.7 | 7,862 |
| 14 | 北海道 | 共和町 | 2.94 | 94.7 | 0.24 | 30.7% | 16.7 | 6,213 |
| 15 | 東京都 | 利島村 | 2.94 | 8.9 | 0.14 | 24.5% | 46.2 | 314 |
| 16 | 徳島県 | 神山町 | 2.90 | 81.2 | 0.21 | 47.8% | 19.1 | 5,810 |
| 17 | 長野県 | 南牧村 | 2.90 | 68.3 | 0.27 | 30.3% | 16.3 | 3,192 |
| 18 | 長野県 | 北相木村 | 2.89 | 24.8 | 0.15 | 39.3% | 31.7 | 798 |
| 19 | 群馬県 | 長野原町 | 2.87 | 63.0 | 0.42 | 33.2% | 12.7 | 5,852 |
| 20 | 徳島県 | 上勝町 | 2.84 | 46.0 | 0.11 | 51.4% | 26.6 | 1,699 |
| 21 | 奈良県 | 明日香村 | 2.82 | 52.6 | 0.24 | 35.6% | 11.1 | 5,734 |
| 22 | 沖縄県 | 嘉手納町 | 2.81 | 98.1 | 0.57 | 21.6% | 17.4 | 13,841 |
| 23 | 福岡県 | 福智町 | 2.79 | 174.2 | 0.26 | 30.5% | 23.9 | 23,841 |
| 24 | 福岡県 | 赤村 | 2.78 | 37.8 | 0.15 | 34.8% | 20.4 | 3,281 |
| 25 | 福岡県 | 東峰村 | 2.75 | 40.0 | 0.12 | 39.9% | 23.9 | 2,302 |
| 26 | 群馬県 | 高山村 | 2.72 | 42.4 | 0.30 | 32.2% | 15.7 | 3,796 |
| 27 | 北海道 | 西興部村 | 2.71 | 38.7 | 0.08 | 32.2% | 20.1 | 1,154 |
| 28 | 山梨県 | 鳴沢村 | 2.69 | 28.9 | 0.63 | 28.6% | 13.0 | 3,154 |
| 29 | 大阪府 | 田尻町 | 2.69 | 58.7 | 1.37 | 22.8% | 13.8 | 8,606 |
| 30 | 福岡県 | みやこ町 | 2.55 | 129.0 | 0.41 | 35.8% | 14.4 | 20,784 |

②基金積立高（2015年度）の大きい自治体

| | | | 2015年度基金積立高（億円） | 2012年度基金積立高（億円） | 2012年度から15年度の増減（%） |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 大阪府 | 大阪市 | 2,050.0 | 1886.6 | 8.7 |
| 2 | 東京都 | 江戸川区 | 1,483.6 | 951.2 | 56.0 |
| 3 | 東京都 | 足立区 | 1,329.3 | 1045.6 | 27.1 |
| 4 | 東京都 | 港区 | 1,248.0 | 1290.6 | ▲ 3.3 |
| 5 | 東京都 | 大田区 | 1,165.7 | 911.5 | 27.9 |
| 6 | 東京都 | 千代田区 | 1,037.4 | 808.3 | 28.3 |
| 7 | 東京都 | 葛飾区 | 996.3 | 859.6 | 15.9 |
| 8 | 東京都 | 江東区 | 912.7 | 684.5 | 33.3 |
| 9 | 東京都 | 品川区 | 882.6 | 699.7 | 26.1 |
| 10 | 愛知県 | 豊田市 | 746.9 | 396.9 | 88.2 |
| 11 | 東京都 | 世田谷区 | 738.9 | 611.2 | 20.9 |
| 12 | 東京都 | 渋谷区 | 736.2 | 547.9 | 34.4 |
| 13 | 東京都 | 文京区 | 655.4 | 573.2 | 14.4 |
| 14 | 兵庫県 | 神戸市 | 627.0 | 603.1 | 4.0 |
| 15 | 北海道 | 札幌市 | 615.8 | 562.3 | 9.5 |
| 16 | 東京都 | 練馬区 | 608.3 | 497.9 | 22.2 |
| 17 | 東京都 | 中野区 | 592.6 | 387.3 | 53.0 |
| 18 | 東京都 | 北区 | 553.0 | 444.7 | 24.4 |
| 19 | 兵庫県 | 姫路市 | 529.6 | 478.7 | 10.6 |
| 20 | 鹿児島県 | 鹿児島市 | 507.4 | 419.2 | 21.1 |
| 21 | 福岡県 | 福岡市 | 501.5 | 332.9 | 50.7 |
| 22 | 岐阜県 | 高山市 | 480.4 | 385.6 | 24.6 |
| 23 | 愛媛県 | 松山市 | 469.1 | 429.8 | 9.1 |
| 24 | 大阪府 | 堺市 | 465.1 | 379.9 | 22.4 |
| 25 | 埼玉県 | 川口市 | 464.7 | 238.1 | 95.2 |
| 26 | 東京都 | 中央区 | 449.3 | 509.9 | ▲ 11.9 |
| 27 | 長崎県 | 長崎市 | 446.2 | 332.3 | 34.3 |
| 28 | 東京都 | 板橋区 | 443.7 | 320.8 | 38.3 |
| 29 | 埼玉県 | さいたま市 | 436.9 | 356.7 | 22.5 |
| 30 | 愛知県 | 名古屋市 | 432.1 | 440.3 | ▲ 1.9 |

（備考）図表3と同じく作成。①、②表には、被災3県および電源立地地域対策交付金が交付されている市町村を含まない。①表には基準財政需要額が個別に算定されない東京23区を含まない。

※都道府県では2015年度末時点基金積立高が大きい順に、東京都（2.27兆円）、福島県（7,841億円）、宮城県（3,447億円）、大阪府（3,379億円）、愛知県（2,465億円）、神奈川県（2,213億円）、千葉県（2,088億円）など。

6

## 国・地方を通じた財政資金の効率的配分

平成29年５月10日
財政制度等審議会

○　基金残高総額は、10年前と比較すると7.9兆円増加（毎年平均してほぼ8,000億円ずつ増加）。

○　個々の団体ごとの基準財政需要額に対する各々の基金残高の割合（「基金残高割合」）を見ても、100%を超えて保有する団体が10年前と比べ2倍以上に増加。
　また、財政力指数の低い団体の「基金残高割合」が相対的に高いと同時に、一部の財政力指数の高い団体が巨額の基金残高を保有。

○　毎年度、赤字国債を発行して地方交付税を措置している現状を踏まえれば、各団体の基金残高の増加要因等を分析・検証し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向け、地方財政計画への反映等につなげていく必要。

## 地方公共団体の基金に関する議論

**地方行財政改革の推進と地域経済の好循環の拡大に向けて**
**（平成29年5月11日経済財政諮問会議　高市議員提出資料）**

民間議員からの提言に関する考え方①

＜「地方行財政サービスの地域差」について＞
（地方団体の基金について）
○地方団体は、財政支出の節減等に努めながら、様々な地域の実情に応じ、その判断に基づいて基金の積立てを行っていることから、近年、地方団体全体として基金が増加していることをもって地方財源を削減することは不適当であり、地方の理解も得られない

**経済財政運営と改革の基本方針2017（抄）　（平成29年6月9日閣議決定）**

第３章　経済・財政一体改革の進捗・推進

３．主要分野ごとの改革の取組
（3）地方行財政
② 地方行政サービスの地域差の「見える化」等を通じた行財政改革の推進
　地方公共団体の基金について、総務省は、各地方公共団　体における財政状況の調査の一環として調査し、団体による積立金の現在高や増加幅の程度の差異を含め、その増加の背景・要因を把握・分析する。

## 基金の積立状況に関する調査について

○ 総務省においては、経済財政諮問会議での議論を踏まえ、毎年度実施している「地方財政状況調査」（※）とあわせ、基金の積立状況に関する調査を実施（平成29年5月29日に依頼文書発出）。

(※)地方財政法第30条の2に規定されている、地方財政の状況に関する国会への報告（いわゆる「地方財政白書」）の基となる決算統計調査の本体。調査結果を集計した速報値の公表は、例年9月下旬。

**調 査 内 容**

（1）調査対象
- 全ての自治体の全ての積立基金

（2）調査内容
- 財政調整基金について、残高の変動状況、今後の増減見込み、積立ての理由、積立ての規模についての考え方
- 減債基金について、残高の変動状況、今後の増減見込み
- 特定目的基金について、残高の変動状況、今後の増減見込み、基金の使途
- 積立ての方策（どのように財源を確保したか）

（3）回答期限
- 都道府県分：平成29年7月21日（金）
- 市区町村分：平成29年8月18日（金）

23

# 地方単独事業の「見える化」

# 地方単独事業の「見える化」に関する議論

**地方自らの行財政改革に向けて （平成29年5月11日経済財政諮問会議　民間議員提出資料）**

1．地方行財政サービスの地域差

【財政力等の格差】

2018年度の中間評価に向け、関係府省と地方単独事業の実態把握を進めるとともに、経済財政諮問会議で地方財政における財政調整機能の再点検を行うべき。

**地方行財政改革の推進と地域経済の好循環の拡大に向けて**
**（平成29年5月11日経済財政諮問会議　高市議員提出資料）**

＜「地方行財政サービスの地域差」について＞

（財政力等の格差について）

○　制度所管省庁における地方単独事業の実態把握の状況も踏まえながら、一般行政経費（単独）の決算情報の「見える化」を推進。あわせて、地方法人課税の偏在是正など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することも必要。

**経済財政運営と改革の基本方針2017 （平成29年6月9日閣議決定）**

第3章　経済・財政一体改革の進捗・推進

3．主要分野ごとの改革の取組

（3）地方行財政等

②地方行政サービスの地域差の「見える化」等を通じた行財政改革の推進

地方税収の回復に伴う財政力格差や民生・教育などの行政サービスの水準の地域差の状況を含め、総務省は関係府省と地方単独事業の実態把握と「見える化」に早急に取り組む。

# 地方財政の全面的な「見える化」　～財政状況資料集の充実～

## 1．住民一人当たり行政コストの「見える化」

○　住民一人当たり行政コストについて、経年比較や類似団体間比較が可能な形で、性質別・目的別の経費項目を網羅的に公表

＜性質別＞　　※下線部の項目が新規追加したもの

人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費（新規整備・更新整備）、災害復旧事業費、失業対策事業費、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金、前年度繰上充用金

＜目的別＞

議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費、諸支出金、前年度繰上充用金

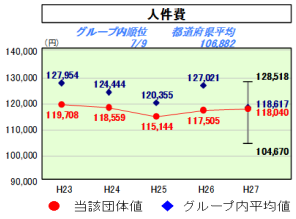


## 2．ストック情報の「見える化」

固定資産台帳の整備に合わせてH29決算までに順次

○　全体及び施設類型ごとの公共施設等の老朽化度合いを示す指標（有形固定資産減価償却率）①や、施設類型ごとの一人当たり面積等②について、経年比較や類似団体比較も含めて公表

○　有形固定資産減価償却率については、将来負担比率と組み合わせて用いる③ことにより、各団体の今後の財政上の課題を多角的に把握することにも活用

① 有形固定資産減価償却率（全体・施設類型ごと）

② 施設類型ごとの一人当たり面積等

③ 有形固定資産減価償却率の将来負担比率との組合せ

＜全体＞

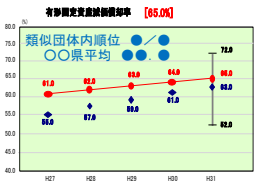


＜施設類型ごと＞

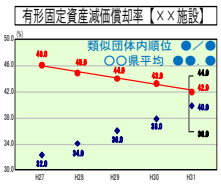


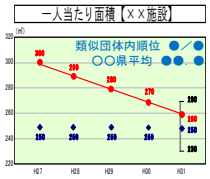


（例）

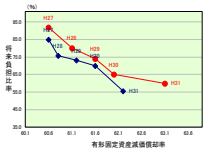


将来負担比率が低下している一方、有形固定資産減価償却率が上昇していることから、
ア　必要な投資が行われず、老朽化対策が先送りされている可能性、
あるいは
イ　単純な施設更新を行うのではなく、既存施設を活用して財政負担を抑えている可能性
が考えられ、他のデータと合わせて老朽化対策の進捗状況の分析を深めることができる。

## 【参考】一般行政経費（単独）に係る平成27年度決算（A県・B市の例）

○ 総務省においては、平成25年度決算より、「一般行政経費（単独事業）」に相当する各都道府県・市区町村の歳出額を、民生費・商工費などの目的別で公表

（単位：百万円）

| 区分 | | A県 | B市 |
|---|---|---|---|
| 総務費 | | 13,473 | 1,464 |
| 民生費 | | 24,523 | 4,728 |
| | うち児童福祉費 | 7,648 | 1,446 |
| | うち老人福祉費 | 351 | 1,306 |
| | うち災害救助費 | 285 | 0 |
| 衛生費 | | 11,833 | 1,974 |
| | うち環境衛生費、清掃費 | 1,305 | 1,464 |
| 労働費 | | 173 | 102 |
| 農林水産業費 | | 3,427 | 80 |
| 商工費 | | 78,579 | 1,696 |
| 土木費 | | 3,810 | 480 |
| 警察費 | | 4,072 | |
| 消防費 | | | 160 |
| 教育費 | | 17,910 | 2,354 |
| 災害復旧費 | | 0 | 0 |
| その他の経費（議会費、諸支出金、前年度繰上充用金等） | | 45,868 | 21 |
| 合計 | | 203,667 | 13,059 |

# トップランナー方式

## 自治体間比較を通じた行政経費の抑制・業務改革の推進

平成29年５月10日
財政制度等審議会

○ 個々の経費を自治体別にみると、人口規模、面積その他の地域特性のほか、地方団体の執行体制、財政力等の様々な要因から、各歳出分野ごとにおける「地域差」が存在。

○ トップランナー方式は、先進自治体の経費水準を基準財政需要額の算定に反映することを通じ、自治体運営の業務改革を推進して、歳出効率化（自治体の財政余力の創出）等を促す意義を有する。

○ 平成28年度以降、23業務がトップランナー方式導入の検討対象とされ、現在18業務で実施中であるが、自治体の業務全般にわたって、業務量・業務コスト等の比較分析を行い、一層の対象拡充を目指すべきではないか。

○ また、自治体の財政余力拡大と財政健全化を両立する観点から、トップランナー方式による効果額（基準財政需要額の減少額）の一部を赤字地方債等の縮減に充てられるよう、地方財政計画への反映を工夫する必要。

## トップランナー方式に関する議論

**地方行財政改革の推進と地域経済の好循環の拡大に向けて（平成29年5月11日経済財政諮問会議　高市議員提出資料）（抄）**

（地方交付税におけるトップランナー方式について）

○地方団体の行財政改革により生み出された財源は、その改革意欲を損ねることのないよう、還元することが必要

○地方交付税におけるトップランナー方式の進め方については、引き続き、現在の「経済・財政再生計画」の改革工程表に沿って適切に対応

**経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）（抄）**

第3章　経済・財政一体改革の進捗・推進

3. 主要分野ごとの改革の取組

（3）地方行財政等

③ 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

先進的な業務改革の取組等の拡大を図りつつ、地方公共団体における歳出効率化効果等を改革工程表に沿って定量的に把握するとともに、中間評価に向けて、地方公共団体の改革意欲を損ねないことを前提に、トップランナー方式の影響額について、その活用の在り方及び地方財政計画上の取扱いを明確化する。

## トップランナー方式の推進について

○ 歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するトップランナー方式を推進。その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心安全を確保することを前提として取り組む。

○ 地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務（23業務）についてトップランナー方式の検討対象とする。

○ 導入に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年（概ね3～5年程度）かけて段階的に反映するとともに、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定。

**平成28年度の取組**

○ 多くの団体で業務改革に取り組んでいる以下の16業務について、トップランナー方式を導入し、段階的な反映における初年度の見直しを実施。

◇学校用務員事務　◇本庁舎夜間警備　◇公用車運転　◇学校給食（運搬）　◇プール管理　◇情報システムの運用
◇道路維持補修・清掃等　◇案内・受付　◇一般ごみ収集　◇体育館管理　◇公園管理
◇本庁舎清掃　◇電話交換　◇学校給食（調理）　◇競技場管理　◇庶務業務の集約化

**平成29年度の取組**

○ 平成28年度から導入した16業務について、段階的な反映における2年目の見直しを実施。

○ 業務の性格、業務改革の進捗、地方団体の意見等を踏まえ、図書館管理等5業務以外の以下の2業務について、新たにトップランナー方式を導入。

| 対象業務 | 基準財政需要額の算定項目 | | 基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容 |
|---|---|---|---|
| | 都道府県 | 市町村 | |
| ◇青少年教育施設管理 | その他の教育費 | ― | 指定管理者制度導入 |
| ◇公立大学運営 | その他の教育費 | その他の教育費 | 地方独立行政法人化 |

## トップランナー方式を反映した基準財政需要額の見直し内容について

○ 平成28年度に導入した16業務について、2年目の見直しを実施。
○ 平成29年度から、青少年教育施設管理及び公立大学運営の2業務に導入し、初年度の見直しを実施。

**【都道府県分】**

| 対象業務 | | 基準財政需要額の算定項目 | | 見直し内容 | | | | 見直し年数 | 基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 経費水準の見直し | | | 経費区分の見直し（給与費→委託料等） | | |
| | | | | 見直し前年度（H28導入分：平成27年度）（H29導入分：平成28年度） | 平成29年度 | 見直し最終年度 | | | |
| H28導入分 | ◇学校用務員事務（高等学校、特別支援学校） | 高等学校費 | | 388,570（千円） | 366,025（千円） | 332,208（千円） | ○ | 5 | 民間委託等 |
| | | 特別支援学校費 | | 57,312（千円） | 54,592（千円） | 50,510（千円） | ○ | 5 | |
| | ◇道路維持補修・清掃等 | 道路橋りょう費 | | 4,062,692（千円） | 3,721,329（千円） | 3,550,647（千円） | | 3 | |
| | ◇本庁舎清掃<br>◇本庁舎夜間警備<br>◇案内・受付<br>◇電話交換<br>◇公用車運転 | 包括算定経費 | | 466,812（千円） | 378,569（千円） | 334,448（千円） | ○ | 3 | |
| | ◇体育館管理<br>◇競技場管理<br>◇プール管理 | その他の教育費 | | 25,629 （千円） | 据え置き | 据え置き | ○ | － | 指定管理者制度導入、民間委託等 |
| | ◇公園管理 | その他の土木費 | | 161,345 （千円） | 据え置き | 据え置き | ○ | － | |
| | ◇庶務業務（人事、給与、旅費、福利厚生等） | 包括算定経費 | | 庶務業務として特定せず包括的に算定 | 8,270（千円）の減 | 8,270（千円）の減 | ○ | 1 | 庶務業務の集約化 |
| H29導入分 | ◇青少年教育施設管理 | その他の教育費 | | 162,599（千円） | 155,389（千円） | 140,969（千円） | ○ | 3 | 指定管理者制度導入 |
| | ◇公立大学運営 | その他の教育費 | 理科系学部 | 1,694（千円／人） | 1,647（千円／人） | 1,460（千円／人） | ○ | 5 | 地方独立行政法人化 |
| | | | 保健系学部 | 1,938（千円／人） | 1,884（千円／人） | 1,668（千円／人） | | | |

【市町村分】

| | 対象業務 | 基準財政需要額の算定項目 | | 見直し内容 | | | | | 見直し年数 | 基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 経費水準の見直し | | | 経費区分の見直し（給与費→委託料等） | 段階補正の見直し | | |
| | | | | 見直し前年度（H28導入分:平成27年度）（H29導入分:平成28年度） | 平成29年度 | 見直し終了年度 | | | | |
| H28導入分 | ◇学校用務員事務（小学校、中学校、高等学校） | 小学校費 | | 3,707（千円／1校） | 3,395（千円／1校） | 2,927（千円／1校） | ○ | | 5 | 民間委託等 |
| | | 中学校費 | | 3,707（千円／1校） | 3,395（千円／1校） | 2,927（千円／1校） | ○ | | | |
| | | 高等学校費 | | 7,353（千円／1校） | 6,873（千円／1校） | 6,152（千円／1校） | ○ | | | |
| | ◇道路維持補修・清掃等 | 道路橋りょう費 | | 153,607（千円） | 143,955（千円） | 139,129（千円） | | | 3 | |
| | ◇本庁舎清掃<br>◇本庁舎夜間警備<br>◇案内・受付<br>◇電話交換<br>◇公用車運転 | 包括算定経費 | | 55,483（千円） | 48,097（千円） | 44,359（千円） | ○ | ○ | 3 | |
| | ◇一般ごみ収集 | 清掃費 | | 192,962（千円） | 据え置き | 据え置き | ○ | | － | |
| | ◇学校給食（調理） | 小学校費 | | 20,255（千円） | 据え置き | 据え置き | ○ | | － | |
| | ◇学校給食（運搬） | 中学校費 | | 12,782（千円） | 据え置き | 据え置き | ○ | | － | |
| | ◇体育館管理<br>◇競技場管理<br>◇プール管理 | その他の教育費 | | 31,370（千円） | 30,084（千円） | 29,441（千円） | ○ | ○ | 3 | 指定管理者制度導入、民間委託等 |
| | ◇公園管理 | 公園費 | | 51,569（千円） | 据え置き | 据え置き | ○ | | － | |
| | ◇庶務業務（人事、給与、旅費、福利厚生等） | 包括算定経費 | | 庶務業務として特定せず包括的に算定 | 4,560（千円）の減 | 11,398（千円）の減 | ○ | ○ | 5 | 庶務業務の集約化 |
| | ◇情報システムの運用（住民情報関連システム、税務関連システム、福祉関連システム等） | 戸籍住民基本台帳費 | | 17,586（千円） | 14,705（千円） | 13,265（千円） | ○ | | 3 | 情報システムのクラウド化 |
| | | 徴税費 | | 32,030（千円） | 26,783（千円） | 24,160（千円） | | | | |
| | | 包括算定経費 | | 36,204（千円） | 30,274（千円） | 27,309（千円） | | | | |
| H29導入分 | ◇公立大学運営 | その他の教育費 | 理科系学部 | 1,694（千円／人） | 1,647（千円／人） | 1,460（千円／人） | ○ | | 5 | 地方独立行政法人化 |
| | | | 保健系学部 | 1,938（千円／人） | 1,884（千円／人） | 1,668（千円／人） | | | | |

## 経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年６月９日閣議決定）〔抜粋〕

**第２章　成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題**

１．働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

（２）人材投資・教育

①人材投資の抜本強化

その第一歩として、幼児教育・保育の早期無償化や待機児童の解消に向け、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用を含め、安定的な財源確保の進め方を検討し、年内に結論を得、高等教育を含め、社会全体で人材投資を抜本強化するための改革の在り方についても早急に検討を進める。

②教育の質の向上等

教育へのアクセス向上のため、幼児教育について財源を確保しながら段階的無償化を進めるとともに、高等教育について、進学を確実に後押しする観点から、新たに導入した給付型奨学金制度及び所得連動返還型奨学金制度の円滑かつ着実な実施、無利子奨学金や授業料減免等、必要な負担軽減策を財源を確保しながら進める。

（３）少子化対策、子ども・子育て支援

社会保障における世代間公平の確保を目指し、全世代型社会保障の実現に取り組む。そのため、待機児童解消や子供の貧困対策を含め、少子化対策・子育て支援を拡充する。

引き続き企業主導型保育事業の活用等も図りつつ、多様な保育の受け皿を拡充し、待機児童の解消を目指すとともに、各自治体における状況等も踏まえて子育て安心プランに基づき、安定的な財源を確保しつつ、取組を推進する。

保育人材を確保するため、保育士の処遇改善に加え、多様な人材の確保と人材育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなど総合的に取り組む。また、子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。

# 「子育て安心プラン」

平成29年6月22日
第7回社会保障制度改革推進会議
厚生労働省提出資料

【待機児童を解消】
国としては、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を**平成30年度から平成31年度末までの**2年間で確保**。
（遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】
**「M字カーブ」を解消**するため、平成30年度から平成34年度末までの**5年間で女性就業率80%**に対応できる**約32万人分**の受け皿整備。
（参考）スウェーデンの女性就業率：82.5%（2013）

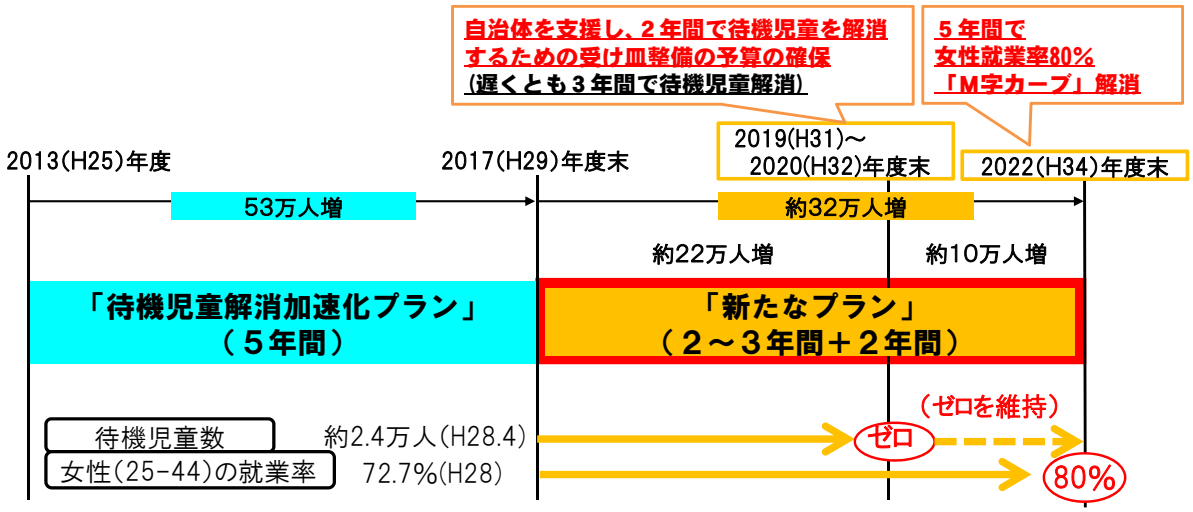


## 経済財政運営と改革の基本方針2017（抄）

第3章　経済・財政一体改革の進捗・推進

3. 主要分野ごとの改革の取組

（1）社会保障

① 基本的な考え方

2018年度（平成30年度）は、診療報酬・介護報酬等の同時改定及び各種計画の実施、国民健康保険（国保）の財政運営の都道府県単位化の施行、介護保険制度改正の施行など重要な施策の節目の年であることから、改革の有機的な連携を図るよう施策を実施していく。公平な負担の観点を踏まえた効果的なインセンティブを導入しつつ、「見える化」に基づく国による効果的な支援等を行うことによって、都道府県の総合的なガバナンスを強化し、医療費・介護費の高齢化を上回る伸びを抑制しつつ、国民のニーズに適合した効果的なサービスを効率的に提供する。

## 医療と介護の一体改革に係る主な取組のイメージ

平成29年3月22日第18回社会保障WG厚生労働省提出資料を基に作成

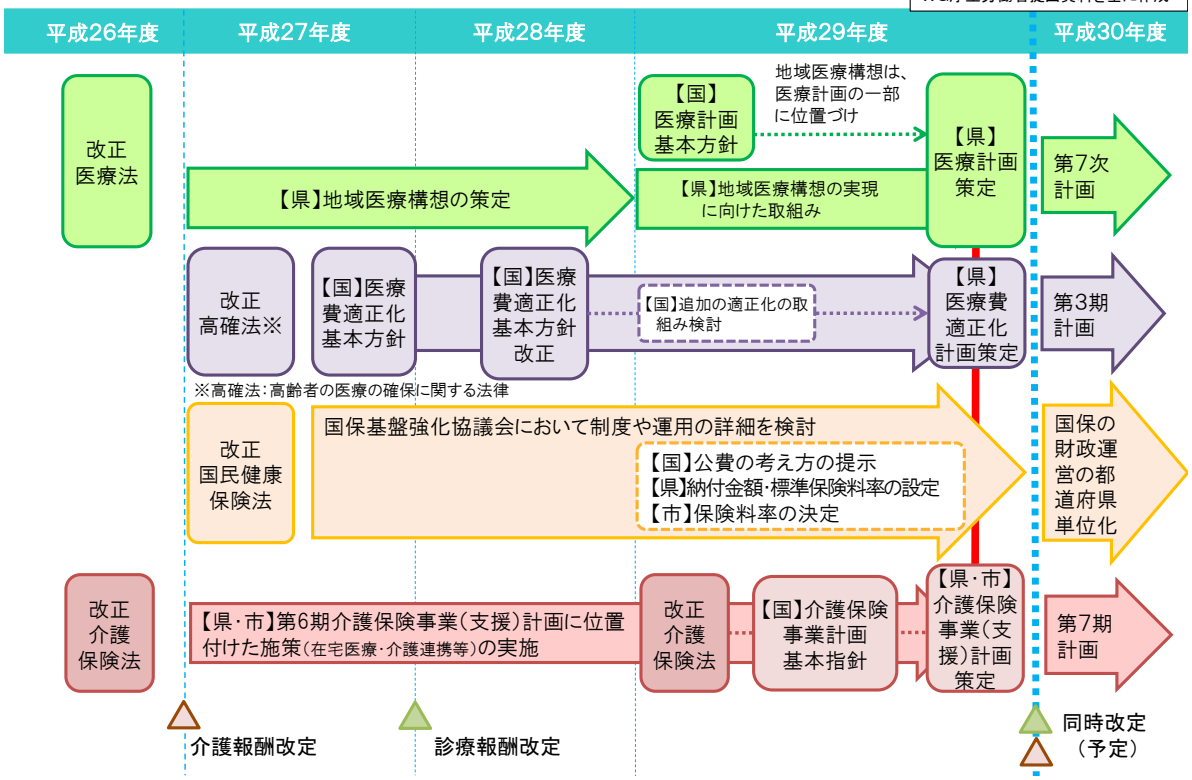


## 国民健康保険の改革による制度の安定化（運営の在り方の見直し）

○**平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割**を担い、制度を安定化

- 給付費に必要な費用は、**全額**、都道府県が市町村に交付
- 将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- 都道府県は、**国保の運営方針を定め**、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

**【現行】 市町村が個別に運営**

**【改革後】 都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割**

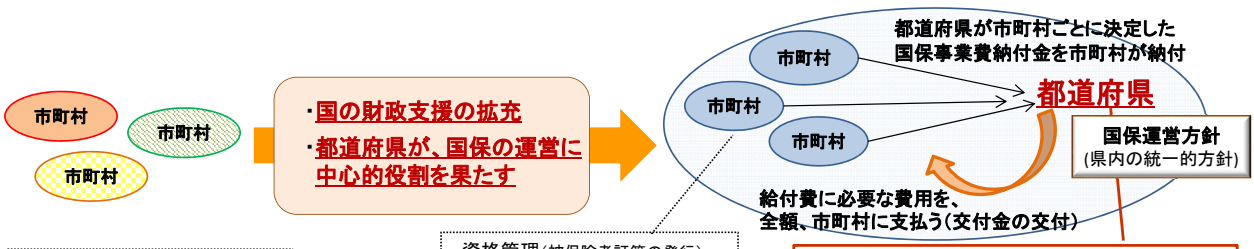


（構造的な課題）
- 年齢が高く医療費水準が高い
- 低所得者が多い
- 小規模保険者が多い

- 資格管理（被保険者証等の発行）
- 保険料率の決定、賦課・徴収
- 保険給付
- 保健事業

※被保険者証は都道府県名のもの
※保険料率は市町村ごとに決定
※事務の標準化、効率化、広域化を進める

- 財政運営責任（提供体制と双方に責任発揮）
- 市町村ごとの納付金を決定
  市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮することが基本
- 市町村ごとの標準保険料率等の設定
- 市町村が行った保険給付の点検、事後調整
- 市町村が担う事務の標準化、効率化、広域化を促進

なお、国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す

○ 詳細については、引き続き、地方との協議を進める

# 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進（地域包括ケア強化法案）

平成29年3月22日第18回社会保障WG厚生労働省提出資料

**見直し内容　～　保険者機能の抜本強化　～**

○　高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要。

○　全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、
①　データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載）
②　適切な指標による実績評価
③　インセンティブの付与
を法律により制度化。

**※主な法律事項**
・介護保険事業（支援）計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施
・介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を記載
・都道府県による市町村支援の規定の整備
・介護保険事業（支援）計画に位置付けられた目標の達成状況についての公表及び報告
・財政的インセンティブの付与の規定の整備

先進的な取組を行っている和光市、大分県では
- 認定率の低下
- 保険料の上昇抑制

要介護認定率の推移

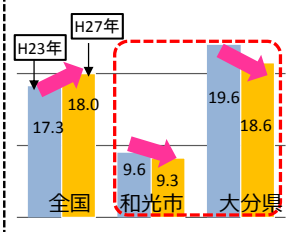


データに基づく地域課題の分析 → 取組内容・目標の計画への記載 → 保険者機能の発揮・向上（取組内容）・リハビリ職等と連携して効果的な介護予防を実施・保険者が、多職種が参加する地域ケア会議を活用しケアマネジメントを支援　等 → 適切な指標による実績評価・要介護状態の維持・改善度合い・地域ケア会議の開催状況　等 → インセンティブ・結果の公表・財政的インセンティブ付与

国による分析支援

都道府県が研修等を通じて市町村を支援

# 国民健康保険の普通調整交付金の配分方法の見直し

財政制度等審議会建議（平成29年5月25日）参考資料を一部加工

**【論点】**

○　国民健康保険の給付のうち前期高齢者調整分を除く5割超は公費で賄われており、このうち6,100億円は、自治体間の財政力の格差（所得水準）を調整するため、普通調整交付金として国から自治体に配分されている。

○　地域間の医療費の差は、高齢化など年齢構成により生じるものと、いわゆる「地域差」（年齢構成では説明できないもの）があるが、現行制度では、理由にかかわらず、医療費に応じて普通調整交付金が増減額される仕組み。

◆国民健康保険の財政（29予算）

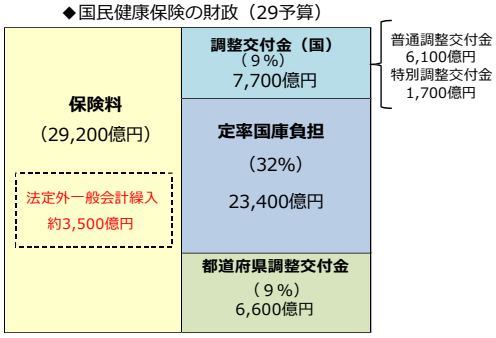


現行では、年齢構成では説明できない地域差の部分にも、国庫負担が充てられている。

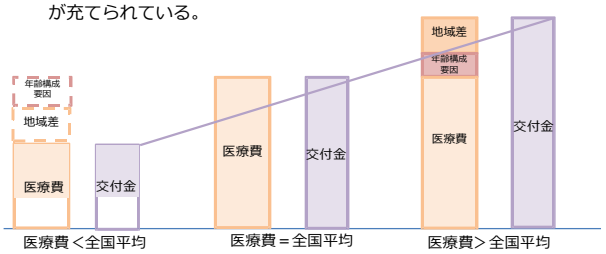


年齢構成では説明できない地域差には、普通調整交付金を充てない仕組みとすることで、地域差是正に向けたインセンティブを強化。

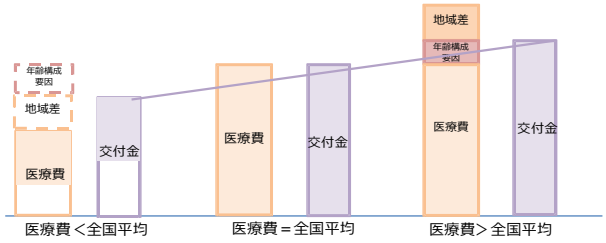


**【改革の方向性】（案）**

○　国保の普通調整交付金の配分にあたっては、実際の医療費ではなく、各自治体の年齢構成のみを勘案した標準的な医療費水準を前提として交付額を決定する仕組みに改めるべき。

# 介護保険の調整交付金の配分方法の見直し

財政制度等審議会建議
（平成29年5月25日）
参考資料を一部加工

＜平成29年４月20日　財政制度等審議会財政制度分科会　財務省資料（抜粋）＞

○　市町村（保険者）による介護費の適正化に向けたインセンティブを強化するため、具体的かつ客観的な成果指標（例：年齢調整後一人当たり介護費の水準や低下率等）に応じて、調整交付金（介護給付費の５%）の一部を傾斜配分する枠組を導入すべき。

## 現行制度の概要

国庫負担金25%のうち5%分を用いて、市町村間の**「後期高齢者比率が高いことによる給付増」**と、**「被保険者の所得水準が低いことによる収入減」**を財政調整している。これにより、市町村の責によらない、市町村間の財政力の差を解消。

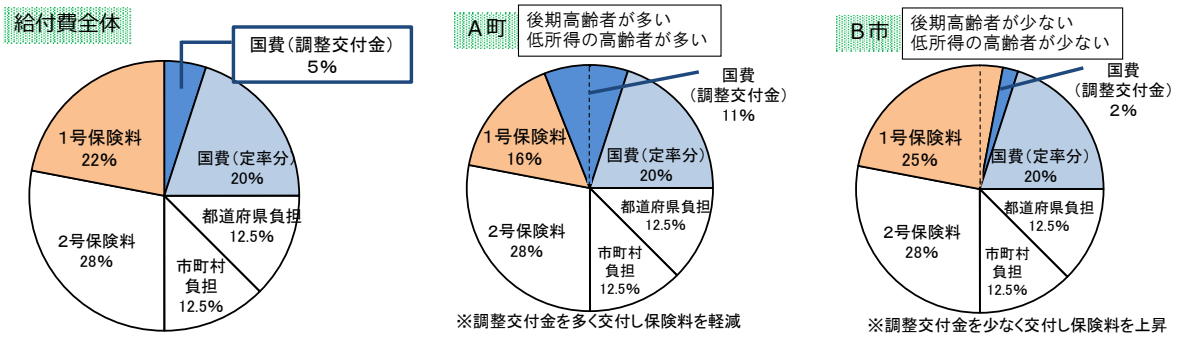


## 「経済財政運営と改革の基本方針２０１７（抄）」（平成２９年６月９日閣議決定）

第３章　経済・財政一体改革の進捗・推進

３．主要分野ごとの改革の取組

（１）社会保障

**②　地域医療構想の実現、医療計画・介護保険事業計画の整合的な策定等**

国保の財政運営責任を都道府県が担うことになること等を踏まえ、都道府県のガバナンスを強化するとともに、アウトカム指標等による保険者努力支援制度、特別調整交付金等の配分によりインセンティブを強化する。現行の普通調整交付金は、医療費が増えると配分が増える算定方法ともなっているため、所得調整機能を維持しながら、医療費適正化のインセンティブを効かせる観点から、地域差に関する調整・配分の在り方を検証し、2018年度（平成30年度）の新制度への円滑な移行に配慮しつつ速やかに関係者間で見直しを検討する。また、市町村の法定外一般会計繰入れの計画的な削減・解消を促す。

**⑥　介護保険制度等**

保険者機能の強化に向けた財政的インセンティブの付与の在り方について、地方関係者等の意見も踏まえつつ、改正介護保険法に盛り込まれた交付金の在り方を検討し、早期に具体化を図るなど、自立支援・重度化防止に向けた取組を促進する。あわせて、調整交付金の活用についても検討する。

平成29年7月20日
閣　議　了　解

## 平成30年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（案）

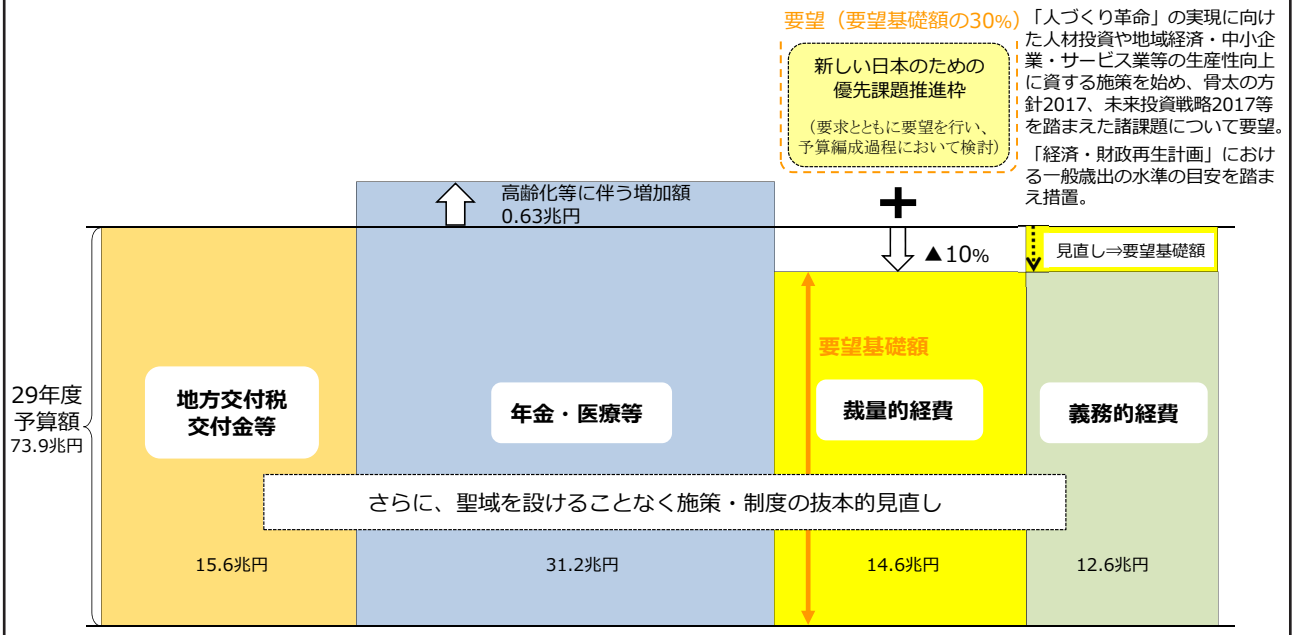


※１　地方交付税交付金等については「経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、平成30年度の衆議院議員総選挙に必要な経費の増等の特殊要因について加減算。東日本大震災復興特別会計への繰入は、「平成28年度以降５年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」に従って所要額を要求。

※２　「幼児教育・保育の早期無償化や待機児童の解消に向け、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用を含め、安定的な財源確保の進め方を検討し、年内に結論を得、高等教育を含め、社会全体で人材投資を抜本強化するための改革の在り方についても早急に検討を進める」との方針を踏まえた対応については、財源と合わせて、予算編成過程で検討。

# 参　　考

## 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（抄）

（平成29年6月9日閣議決定）

### 第3章　経済・財政一体改革の進捗・推進

3．主要分野ごとの改革の取組

（2）社会資本整備等

③ 公的ストックの適正化とインフラ管理のスマート化

地方公共団体における「個別施設計画」の策定とそれに基づく公共施設等の集約化・複合化等や、その進捗に応じた継続的な公共施設等総合管理計画の見直し・充実を促進する。そのため、関係府省が、ガイドラインの策定や、更新費用試算ソフトの提供、先進事例の横展開を行い、比較可能性を確保した上で、地方公共団体の実効的な個別施設計画の策定を支援する。さらに、一定の期間を定めた中長期の住民一人当たりインフラ維持管理・更新費の見通しを地方公共団体間で比較可能な形で示す「見える化」を民間のノウハウ等も活用し推進するとともに、都道府県においてもその取組を支援する。

（3）地方行財政

① 基本的な考え方

「経済・財政再生計画」の下、国・地方を通じた経済再生・財政健全化に取り組み、全ての改革項目を改革工程表に従って着実に進める。同時に、地方行政サービスの地域差の「見える化」とそれを通じた行財政改革の推進、優良事例・先進事例の全国展開、地方公共団体の境界を越えた広域化・共同化、国及び地方のIT化・業務改革を軸に、地方の頑張りや工夫を引き出しつつ、以下の項目について重点的に取り組み、2020年代 を見据えた地方行財政の構造改革を推進し、財政資金の効率的配分を図ることを検討する。

24

② 地方行政サービスの地域差の「見える化」等を通じた行財政改革の推進

地方公共団体の基金について、総務省は、各地方公共団体における財政状況の調査の一環として調査し、団体による積立金の現在高や増加幅の程度の差異を含め、その増加の背景・要因を把握・分析する。また、地方税収の回復に伴う財政力格差や民生・教育などの行政サービスの水準の地域差の状況を含め、総務省は関係府省と地方単独事業の実態把握と「見える化」に早急に取り組む。あわせて、地方公共団体間の財政力格差の調整状況を踏まえつつ、地方税の偏在是正につながる方策について検討する。

国庫支出金のパフォーマンス指標について、指標設定の促進とともに達成状況等の「見える化」を推進する。地方公共団体における行政サービスの効率化・重点化に向け、類似団体間でのコスト等の地域差の要因の分析、インセンティブ強化に資する補助金・交付金の配分を促進する。

③ 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

地方交付税に関し、まち・ひと・しごと創生事業費について、地方創生の取組の成果の実現具合等を踏まえ、「人口減少等特別対策事業費」における「取組の成果」に応じた算定へのシフト、「地域の元気創造事業費」における「地域経済活性化分」の算定へのシフト等を進める。重点課題対応分に関連する諸施策について、地方公共団体による前年度の取組の成果を把握、「見える化」し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置を講じる。

社会保障や社会資本整備分野を含め、歳出効率化に資する様々な取組の優良事例・先進事例の拡大に向け、事例の普及状況に応じ、取組の促進に向けた効果的な方策について、幅広く検討する。

地方公営企業について、マネジメントの向上の観点から、管理者の設置などの経営体制や経営状況の「見える化」、公営企業会計の適用及び外部の知見の活用を推進する方策を講じる。また、公営企業の経営戦略や新公立病院改革プランの策定を促すとともに、抜本的な改革の検討を推進し、進捗状況と効果をチェックする。さらに、事業体間の経営状況の違いを乗り越えて事業統合・再編を進めるなどの先進事例の横展開、将来予測のための簡易支援ツールの活用や試算結果の公表の推進等により、事業統合・再編を含む広域化等の検討の加速に向けた支援を強化する。

私立大学の公立化に際しては、経営見通し等を「見える化」する。

先進的な業務改革の取組等の拡大を図りつつ、地方公共団体における歳出効率化効果等を改革工程表に沿って定量的に把握するとともに、中間評価に向けて、地方公共団体の改革意欲を損ねないことを前提に、トップランナー方式の影響額について、その活用の在り方及び地方財政計画上の取扱いを明確化する。

地方創生推進交付金について、各事業及び事業全体の効果を検証して効果向上を図る。

25

④ 広域化・共同化や業務改革等の推進

人口規模が小さく、行財政能力の限られる市町村と周辺の中核的な都市や都道府県との間の連携・補完に係る制度の整備等を踏まえ、地方公共団体の実情に応じ、公共サービスの広域化・共同化の取組を着実に推進する。

「業務改革モデルプロジェクト」の実施、標準委託仕様書等の取組の拡充、歳出削減効果測定の簡便なツール策定等を通じ、窓口業務の民間委託の全国展開を進める。

⑤ 国・地方の行政効率化、IT化と業務改革

「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」、「デジタル・ガバメント推進方針」、「国・地方IT化・BPR推進チーム報告書」等に基づく国及び地方の業務改革・情報システム改革を着実に実施する。また、官民データの利活用による効果を最大限に発揮するため、データ利活用に係る分野横断的なプラットフォームの整備等も含め、国と各地方公共団体が一体的にシステム改革等を進める。

戸籍事務などの公共性の高い分野におけるマイナンバーの利用範囲の拡大を進める。マイナンバーカードの普及促進に向け、新たに普及率等の目標を設定することの検討を含め、抜本的な方策に取り組む。国民生活の利便性の向上に向け、スマートフォンへの利用者証明機能の搭載を含め公的個人認証の民間部門における活用・普及推進に向けた制度整備を着実に進める。

地方公共団体におけるクラウドの導入については、地方公共団体への働きかけなどとともに、各団体はクラウド導入等の計画を策定し、国はその進捗を管理する。また、取組状況や歳出効率化効果等を「見える化」し比較可能とすることで全国展開を進める。

行政手続のオンライン化については、その進捗を踏まえ、地方公共団体が共同で構築する電子申請システムの活用を進めるとともに、2017 年度（平成29 年度）中を目途に、地方公共団体の行政手続のオンライン利用促進に向けた方策を取りまとめる。

26

# 地方自治法等の一部を改正する法律について

総務省自治行政局行政課行政企画官
松谷　朗

## 地方自治法等の一部を改正する法律の概要　①

地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため、内部統制に関する方針の策定等、監査制度の充実強化、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等を行うとともに、地方独立行政法人について、その業務への窓口関連業務等の追加及び適正な業務を確保するための規定の整備を行う等の措置を講ずる。

### 1．地方自治法等の一部改正

① 内部統制に関する方針の策定等

・ 都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備（その他の市町村長は努力義務）

・方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出

② 監査制度の充実強化

・ 監査委員が監査等を行うに当たっては、監査基準に従うこととし、監査基準は、各地方公共団体の監査委員が定め、公表（監査基準の策定について、国が指針を示し必要な助言を実施）

・そのほか、監査制度について以下の見直しを実施

勧告制度の創設・議選監査委員の選任の義務付けの緩和(※)・監査専門委員の創設(※)
条例により包括外部監査を実施する地方公共団体の実施頻度の緩和(※)　　等

1

## 地方自治法等の一部を改正する法律の概要　②

③ 決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備

・ 地方公共団体の長等は、決算不認定の場合に、当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、その内容を議会等に報告・公表

④ 地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等

・条例において、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることを可能に（条例で定める場合の免責に関する参酌基準及び責任の下限額は国が設定）

・ 議会は、住民監査請求があった後に、当該請求に関する損害賠償請求権等の放棄に関する議決をしようとするときは、監査委員からの意見を聴取

### 2．地方独立行政法人法の一部改正

① 地方独立行政法人の業務への窓口関連業務等の追加

・ 地方独立行政法人の業務に「申請等関係事務の処理」（転入届、住民票の写しの交付請求の受理等のいわゆる窓口関連業務）を追加

② 地方独立行政法人における適正な業務の確保
（国の独立行政法人制度改革（平成26年度）を踏まえた改正）

・ 地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項の業務方法書への記載の義務付け等を実施

### 3．施行期日

・ 1．は平成32年４月１日（②の一部及び③は平成30年４月１日）
［④は各地方公共団体が定める条例の施行の日以後の長や職員等の行為に基づく損害賠償責任について適用］

・ 2．は平成30年４月１日（②の一部は平成32年４月１日）

2

# 内部統制の概要

民間部門において、**会社法**では、大会社に対し、いわゆる「内部統制システム」の構築に関する基本方針の決定を義務付けている。また、**金融商品取引法**では、上場企業等に対し、経営者による財務報告に係る内部統制の評価と公認会計士等による監査を義務付けている。

## ◎定義

※定義及び整備・運用の具体的な内容の記述については、企業会計審議会『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）』（平成19年2月15日公表）を参考とした。

**内部統制とは、** 基本的に、①業務の有効性及び効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守並びに④資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、**業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセス**をいい、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング（監視活動）及び⑥IT（情報技術）への対応の6つの基本的要素から構成。

## ◎整備・運用の具体的内容

- **業務の有効性及び効率性**・・・事業活動の目的の達成のため、業務の有効性及び効率性を高めること。
- **財務報告の信頼性**・・・財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保すること。
- **法令等の遵守**・・・事業活動に関わる法令その他の規範の遵守を促進すること。
- **資産の保全**・・・資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ること。

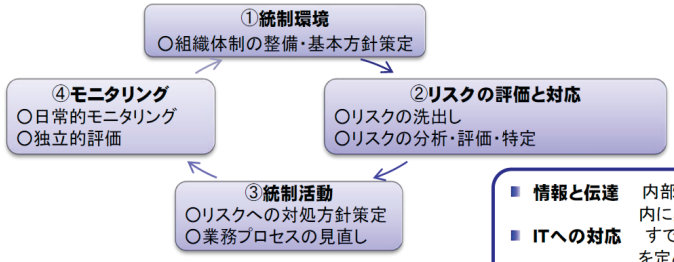


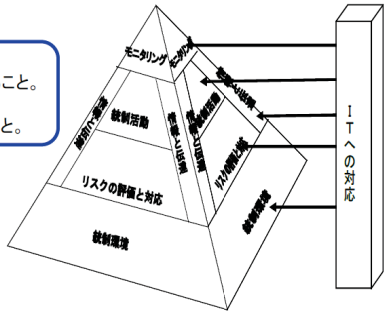


- **情報と伝達**　内部統制に関わる適切な情報の特定・管理を実施するとともに、組織内に必要な情報が円滑に伝達される環境を作ること。
- **ITへの対応**　すでに取り入れている利用環境を把握した上で、適切な方針や手続を定めることにより、業務の効率化やリスクの対応につなげること。

出典：『地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会報告書（H21.3）』資料

3

# 地方公共団体における内部統制制度

**【地方公共団体における内部統制】** 首長が、地方公共団体の事務の処理の適正さを確保する上でのリスクを評価して、自らコントロールする取組み

## 地方公共団体における内部統制制度　H32.4.1施行

○ 都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備（その他の市町村長は努力義務）

○ 方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出

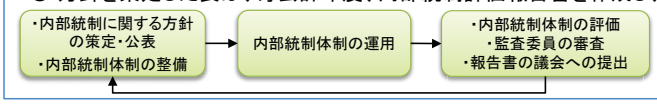


※ 内部統制体制：地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制

| 地方公共団体に求められる内部統制体制の骨格 | ＜参考＞民間における取組み（新日鉄住金） |
|---|---|
| ① 長が内部統制に関する方針を策定<br>・ 長は通常想定されるような不適正な事案を防止するため、職員に対して 指揮・監督する責任を負っている。<br>・ 全職員に対する指揮・監督を明確にするため「内部統制に関する方針」を策定。<br>・「内部統制に関する方針」には、<br>○ 個々の部署の取組みに関する基本方策（PDCA） と、<br>○ 全庁的な取組みを推進するための体制 を記載する。 | ・「内部統制システムの基本方針」を取締役会で決議し、「内部統制基本規定」を制定して内部統制・リスク管理に関する体制を整える。 |
| ② 個々の部署の取組みに関する基本方策 （PDCA）<br>・ 個々の部署が、継続的に実施すべき事項を定める。<br>具体的には、①各部局でのリスク洗い出し ⇒ ②ﾏﾆｭｱﾙ等の対応策の整備 ⇒ ③日常の業務を通じたﾁｪｯｸ ⇒ ①´リスクの再評価<br>・ 業務の見える化、標準化に基づく自主点検など自律的な取組みを推進。<br>・ 大小ある個々の部署に併せて実態にあった柔軟な取組みを採用。 | ・ 社内各部門に「リスクマネジメント担当者」、各グループ会社に「リスクマネジメント責任者」を置き、各部門・各グループ会社の自主的な活動を促し、定期的な会議等を通じて内部統制・リスク管理に関する情報を共有化。<br>・ 部署の規模に併せた取組みを柔軟に採用。 |
| ③ 全庁的な取組みを推進するための体制<br>・ 内部統制担当部署の設置、内部統制担当を指名（副知事・副市町村長等）。<br>・ 全部署で上記PDCAの取組みを徹底するための支援や監督を行う。<br>（例：リスクを評価するための手順書の策定、リスク評価の実施確認）<br>・ 全部署に共通するリスク情報を共有する。 | ・ 副社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」にて年度計画の進捗状況、内部統制・リスクに関する事項等を定期報告。<br>・ 内部統制・リスク管理に関する点検、監督の仕組みを整え、グループ全体にわたって内部統制の状況を定期的に確認。 |

出所： 新日鉄住金 アニュアルレポート 2015

4

# 内部統制の具体例（姫路市の事例）

## リスク管理基本方針

＜はじめに＞

○ 市民との信頼関係を構築し、効果的・効率的で、かつ質の高い公共サービスを提供し続けていくためには、様々な「リスク」を管理する体制を整備・運用し、総合的にリスク管理を行っていくことが必要不可欠である。

○ 基本方針に基づき、リスク管理体制を整備・運用し、全職員及び全部局が組織的かつ自律的にリスク管理に取り組むことで、市民に「信頼される市役所の実現」を目指していく。

＜リスク管理の基本方策＞

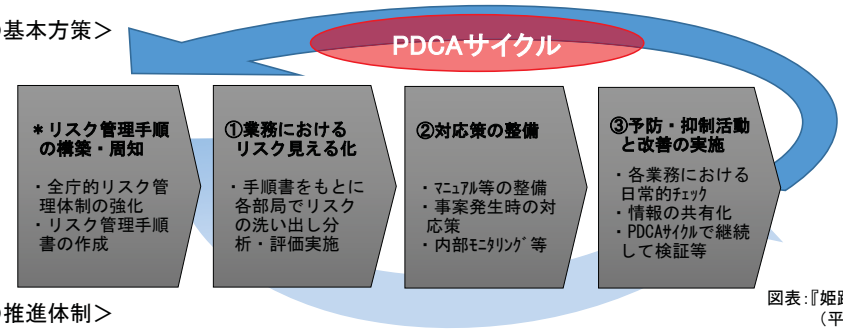


図表：『姫路市リスク管理基本方針』（平成23年3月）参照

＜リスク管理の推進体制＞

| | |
|---|---|
| 市長 | 基本方針の実施に関する最終責任者 |
| 各局・部 | 基本方針の具体化（ﾘｽｸ点検、ﾏﾆｭｱﾙ作成）、日常的なモニタリング |
| リスク管理推進部署 | リスク管理推進の手順書策定、全庁的なリスク管理に係るコーディネート |

＜姫路市の活用事案＞

例：DV支援措置申出者への住民票交付

＊ リスク管理推進部署が「姫路市リスク管理基本方針」の下、全庁的な「リスク管理手順書」を作成。全部局にリスク点検シートを作成指示。

① 市民局においてリスク点検シートを作成。その中で、DV被害者の住民票を誤って加害者に交付するリスクを特定（リスクの「見える化」）。リスク回避策を検討・整備。

② 各課・各局単位で内部モニタリングを実施。リスク回避の徹底のため、DV被害者の住民票交付を住民窓口センターで手続きを一本化することや、検索システムの改良（アラーム表示）などを実施。

③ 事務要領・総合マニュアルに反映し、職員への周知徹底とともに、日常的に業務をチェックし、 再びリスク点検シートに記載。

5

# 監査制度の充実強化のための見直しイメージ

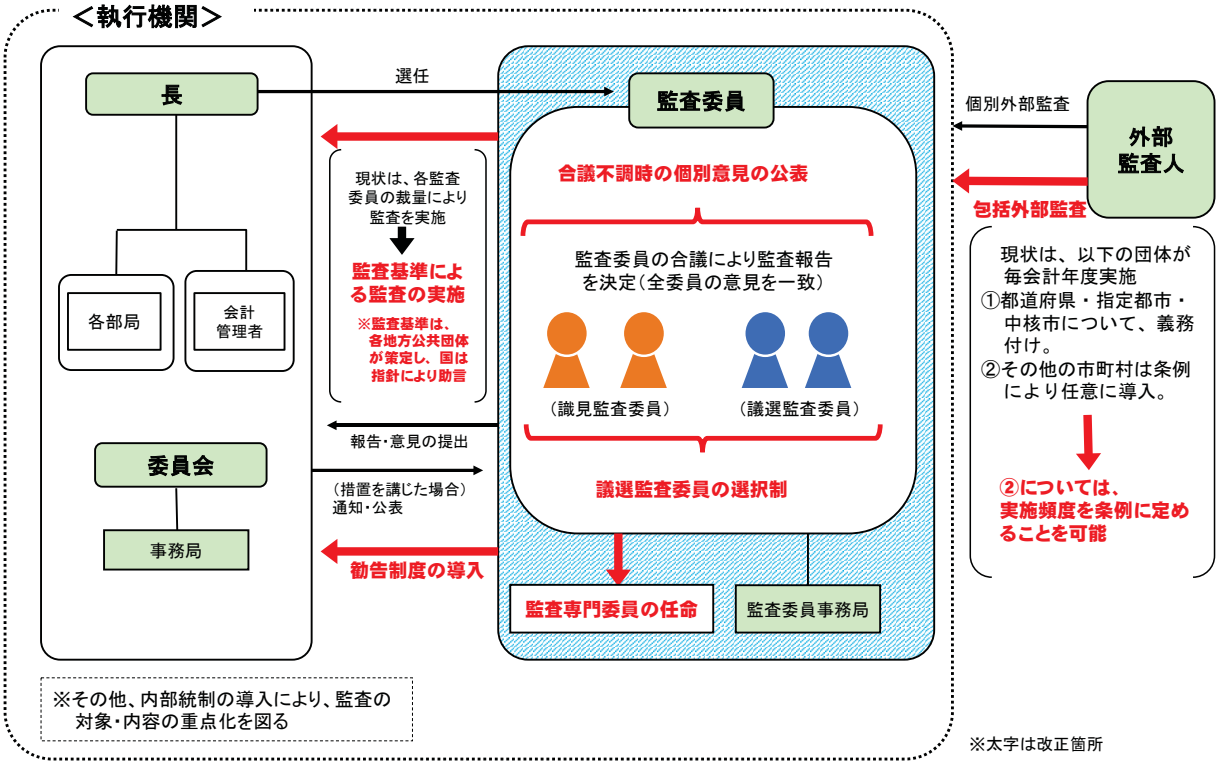


※太字は改正箇所

6

# 現状の監査基準と監査報告について

## 都道府県監査委員監査基準　抄
（全都道府県監査委員協議会連合会作成）

第１　総則
１　監査実施基準
（基本方針）
（1）監査を行うに当たっては、都道府県の事務事業が、**最少の経費で最大の効果**をあげるようになされているか、**組織及び運営が合理化**されているかどうかに特に配慮して実施するものとする。
（年間計画の策定）
（2）監査は原則として、対象の事務事業の動態、監査所要期間等を勘案して、**あらかじめ年間監査計画を策定し、これに基づいて行う**ものとする。

２　監査報告基準
（報告書の作成）
（1）監査報告書は、監査終了後すみやかに作成し、**実施した監査の概要及び結果を簡潔明瞭に記載する**ものとする。

第２　監査実施準則
監査の実施に当たっては、監査種別ごとに定める実施方針に準拠し、事務の種別ごとに定めた**監査着眼点を必要に応じて選択**し、かつ監査技術を適切に採用して行うものとする。

２　監査着眼点
○　**収入確保は適正**に行われているか
（前年度収入未済額の繰越手続は適切、調査事務　等）
○　その他**違法、不当な会計処理**がなされていないか
（記帳・計算の記載、現金・証紙等の出納保管　等）
○　**債権の管理は適正**に行われているか
（強制執行・保全・取立、債権の徴収停止、履行期限延長又は債務の免除　等）
○　**徴収事務は適正**に行われているか
（徴収簿は整備　等）
○　補助金、交付金、負担金、貸付金その他の**財政援助の決定は適正**になされているか。
など

## 監査報告の例

**財務監査**

**＜対象＞　全136機関について監査を実施**

**＜主な監査結果＞**※各部局毎にそれぞれ指摘

保健福祉部

⇒　**児童扶養手当返納金等の収入未済額が増加**しており、一層の収入確保に努める
⇒　**就学調査を適正に実施していない**ため、看護学生奨学資金の返還を求める者に対し返還命令、調定を行っていない
⇒　**収入証紙貼付実績簿の未作成**があり、適正な処理に努める　等

県民局

⇒　**母子寡婦福祉資金貸付金、農業改良資金貸付金等の収入未済額**について、引き続き収入確保に努める
⇒　**庁用自動車を車検切れのまま使用**したものがあり、今後はこのようなことがないように努める　等

教育庁

⇒　**奨学金貸付金の収入未済額**について収入確保に努める
⇒　**設計金額を超えた予定価格の設定**があり、適正な処理に努める

**行政監査**

**＜対象＞県が実施している団体等への検査等のうち、30事務**
（水道検査、社会福祉法人検査、医療機関検査等）を監査

**＜主な監査結果＞**※部局横断して特定の事項に指摘
○　法令や要綱等に定められた**実施頻度を下回るもの**、実施計画の**目標の達成ができていない**ものがある
⇒実施体制や方法について**適時適切な見直し**に取り組むこと

○　内部研修の実施、外部研修への参加がされていないものがある
⇒**研修機会の確保、研修内容の充実**に取り組むこと

○　改善措置状況の報告に対する確認は、実地・書面、口頭など様々
⇒**確実な方法かつ最適な時期での確認**に取り組むこと

7

# 求められる監査基準と監査報告について

【趣旨】内部統制を前提とした監査の基本原則を定めることで、①監査委員の責任を明確にし、②被監査主体に対して責任をもった対応を求めるとともに、③ガバナンスの状況について住民に対してわかりやすく伝えるもの。監査基準に従って監査することを明らかにする。

## 求められる主な監査基準のイメージ

＜監査の目的＞
・　**住民の視点に立った公共の福祉の増進**のために監査を行う。

＜一般基準＞
・　監査委員等は、専門的能力の向上と知識の蓄積を図り、専門性を維持するため**継続的な研修を通じて研鑽**を努める。
・　監査の説明責任を果たすため、監査の過程で入手した**監査資料、監査証拠、監査結果内容を記録整理し、保存**する。
・　監査委員は、**事務局職員に対して適切な指示、指導及び監督**をし、事務局職員が実施した監査内容を把握する。　など

＜実施基準＞
・　**違法不当の指摘にとどまらず指導・勧告を意識した監査**を実施する。
・　監査計画の策定に当たり、事業内容、地方自治法や関連法規、内部統制の整備状況、過去の監査結果等を分析した上で、**重点的に取り組むべき事項を設定**する。
・　事情変更、新たな事実発見など見直しの必要があれば、弾力的に監査計画を修正する。
・　監査の実施に当たり、違法不当な事態又は改善を要する事態の**金額的影響や質的影響の重要性**を十分に考慮し、**原則としてそれらの高い項目に重点的に監査の人員や時間を充てる**ことにより、効率的・効果的に監査を行う。
・　監査結果を形成するため、法規準拠性、正確性、経済性、効率性、有効性などの**監査要点に適合した十分かつ適切な監査証拠を入手**する。
・　監査**対象が複数の機関に共通・関連する事項**がある場合等、状況に応じて監査重点事項を設定するなど、**横断的に監査を実施**　など

＜報告基準＞
・　監査委員は、監査結果報告案の提示を受け、事案の事実関係や事態の規模、重要性などを検討し監査結果について決定する。
・　監査の結果に関する**報告及び意見**において、**監査の対象・実施した監査概要・監査結果等を記載**する。**指摘すべき事項がない場合は、監査の結果に関する報告及び意見にその旨を記載**する。　など

※その他詳細の着眼点等は、ガイドラインや要綱等により定める。

## 監査報告の例

**ICT調達に関する財務監査及び行政監査**

**＜リスクの特定＞**
○　ICT調達においては、契約に関する業者見積など**ITベンダーに過度に依存し客観的な評価・分析がされていない**、**IT調達ガイドラインに準拠した取り扱いができていない**事態が見受けられ、**以下のリスク**が認められるところ。
①　ICT調達において過大な支出が行われるリスク
②　ICT調達において競争性が適切に確保されないリスク
③　委託業務の品質が確保されない、委託先・再委託先から重要な情報が漏えいするリスク

○　そのため、保有する200超の情報システムのうち、**契約額が比較的多額であった21のシステム調達を対象**に、**リスクを踏まえ監査**を実施

**＜主な監査結果＞**
**①　ICT調達の経済性を阻害するリスク**
⇒　保守業務の見積作業単価について、同一委託業者であってもシステム間で差異があることから、**予定価格の算定における作業単価の情報共有の仕組み**を検討
⇒　競争入札方式の調達において、**見積書の複数取得を徹底**　等

**②　ICT調達の公平性・競争性を阻害するリスク**
⇒　**一者入札となった場合に原因分析**を行い、それを他の類似案件に活用できるように契約担当局は検討　等

**③　ICT調達の効率性や品質、情報セキュリティの確保を阻害するリスク**
⇒　再委託先の情報セキュリティ対策状況・業務遂行能力等に基づき承認する手続とすべく、**再委託承諾申請書の改訂**等を行う
⇒　再委託先の情報セキュリティの対策状況の確認を確実に行う　等

**④　その他（ICT調達に係る環境整備について）**
⇒　市全体として**過去のICT調達の情報・仕様などの情報を共有**し、各部局がこれらの情報を活用できる環境を整備
⇒　内部の**ICT人材の確保の研修を計画的に実施**し、研修効果を検証、中期的には**外部のICT専門人材の活用**も検討

8

# 地方公共団体の決算認定の手続き

○地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）第233条

① 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類※と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

② 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

③ 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

④ 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

⑤ 普通地方公共団体の長は、第三項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

⑥ 普通地方公共団体の長は、第三項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

⑦ 普通地方公共団体の長は、第三項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

※「政令で定める書類」とは、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書。

＜決算審議（イメージ）＞ ※○数字は、法233条の各項を表す。

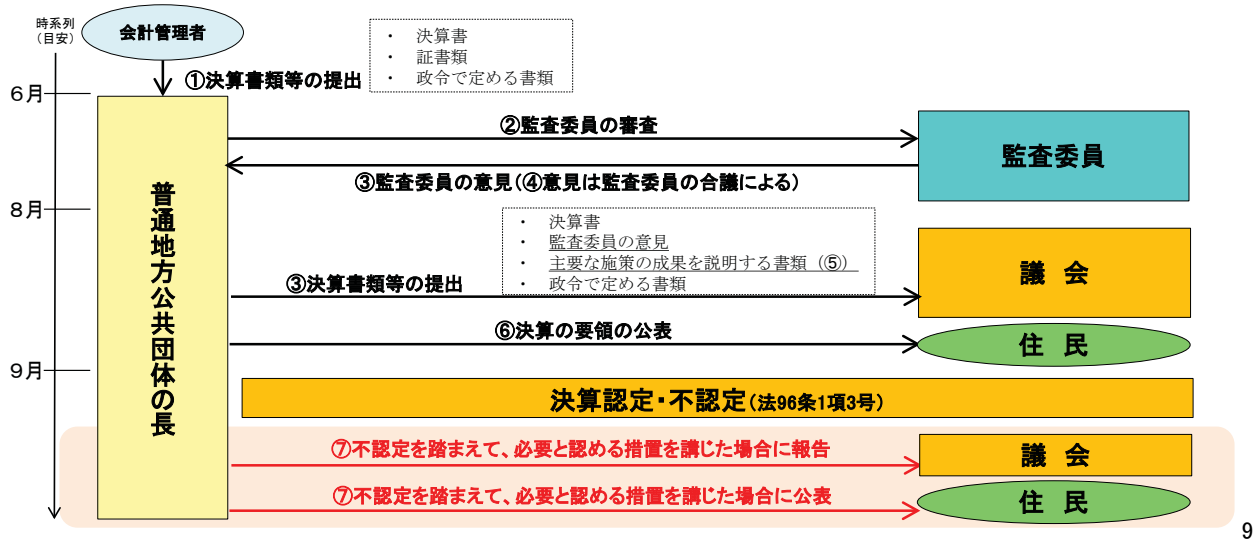


9

# 住民訴訟の件数（平成１４年９月１日～平成２８年３月３１日）

| 区　分 | | 団体数 a | 訴訟件数 b | 1号訴訟 c | 2号訴訟 d | 3号訴訟 e | 4号訴訟 f | 1団体あたりの平均訴訟数 b/a |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 都道府県 | | (47) | 661 | 117 | 32 | 76 | 558 | 14.06 |
| 指定都市 | | (20) | 311 | 54 | 21 | 39 | 253 | 15.55 |
| 特別区 | | (23) | 135 | 17 | 15 | 20 | 114 | 5.87 |
| 市町村（指定都市を除く。） | | (1,698) | 1,698 | 255 | 119 | 233 | 1,350 | 1.00 |
| | 200,000 ～ | (89) | 493 | 67 | 40 | 87 | 414 | 5.54 |
| | 150,000 ～ 199,999 | (49) | 119 | 21 | 6 | 13 | 93 | 2.43 |
| | 100,000 ～ 149,999 | (102) | 241 | 46 | 13 | 24 | 201 | 2.36 |
| | 50,000 ～ 99,999 | (261) | 284 | 33 | 12 | 38 | 227 | 1.09 |
| | 40,000 ～ 49,999 | (99) | 98 | 8 | 7 | 4 | 85 | 0.99 |
| | 30,000 ～ 39,999 | (144) | 117 | 14 | 10 | 21 | 88 | 0.81 |
| | 20,000 ～ 29,999 | (157) | 111 | 20 | 9 | 11 | 88 | 0.71 |
| | 10,000 ～ 19,999 | (285) | 144 | 32 | 14 | 27 | 89 | 0.51 |
| | 0 ～ 9,999 | (512) | 91 | 14 | 8 | 8 | 65 | 0.18 |
| 全団体計 | | (1,788) | 2,805 | 443 | 187 | 368 | 2,275 | 1.57 |

（地方自治月報第53号～58号より作成）

※ 平成14年9月1日～平成28年3月31日の間に提起された訴訟を対象としている。
※ 一の訴訟において、複数の請求があるものがあるため、cからfまでの合計とbは一致しない。
※ 人口は、平成27年度国勢調査人口による。
※ 団体数は、平成28年3月31日現在である。

10

## 長や職員に対する高額（約1億円以上）の損害賠償が命じられた事例

○　平成17年4月1日～平成28年4月1日の間に、住民訴訟（4号訴訟）において、地方公共団体の長や職員に対する約1億円以上の損害賠償請求を命じる判決が言い渡されたもの。

| | 事案 | 賠償義務者 | 賠償額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 市が締結した汚土収集運搬作業の委託契約（福山市） | 市長、助役（3名） | 1億751万円 | 市長は破産<br>助役は判決額又は和解額を支払 |
| 2 | ゴルフ場開発不許可処分とされた開発事業者との民事調停（京都市） | 市長 | 26億1257万円 | 相続人が一部支払い、残額は欠損処理 |
| 3 | 土地開発公社が先行取得した動物霊園等の建設予定地の買受（交野市） | 市長 | 1億3246万円 | 一部支払済 |
| 4 | 公共下水道に関する地方交付税算定（岡山市） | 市長、助役、職員 | 4億5090万円 | 高裁判決後に和解<br>（和解額を全額支払済） |
| 5 | 県職員の公務出張に係る旅費（福井県） | 知事 | 1億983万円 | 高裁で知事が逆転勝訴（上告後確定） |
| 6 | 外郭団体に対する補助金（神戸市） | 市長 | 2億5379万円 | 議決により権利放棄 |
| 7 | 外郭団体に対する補助金（神戸市） | 市長 | 55億3966万円 | 議決により権利放棄 |
| 8 | 浄水場建設予定地として購入した土地の代金（さくら市（旧氏家町）） | 町長 | 1億2192万円 | 議決により権利放棄 |
| 9 | 生活保護の支給決定（滝川市） | 職員 | 1億3465万円 | 議決により権利放棄 |
| 10 | 河川改修事業の委託料の過大支払（横浜市） | 職員 | 1億4049万円 | 判決後訴え取下げ |
| 11 | バイオマス事業への補助金の支出（御船町） | 町長 | 9279万円 | 控訴取下げにより確定<br>賠償額の支払について町が提訴 |
| 12 | リサイクル施設の事業停止に伴う補助金の返還（栃木県） | 知事 | 1億9659万円 | 高裁で知事が逆転勝訴<br>上告・上告受理申立て中（H29.3.9時点） |

11

## 神戸市、大東市、さくら市の住民訴訟に関する最高裁判決①

平成24年4月20日最高裁判所第二小法廷判決（民集66巻6号2583頁）【神戸市①事件】
平成24年4月20日最高裁判所第二小法廷判決（裁判集民事240号185頁）【大東市事件】
平成24年4月23日最高裁判所第二小法廷判決（民集66巻6号2789頁）【さくら市事件】

【法廷意見（各事件）】

（住民訴訟で争われている損害賠償請求権等を放棄する議決の有効性について）

○　地方自治法96条1項10号は、普通地方公共団体の議会の議決事項として、「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること」を定め、この「特別の定め」の例としては、普通地方公共団体の長はその債権に係る債務者が無資力又はこれに近い状態等にあるときはその議会の議決を経ることなくその債権の放棄としての債務の免除をすることができる旨の同法240条3項、地方自治法施行令171条の7の規定等がある。他方、普通地方公共団体の議会の議決を経た上でその長が債権の放棄をする場合におけるその放棄の実体的要件については、同法その他の法令においてこれを制限する規定は存しない。

○　したがって、地方自治法においては、普通地方公共団体がその**債権を放棄するに当たって、その議会の議決及び長の執行行為（条例による場合は、その公布）という手続的要件を満たしている限り、その適否の実体的判断については、**住民による直接の選挙を通じて選出された議員により構成される普通地方公共団体の議決機関である**議会の裁量権に基本的に委ねられている**ものというべきである。

○　もっとも、同法において、普通地方公共団体の執行機関又は職員による公金の支出等の財務会計行為又は怠る事実に係る違法事由の有無及びその是正の要否等につき住民の関与する裁判手続による審査等を目的として住民訴訟制度が設けられているところ、**住民訴訟の対象とされている損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を放棄する旨の議決がされた場合についてみると、**このような請求権が認められる場合は様々であり、個々の事案ごとに、当該請求権の発生原因である財務会計行為等の性質、内容、原因、経緯及び影響、当該議決の趣旨及び経緯、当該請求権の放棄又は行使の影響、住民訴訟の係属の有無及び経緯、事後の状況その他の**諸般の事情を総合考慮して、これを放棄することが普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする地方自治法の趣旨等に照らして不合理であって上記の裁量権の範囲の逸脱又は濫用に当たると認められるときは、議決は違法となり、放棄は無効となる**ものと解するのが相当である。そして、当該公金の支出等の財務会計行為等の性質、内容等については、その違法事由の性格や当該職員又は当該支出等を受けた者の帰責性等が考慮の対象とされるべきものと解される。

12

## 神戸市、大東市、さくら市の住民訴訟に関する最高裁判決②

【千葉勝美裁判官の補足意見（各事件）】

○　国家賠償法においては、個人責任を負わせる範囲について、同法第1条2項が公権力の行使に当たる公務員が故意又は重大な過失のあった場合に限定しているのと比べ、住民訴訟においては、個人責任を負う範囲を狭めてはおらず、その点が制度の特質となっている。

○　住民訴訟制度が設けられた当時は、財務会計行為及び会計法規は、その適法・違法が容易にかつ明確に判断し得るものであると想定されていたが、その状況は、今日一変しており、地方公共団体の財政規模、行政活動の規模が急速に拡大し、それに伴い、複雑多様な財務会計行為が錯綜し、それを規制する会計法規も多岐にわたり、それらの適法性の判断が容易でない場合も多くなってきている。そのような状況の中で、地方公共団体の長が自己又は職員のミスや法令解釈の誤りにより結果的に膨大な個人責任を追及されるという結果も多く生じてきており（最近の下級裁判所の裁判例においては、損害賠償請求についての認容額が数千万円に至るものも多く散見され、更には数億円ないし数十億円に及ぶものも見られる。）、また、個人責任を負わせることが、柔軟な職務遂行を萎縮させるといった指摘も見られるところである。

○　地方公共団体の長が、故意等により個人的な利得を得るような犯罪行為ないしそれに類する行為を行った場合の責任追及であれば別であるが、錯綜する事務処理の過程で、一度ミスや法令解釈の誤りがあると、相当因果関係が認められる限り、長の給与や退職金をはるかに凌駕する損害賠償義務を負わせることとしているこの制度の意義についての説明は、通常の個人の責任論の考えからは困難であり、それとは異なる次元のものといわざるを得ない。

○　国家賠償法の考え方に倣えば、長に個人責任を負わせる方法としては、損害賠償を負う場合やその範囲を限定する方法もあり得るところである。（例えば、損害全額について個人責任を負わせる場合を、故意により個人的な利得を得るために違法な財務会計行為を行った場合や、当該地方公共団体に重大な損害を与えることをおよそ顧慮しないという無視（英米法でいう一種のreckless disregard のようなもの）に基づく行為を行った場合等に限ることとし、それ以外の過失の場合には、裁判所が違法宣言をし、当該地方公共団体において一定の懲戒処分等を行うことを義務付けることで対処する等の方法・仕組みも考えられるところである）。

○　現行の住民訴訟は、不法行為法の法理を前提にして、違法行為と相当因果関係がある損害の全てを個人に賠償させることにしている。そのことが心理的に大きな威嚇となり、地方公共団体の財務の適正化が図られるという点で成果が上がることが期待される一方、場合によっては、前記のとおり、個人が処理できる範囲を超えた過大で過酷な負担を負わせる等の場面が生じているところである。

○　議会としては、基本的にはその裁量事項であっても、単なる政治的・党派的判断ないし温情的判断のみで処理することなく、その逸脱・濫用とならないように、本件の法廷意見が指摘した司法判断の枠組みにおいて考慮されるべき諸事情を十分に踏まえ、事案に即した慎重な対応が求められることを肝に銘じておくべきである。

13

## 神戸市、大東市、さくら市の住民訴訟に関する最高裁判決③

【須藤正彦裁判官の意見（さくら市事件）】

○　一般論でいえば、長に対しておよそ弁済能力を超える非常識に高額な金額の損害賠償請求権を行使するのも必ずしも適切でないという面も否定できない。すなわち、長による普通地方公共団体の効率的・建設的な公金使用あるいは複雑かつ多様な現代社会に対応し長期的な視野に立った積極果敢な行政運営や職務の遂行が求められる一方で、その職務の遂行過程で違法に普通地方公共団体に損害を与えるという場面があり得、その場合に、その損害の名目額にもかかわらず経済実質上のそれは僅かであると評価されるときや、帰責性がさほどではないとみられるときもあり得る。

○　他方また、公権力の行使に当たる公務員の職務の遂行における不法行為による国又は公共団体の損害賠償責任について公務員個人は被害者に対し損害賠償責任を負わないこと、長以外の職員は議会の同意を得てではあるが、監査委員によって決定された賠償責任につき長から減免を受け得ること（法243条の2第8項）との権衡、長はそれ以外の職員と異なり住民による直接の選挙を通じて選出され、政治責任を問われ得る存在であることなどの事情を考慮すると、多額の損害賠償請求権を行使することが酷に失し、あるいは、行政運営を萎縮させたり、長の適任者を遠ざけることにもなりかねない面もある。

○　もちろん、住民訴訟は、長などの生活を破綻させることを目的とするものではないし、また、そうさせてまで賠償をさせても地方公共団体の損害回復に寄与する程度は一般的にはいかほどのものでもないであろう。そうすると、事案によってはこの高額の損害賠償金額を一定程度減縮することが相当となる場合があるという考え方も成り立ち得る。

○　一般的に、議会において賠償金額を、例えば、長の資力などを考慮して過重とみられる分をカットし、あるいは、年間報酬額の何年分といった額にまで減縮する旨の一部放棄の議決をすることは一つの政治的判断として合理的で裁量権の範囲内とみられよう。

14

# 自治法改正案と類似制度との比較

| | 会社法（426条） | 一般社団法人法（114条）※ | 改正地方自治法 |
|---|---|---|---|
| 免除の<br>主観的要件 | 善意かつ無重過失 | 善意かつ無重過失 | 善意かつ無重過失 |
| 免除手続 | ① 一部免除ができる旨の定款の定め<br>② 取締役会決議又は取締役の過半数の同意（責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他事情を勘案）<br>③ 定款及び免除議案の提出等についての監査役等の同意 | ① 一部免除ができる旨の定款の定め<br>② 理事会決議又は理事の過半数の同意（責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案）<br>③ 定款及び免除議案の提出等についての監事の同意 | ① 一部免除をする旨の条例の定め<br>② 条例の制定等についての監査委員への意見聴取 |
| 最低責任限度額<br>（年収額×乗数） | 代表取締役・代表執行役　６<br>上記以外の業務執行取締役等　４<br>その他の取締役、監査役等　２ | 代表理事　６<br>上記以外の業務執行理事等　４<br>その他の理事、監事等　２ | 参酌基準を国が定める。以下を想定。<br>長　６<br>委員会の委員、副知事等　４<br>監査委員等　２<br>一般職員　１<br>下限額を設定。下限額についても国が定める。 |
| 訴訟制度 | 株主代表訴訟（847条） | 社員による責任追及の訴え（278条） | 住民訴訟（242条の2） |

※その他役員等の損害賠償責任の免除について規定しているものとして、
独立行政法人通則法、投資信託及び投資法人に関する法律、農業協同組合法、森林組合法、医療法、社会福祉法など

15

# 地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会 報告書（概要）①

## 地方公共団体金融機構の概要

- 地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）は、地方公共団体に長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行うことを目的とする地方共同法人である（地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号。以下「機構法」という。）第1条）。
- 公営企業金融公庫の廃止に伴い、平成20年8月に全ての都道府県及び市区町村の出資を受けて地方公営企業等金融機構が設立され、平成21年6月には一般会計への貸付けも行う地方共同の資金調達機関として、現在の機構に改組。

## 第1　検討会の設置趣旨

- 機構法附則第25条は、政府は、平成29年度末を目途として、機構の業務の在り方全般について検討を行う旨を規定。
- 地方財政に関する重要事項を審議する地方財政審議会として意見を取りまとめるため、「地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会」を設置し、検討。

**地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）附則（抄）**
（検討）
第25条　政府は、平成29年度末を目途として、この法律の施行状況、地方公共団体による資本市場からの資金調達の状況等を勘案し、地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完することを旨として業務の重点化を図ることの重要性に留意しつつ、機構の自主的かつ一体的な経営を確立する観点から、機構の業務の在り方全般について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
2　前項の規定による検討を行うに当たっては、総務大臣は、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織の意見を聴かなければならない。

## 第2　検討に当たっての前提

**地方共同の資金調達機関構想の系譜**

- 検討に当たっては、公営企業金融公庫の設立、同公庫の貸付範囲の拡大、地方公営企業等金融機構の設立、機構への改組に至る経緯を踏まえる必要。
- 特に、地方公営企業等金融機構の設立の契機となった政策金融改革、貸付対象を一般会計債等に拡大して機構に改組する契機となった「生活対策」の趣旨を再確認することが重要。

**検討条項**

- 機構法附則第25条第1項は、検討の観点等として、①機構法の施行状況、②地方公共団体による資本市場からの資金調達の補完、③業務の重点化、④自主的かつ一体的な経営の確立を規定。
- 同条第2項は、総務大臣による地方六団体の意見聴取を規定。

◎地方六団体意見（平成29年10月20日）（抜粋）
今回の機構の業務の在り方の検討に当たっては、地方公共団体の意見を最大限尊重した上で、機構が引き続きその役割・機能を果たすとともに、地方公共団体の資金調達に支障を来すことのないよう、現行の枠組みを堅持すべきである。

**国会附帯決議等**

- 検討に当たっては、地方公営企業等金融機構法案に対する附帯決議等を踏まえることが必要。

◎地方公営企業等金融機構法案に対する附帯決議（平成19年5月8日衆議院総務委員会）（抄）
平成29年度末を目途とする業務のあり方全般に係る検討に当たっては、機構が地方債資金の共同調達を担う地方共同法人であることにかんがみ、地方公共団体のニーズを十分踏まえ、これを行うこと。また、検討結果に基づく措置を講ずるに当たっては、地方六団体の意見を最大限尊重するとともに、地方分権改革の方向性との整合性を確保すること。
※平成19年５月22日参議院総務委員会附帯決議にも同内容の記載あり。

**機構の業務の在り方について検討**

- 機構法の施行状況
- 資本市場からの資金調達の補完
- 業務の重点化
- 自主的かつ一体的な経営の確立

# 地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会 報告書（概要）②

## 第3　業務の実施状況

### 機構法の施行状況

＜業務運営体制＞
- 代表者会議の半数及び経営審議委員会への外部有識者の参画、会計監査人の監査等、第三者の視点による外部的チェックにより、責任ある経営を確保。
- 債券等借換え時の金利リスクに備えるため、十分な金利変動準備金等を確保。
- ALM委員会を設置して、デュレーションギャップ（※）管理目標を設定するほか、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行った上で、経営判断に反映。

（※）デュレーション：キャッシュ・フローの平均回収年限を表すと同時に価格変動性の指標として用いられるもの。
デュレーションギャップ：資産（貸付）デュレーションと負債（債券等）のデュレーションの差。

＜貸付業務＞
- 地方公共団体の整備する社会資本の耐用年数に応じ、最長40年に及ぶ償還期間を設定。償還期間が20年以上の貸付けが8割超。
- 安定的な資金調達と、公営競技納付金を原資とする地方公共団体健全化基金の運用益等を活用して、政策課題に応じた低利の利率設定。
- 電子申請・通知システムの導入などにより融資手続を効率化。

＜資金調達業務＞
- 地方金融機構債は国債と同等の格付を維持。市場からの高い評価に基づき、低コストで安定的な資金調達を行っている。

＜地方支援業務＞
- 人材育成・実務支援・調査研究・情報発信を柱として、地方公共団体の人材育成や金融リテラシーの向上に大きく貢献。

＜経営状況＞
- 低金利下で貸付金利息収入が低下する等の状況においても、設立以来、当期純利益を確保するなど、安定的な経営を実現。

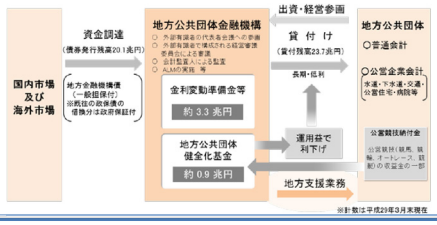


### 地方公共団体による資本市場からの資金調達の補完

＜長期資金の融通＞
- 機構資金は、償還期間20年以上の資金が約8割を占めており、地方公共団体が資本市場から調達するには限界がある長期資金を融通。

＜小規模団体に対する資金供給＞
- 機構の貸付金残高の約60%を一般市町村が占めており、資本市場からの資金調達能力の観点から、小規模な団体に対する資金調達を支えている。

＜災害や金融市場の混乱等への対応＞
- 臨時財政対策債の貸付けや、東日本大震災への対応等、危機対応時におけるセーフティネットとしての役割も果たしている。

### 業務の重点化

＜貸付規模の段階的縮減＞
- 貸付規模は、臨時財政対策債及び東日本大震災分を除き、地方公営企業等金融機構発足前の平成19年度を下回る規模で推移。

＜貸付対象事業の重点化＞
- 一般会計債では、地方公共団体の資金ニーズが高い地方単独事業（緊急防災・減災事業、公共施設等適正管理推進事業等）に重点的に対応。
- 公営企業債では、地方公営企業等金融機構の発足以降、上水道・下水道・病院の3事業に対して8割から9割の割合で貸付けを実施。
- 政令10事業（※）に対する貸付けの割合は、全体の2%～4%程度に止まっており、個別団体のニーズに基づく対応がなされている。

（※）政令10事業：工業用水道事業・電気事業・ガス事業・港湾整備事業・介護サービス事業・市場事業・と畜場事業・観光施設事業・駐車場事業・産業廃棄物処理事業

### 自主的かつ一体的な経営の確立

- 地方公営企業等金融機構の設立当初は、貸付対象が原則として公営企業に限定されていたが、貸付対象に一般会計債等を追加し、自主性を向上。
- 国の関与は、一般勘定については必要最小限に、管理勘定については公営企業金融公庫に対する国の関与に比べれば限定的なものに止まっている。
- 設立後約10年を経過し、地方共同法人としての経営が確立・定着。

## 地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会 報告書（概要）③

### 第4 地方債市場の動向

＜市場公募地方債＞
- 発行団体の増加等により市場が拡大しつつあるが、一般市町村による市場公募地方債の発行は、依然として困難。
- 超長期債の発行も増加しているが、ここ数年の低金利環境によるものと考えられ、今後の動向を注視していく必要がある。

＜地域金融機関＞
- 地方債の重要な引受先となっているが、主たる貸付原資は流動性預金等の短期資金であり、民間等資金では償還期間10年以下のものが依然として約7割を占める。
- 最近の長期資金の引受けについても、ここ数年の低金利環境によるものと考えられ、今後の動向を注視していく必要がある。

＜金融当局のスタンス＞
- 金融機関が運用を長期化する動きに対して、金利リスク管理面からの懸念を指摘。

### 第5 今後の業務の在り方

#### 業務運営
- 引き続き外部有識者等のチェックによる適切なガバナンスの下で、金融環境の変化にも柔軟に対応し、安定的な経営を図っていくべき。
- 金利変動準備金をはじめとした財務基盤の確保に努めるとともに、公営競技納付金制度の仕組みを維持すべき。

#### 貸付業務

＜資本市場からの資金調達の補完の必要性＞
- 民間資金を中心とした調達への転換、市場公募化の一層の推進を図る一方、資本市場からは調達困難な資金を補完する公的資金の役割は引き続き重要。
- 小規模団体に対しては公的資金の安定的確保が不可欠。さらに、金融市場の混乱時や大規模災害時等には、公的資金の弾力的供給が必要。

＜公的資金の役割・意義＞
- 機構資金は、財政融資資金とともに公的資金と位置づけられており、いずれも資本市場からの資金調達を補完するものとして引き続き重要。
- 資金調達能力の観点からは、一般市町村を中心に、２つの公的資金が用意されていることは、資金調達の選択肢を確保する観点からも重要。
- 特に、臨時財政対策債については、地方の財源保障の観点から、引き続き国が責任をもって一定の資金を確保する必要。

＜機構資金の役割・特徴＞
- 「共助」の仕組みにより調達した資金という観点から、「公助」としての財政融資資金と、その役割を適切に分担していくことが必要。
- 公共施設等の老朽化対策など、地方共通の重要政策課題に対応するための地方単独事業については、「共助」としての機構資金が対応する必要性が高い。

＜貸付条件＞
- 地方公共団体のニーズを踏まえ、引き続き柔軟に対応すべき。
- 貸付利率の設定に当たっては、金融情勢等を踏まえながら、経営に支障のない範囲で、適切な利下げを行うよう努めていくことが重要。

#### 資金調達業務
- 資金調達手段の多様化と機動的・弾力的な起債運営を進め、市場からの信認を維持しながら、低コストで安定的な資金調達を図るべき。

#### 地方支援業務
- 資金調達の円滑化・効率化のみならず、財政運営の健全性の確保にも資する観点から、調査研究を含め、さらなる充実・強化を図るべき。

#### 業務の重点化

＜貸付規模＞
- 段階的な縮減の方針を維持することが適当であるが、今後の金融情勢等によっては、必要な対応を検討すべき。

＜貸付対象事業＞
- ニーズの高い地方単独事業に重点的に対応する中で、過疎対策事業など、「共助」の観点から新たな資金ニーズにも的確に対応すべき。
- 公営企業への貸付けは、上下水道や病院等に対し、広域化等の観点から重点的に対応すべき。政令10事業は、引き続き個別団体への対応が適当。

#### 自主的かつ一体的な経営の確立
- 国の関与は引き続き必要最小限とすべき。
- 貸付対象事業や貸付枠について重点化や制限をすべきではなく、地方公共団体の判断に委ねるべきとの考え方の下に、引き続き検討を行っていくべき。

#### 公庫債権金利変動準備金の国庫帰属の取扱い
- 今後、準備金を活用し得ることとなった場合には、機構の財産が形成された経緯を踏まえ、地方公共団体に還元する形で活用することが適当。

## 地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会 報告書（概要）④

### 第6 機構の業務の在り方に関する提言

○ 機構は、設立の趣旨・経緯を踏まえ、地方公共団体を主体としつつ第三者の視点による外部的チェックによるガバナンスの下に自立的な運営を行い、安定した経営を確保する中で、住民生活に密着した上下水道・病院等の公営企業や、公共施設等適正管理推進事業、緊急防災・減災事業等の地方単独事業に対して、長期・低利の資金を重点的に供給している。また、小規模団体への資金供給、臨時財政対策債や東日本大震災への対応等において重要な役割を果たしている。

○ 本検討会における今回の検討結果としては、機構のこれまでの業務実施状況等を踏まえ、機構が引き続きその役割・機能を適切に果たすことができるよう、現行の枠組みを堅持すべきとの結論に至った。

○ 地方公共団体においては、公共施設等の老朽化対策や、喫緊の課題である防災・減災対策、地方創生の取組み等を推進するに当たって、今後とも多様な資金ニーズが見込まれる。このため、機構においては、安定的な経営の下で、十分な金利変動準備金の確保等、財務基盤の充実に努め、地方共同の資金調達機関として、出資者である地方公共団体のニーズに重点的かつ的確に対応し、資本市場からの資金調達には一定の限界がある長期・低利の資金供給を適切に行っていくべきである。あわせて、小規模団体への円滑な資金供給や、危機対応時における弾力的な資金供給等、セーフティネット機能の確保を引き続き図っていくべきである。また、地方支援業務について、地方公共団体の資金調達等への支援の充実を図るとともに、財政運営の健全性の確保への支援について充実・強化を図っていくべきである。

○ 今後とも、機構が、地方分権の理念の下に真に地方共同の資金調達機関としてその使命をより効果的に果たすことができるよう、出資者である地方公共団体の政策ニーズ等を踏まえながら、「共助」としての機構資金のあり方について、引き続き検討を加え、改善を行っていくことが必要である。